

# 太陽光発電設備等の導入に関する調査

## 結果報告書

令和6年3月

総務省行政評価局



## 前書き

我が国では、令和 32 年までにカーボンニュートラルの実現を目指すとともに、12 年度の温室効果ガス排出量 46%削減に向けて再生可能エネルギーの電源比率を倍増(元年度比)する計画<sup>1</sup>を策定し、その導入を促進している。

固定価格買取制度が平成 24 年 7 月に導入されて以降、全国で太陽光発電設備等の導入が拡大された一方、一部の太陽光発電設備等に関し、地域の現場では、地域住民への説明が十分になされないまま事業が開始される例、発電設備の設置後に土砂が流出する例などのトラブル等が発生している。

今般、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）が改正され、令和 6 年 4 月から、発電事業者が事業内容を周辺地域に説明会の開催等により事前周知することを認定要件とするほか、関係法令等の遵守義務に違反している場合には、交付金相当額を積立金として積み立てるべきことを命じ、発電事業者への交付を一時停止することができる措置を講ずるなど、地域と共生した再生可能エネルギー導入のための事業規律の強化を図ることとされた。

太陽光発電設備等の適正な導入促進のためには、今回の法改正等も含め現場で必要な措置が円滑に実行され、地域でのトラブル等の発生防止、地域住民の理解促進などの取組が進む環境の整備が喫緊の課題となっている。

本調査は、地域と共生を図りつつ、太陽光発電設備等の適正な導入が円滑に進められるための仕組みや運用の改善策、その進捗を把握するための方法を検討することを目的として実施したものである。

---

<sup>1</sup> 令和 3 年 10 月に策定された第 6 次の「エネルギー基本計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）



# 目 次

第1 調査の目的等.....	1
第2 基礎調査及び実地調査からみたトラブル等の概況等.....	2
1 太陽光発電設備等の認定及び導入（稼働）の状況.....	2
2 トラブル等の内容.....	2
3 トラブル等に対する市町村の対応状況.....	5
第3 把握した課題と改善策等.....	6
1 周辺地域への事前周知に関する対策.....	6
2 トラブル等の未然防止対策.....	9
(1) 事業計画の申請時（太陽光発電設備等設置前）における改善策.....	9
(2) 太陽光発電設備等設置後における改善策.....	10
3 稼働後における発電事業者等の最新の連絡先の的確な把握.....	14
4 地方公共団体との連携.....	16
(1) 認定設備や発電事業者等に関する情報の共有.....	16
(2) 関係法令違反等に関する情報の共有.....	18
5 発電事業者への適切な指導等の実施.....	21
第4 事例集.....	27
1 実地調査で把握した主なトラブル等（トラブル等の類型別）.....	27
2 周辺地域への事前周知に関する対策.....	34
3 トラブル等の未然防止対策.....	37
4 稼働後における発電事業者等の最新の連絡先の的確な把握.....	39
第5 その他（参考情報）.....	40
1 営農型太陽光発電.....	40
2 再エネ特措法に基づく調達期間を終了した発電設備の廃棄等.....	44
3 再エネ特措法の認定を受けていない発電設備.....	46
第6 あとがき.....	48
資料編.....	49

## 用語集

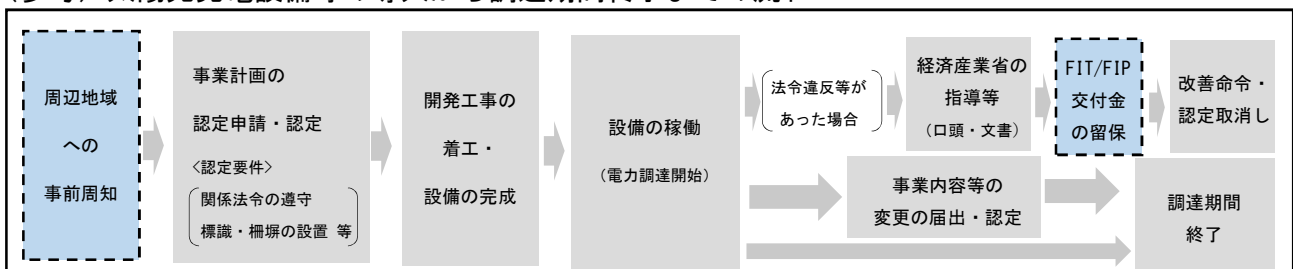
本報告書で複数の項目等に登場する用語（略語を含む。以下同じ。）は、以下のとおりとする。

用語	
市	個別の市町村名は記載せず、「市」と表記している。
県	個別の都道府県名は記載せず、「県」と表記している。
地方公共団体	都道府県と市町村の双方を指す。
自治会	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体その他これに類する団体（自治会、町内会、町会、区会、区など）
再エネ特措法	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）
法改正	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 44 号）による再エネ特措法の改正
改正法	令和 5 年 6 月の法改正後の再エネ特措法（令和 5 年 6 月 7 日公布、6 年 4 月 1 日施行）
再エネ特措法施行規則	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）
太陽光発電設備等	再生可能エネルギー発電設備である太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備等（再エネ特措法第 2 条）のうち、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定件数の多くを占める太陽光発電設備及び風力発電設備を「太陽光発電設備等」としている。
事業計画策定ガイドライン	再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づき発電事業者に遵守が求められる事項（遵守事項）及び適切な事業実施のために推奨される事項（努力義務）について、内容や考え方が記載されているガイドライン（再生可能エネルギー発電設備の種類別に策定）
太陽光発電ガイドライン	「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（平成 29 年 3 月策定。資源エネルギー庁）
風力発電ガイドライン	「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（平成 29 年 3 月策定。資源エネルギー庁）
太陽光発電ガイドライン等	「太陽光発電ガイドライン」、「風力発電ガイドライン」を合わせて「太陽光発電ガイドライン等」としている。
説明会等ガイドライン	「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（令和 6 年 2 月策定。資源エネルギー庁）

事業計画	<p>発電事業者が経済産業大臣に、FIT（再生可能エネルギーを固定価格で買い取る固定価格買取制度（Feed-in Tariff））やFIP（売電価格にプレミアム（供給促進交付金）を上乗せする制度（Feed-in Premium））の認定を申請する場合に作成する再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（記載事項は再エネ特措法第9条第2項に規定。また、申請については、再エネ特措法施行規則第4条の2第1項により申請の際の申請様式が、同条第2項等に添付書類が規定）</p>
発電事業者	<p>太陽光発電設備等の維持、運営を行おうとする、又は行っている事業者で、事業計画の認定を受けると認定事業者となる事業者。認定後も認定事業者ではなく、発電事業者と表記している。</p>
定期報告	<p>発電事業者に提出が義務付けられている再エネ特措法施行規則第5条第1項第6号に基づく「設置費用報告」及び同項第7号に基づく「運転費用報告」を指す。</p>
設備 ID	<p>FIT 又は FIP の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に付与される識別番号</p>
事業計画認定情報公表用ウェブサイト	<p>認定された事業計画（発電出力が 20kW 未満の太陽光発電設備に係るものを除く。）に係る設備 ID、発電設備の所在地のほか、発電事業者の名称、住所、電話番号等の情報が公表されている経済産業省（資源エネルギー庁）のウェブサイト</p>
「再生可能エネルギー電子申請」サイト	<p>FIT や FIP の制度に関して、ユーザの種類別に以下の申請等の手続や情報の閲覧を行うことができる経済産業省（資源エネルギー庁）のウェブサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ログイン ID を取得した発電事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>認定申請、届出、連絡先情報の変更、定期報告等の手続</li> </ul> </li> <li>② ログイン ID を取得した地方公共団体 <ul style="list-style-type: none"> <li>認定設備情報等の検索・閲覧、関係法令違反の通報、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例の検索</li> </ul> </li> </ul>
認定設備情報等	<p>経済産業省（資源エネルギー庁）の「再生可能エネルギー電子申請」サイト上で、ログイン ID を取得した地方公共団体等に提供されている、「設備申請情報」（申請手続中の設備の情報を掲載）と「認定設備情報」（既に認定を受けている設備の情報を掲載）を指す（地方公共団体等は承認された閲覧範囲の地域内の設備に係る情報が閲覧でき、「事業計画認定情報公表用ウェブサイト」では公表されていない個人で発電事業者となっている者の氏名、住所及び電話番号や保守点検責任者の氏名及び電話番号等も掲載）。</p>
事業計画認定情報公表用ウェブサイト等	<p>「事業計画認定情報公表用ウェブサイト」、「設備申請情報」、「認定設備情報」を合わせて「事業計画認定情報公表用ウェブサイト等」としている。</p>

第2次取りまとめ	<p>総合資源エネルギー調査会          省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会          再生可能エネルギー大量導入・次世代型電力ネットワーク小委員会          再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ          第2次取りまとめ（令和5年11月28日）</p>
低圧案件、高圧案件	<p>太陽光発電設備等は、一般送配電事業者の送電線等と接続する系統連系時の電圧要件等により、下記の項目のように「低圧案件」や「高圧案件」等に分類することができ、電気事業法（昭和39年法律第170号）の改正（令和5年3月20日施行）により、従来、高圧案件に含まれる「事業用電気工作物」を対象としていた技術基準の適合維持義務や使用前自己確認等の安全規制について、低圧案件に含まれる「小規模事業用電気工作物」と呼ばれる10kW以上50kW未満の太陽光発電設備、20kW未満の風力発電設備も対象となった。</p> <p>また、再エネ特措法に基づく買取価格等にも差がある。</p>
低圧案件	<p>発電設備の発電出力が、太陽光発電設備については50kW未満のもの、風力発電設備については20kW未満のものを指す。</p>
高圧案件	<p>発電設備の発電出力が、太陽光発電設備については50kW以上のもの、風力発電設備については20kW以上のものを指す。</p> <p>このうち、発電出力2,000kW以上を「特別高圧」という（太陽光発電設備では、1,000kW（1MW）以上がいわゆる「メガソーラー」）。</p>
廃棄等費用積立制度	<p>事業用太陽光発電設備（発電出力が10kW以上のもの）について、調達期間の終了前10年間、想定される廃棄等費用の額を、源泉徴収的に電力広域的運営推進機関（再生可能エネルギー発電促進賦課金の回収・分配等を行っている機関）に対して外部積立て（発電事業者を支払われる調達価格（交付金）から控除）させる制度（改正法第15条の12第2項及び第3項）</p>

（参考）太陽光発電設備等の導入から調達期間終了までの流れ



- （注） 1 資源エネルギー庁の資料に基づき、当省が作成した。  
 2 枠線が破線のものは、改正法で新たに創設された措置等を指す。





# 第1 調査の目的等

## 1 目的

本調査は、地域と共生を図りつつ、太陽光発電設備等の適正な導入が円滑に進められるための仕組みや運用の改善策、その進捗を把握するための方法を検討することを目的として実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 調査対象機関

経済産業省<sup>2</sup>

### (2) 関連調査等対象機関

121 市町村

## 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

## 4 調査実施時期

令和5年6月～6年3月

ただし、管区行政評価局を動員した調査（以下「実地調査」という。）に先駆け、令和4年度中に、実地調査における関連調査等対象機関（実地調査する市町村）の選定資料等として活用することを目的として、「太陽光発電に関する基礎調査」（太陽光発電設備の認定件数上位の24都道府県<sup>3</sup>の全943市町村を対象とした書面での調査（861市町村から回答）。以下「基礎調査」という。）を実施した<sup>4</sup>。実地調査は、基礎調査の回答があった市町村における太陽光発電設備に係る未解決のトラブル等の存在や条例の制定等の状況及び風力発電設備に係る条例の制定等の状況を踏まえて121市町村を選定し、令和5年6月から6年3月まで実施した。

---

<sup>2</sup> 経済産業局については、上記4記載の実地調査対象市町村が所在する経済産業局（北海道経済産業局、東北経済産業局、関東経済産業局、中部経済産業局、近畿経済産業局、中国経済産業局、九州経済産業局）を対象とした。

<sup>3</sup> 経済産業省（資源エネルギー庁）が公開している「情報公表用ウェブサイト(※)」に掲載された「A表 都道府県別認定・導入量（令和4年6月末時点）」における、10kW以上の太陽光発電設備の認定件数（新規認定件数）による。(※) <https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoSummary>

<sup>4</sup> 基礎調査では、10kW以上の太陽光発電設備を対象とし、10kW未満の太陽光発電設備は対象から除いた。

## 第2 基礎調査及び実地調査からみたトラブル等の概況等

### 1 太陽光発電設備等の認定及び導入（稼働）の状況（資料1及び2参照）

平成24年7月の固定価格買取制度開始後、再エネ特措法に基づく事業計画の認定件数は、令和5年3月末時点で、約276万4千件となっている。その中で、太陽光発電設備が最も多く、約275万4千件（このうち、事業用太陽光発電設備である10kW以上は約73万5千件）であり、次いで風力発電設備が約8千件となっている。認定容量<sup>5</sup>については、約9,941万kWとなっており、太陽光発電設備は約7,410万kW（このうち、10kW以上は約6,419万kW）、風力発電設備は約1,410万kWとなっている。

また、導入（稼働）件数は、令和5年3月末時点で、約265万7千件となっており、内訳としては、太陽光発電設備が最も多く、約265万3千件（このうち、10kW以上は約69万件）であり、次いで風力発電設備が約2千件となっている。導入量<sup>6</sup>については、約7,360万kWとなっており<sup>7</sup>、太陽光発電設備は約6,513万kW（このうち、10kW以上は約5,554万kW）、風力発電設備は約262万kWとなっている。

### 2 トラブル等の内容

#### (1) 基礎調査結果から把握したトラブル等の発生状況

基礎調査（実地調査対象市町村選定のために実施）では、回答を得られた861市町村のうち、約4割に当たる355市町村が、太陽光発電設備に起因するトラブル等が発生していると回答している（図1参照）。

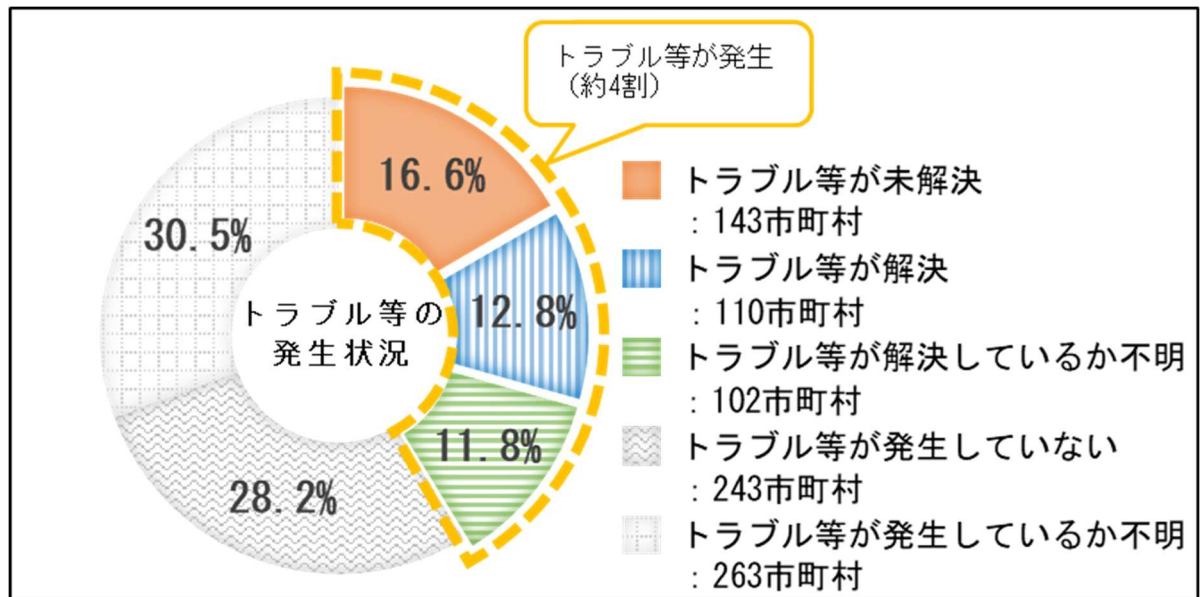
このうち、約4割に当たる143市町村が、トラブル等で解決していないもの（以下「未解決のトラブル等」という。）があると回答しており、回答を得られた市町村全体でみると、2割弱の市町村（861市町村中143市町村）で未解決のトラブル等を抱えている状況がみられた。

<sup>5</sup> 認定された事業計画における再生可能エネルギー発電設備の発電出力の合計量

<sup>6</sup> 認定された事業計画に従って稼働を始め、固定価格買取制度による買取りが開始された再生可能エネルギー発電設備の発電出力の合計量

<sup>7</sup> 固定価格買取制度開始前（平成24年6月末）までに稼働が開始された再生可能エネルギー発電設備の発電出力の合計量は、約2,060万kW

図1 太陽光発電設備に起因するトラブル等の発生状況等



(注) 1 当省の基礎調査結果による。  
 2 基礎調査を実施した 861 市町村に占める割合を示しており、小数第二位を四捨五入しているため、割合の合計は 100 にならない。

また、基礎調査で回答（複数回答可）があった未解決のトラブル等の内容は、以下のとおりである。

- ① 雑草等が繁茂するなど十分な管理がなされていない：69 市町村
- ② 標識や柵、排水設備が未設置である：44 市町村
- ③ 土砂災害発生の懸念がある：19 市町村
- ④ 土地開発部局の許可を得ていない土地に設置されている：17 市町村
- ⑤ 土砂災害が復旧されていない：15 市町村
- ⑥ 損壊した発電設備が放置されている：4 市町村
- ⑦ 前所有者と契約内容をめぐってトラブルになっている：4 市町村
- ⑧ 条例で規制されている抑制区域等に設置されている：2 市町村
- ⑨ 発電設備が不法投棄されている：1 市町村
- ⑩ その他（太陽光パネルからの反射光、十分な住民説明がなく設置等）：66 市町村

## (2) 実地調査から把握したトラブル等の内容

実地調査で把握した主なトラブル等の内容は、表1のとおりである（具体的な事例は下記第4の事例1～6参照）。

表1 実地調査で把握した主なトラブル等の内容

発電設備の設置に向けた開発工事段階	i) 開発工事の施工内容関係 ① 開発工事を行っている敷地や雨水を一時的に貯める調整池等から泥水や土砂が流出し、道路、河川、農地等に流入 ② 開発工事の施工内容が許可条件と相違 ③ 発電事業者等による施工内容等の地域住民への説明不足 ii) 開発場所に関係する災害発生、騒音、反射、景観悪化等への懸念
発電設備の稼働段階	i) 発電設備の敷地から泥水や雨水が流出し、道路や家屋の敷地、農地、水路等に流入、大雨等による発電設備の敷地ののり面や盛土・切土の崩壊や発電設備自体の損壊 ii) 発電設備の敷地での雑草の繁茂により通行の妨げや害虫の発生、火災発生の懸念 iii) 発電設備における柵塀の未設置又は不適切な設置（位置、構造、素材）によりこども等関係のない者が近づく懸念や通行者等へ危害が及ぶおそれ iv) 発電設備における標識の未設置等により緊急時の発電事業者等の連絡先が不明等 v) 発電設備からの反射、騒音等

(注) 当省の調査結果による。

図2 トラブル等のイメージ写真



(注) 上記写真は、いずれも経済産業省（資源エネルギー庁）のホームページから引用

このうち、泥水・土砂等の流出については、地域住民から相談等を受けた市町村が、現地確認した結果、以下の要因で発生しているとした事例がみられた。

- ① 防災工事の実施前や完了前に造成工事等に着手
- ② 調整池や排水溝の整備等の排水対策が不十分
- ③ 盛土やのり面の工法等の土砂対策が不十分
- ④ 急傾斜地等に設置

また、泥水・土砂等の流出、雑草の繁茂、柵塀の未設置等に関するトラブル等については、発電規模にかかわらず、高压案件、低压案件のどちらにもみられた。

### 3 トラブル等に対する市町村の対応状況

事業計画に従った再生可能エネルギー発電事業を実施していない発電事業者に対しては、経済産業大臣が指導及び助言を行うものとしてされており、経済産業局でトラブル等に係る通報を受け付けている（下記第3の5参照）が、一方で、上記2のようなトラブル等について、地域住民は身近な行政機関である市町村に相談しており、太陽光発電設備等に関する条例を制定しているか否か（当該条例に基づき発電事業者への指導ができるか否か）にかかわらず、市町村が当該相談に対応している状況がみられた。

また、実地調査した市町村において、トラブル等が発生している太陽光発電設備等は一部であるものの、地域住民からトラブル等について相談があると、住民の相談を精査、現地確認、発電事業者への連絡、改善後の現地確認、住民への改善報告などの様々な対応を行っている状況がみられた。中には、発電事業者への指導を複数回にわたり長期間行っている市町村や、解決に向けた取組が円滑に進まず苦慮している市町村もみられた。

本調査では、実地調査により把握したトラブル等の発生要因と現場での市町村の対応状況を分析し、今後、太陽光発電設備等の適正な導入を進めるに当たって、トラブル等の未然防止や発生した場合の迅速な対応のために、経済産業省による措置が必要な事項を整理した。

### 第3 把握した課題と改善策等

#### 1 周辺地域への事前周知に関する対策

##### (1) 制度等（法改正前）

太陽光発電ガイドライン等において、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めることや、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めることが、努力義務として求められている。

##### (2) 調査結果

i) 実地調査した市町村では、泥水・土砂等の流出や雑草の繁茂、柵塀の未設置等に関するトラブル等が生じており、このうち、泥水・土砂等の流出については、地域住民から相談等を受けた市町村が現地確認した結果、「防災工事の実施前や完了前に造成工事等に着手」、「調整池や排水溝の整備等の排水対策が不十分」等の要因で発生しているとした事例がみられた（上記第2の2(2)参照）。

こうしたトラブル等の内容やその発生要因を踏まえ、市町村において、発電事業者等による再発防止策の実施や地域住民に対する当該再発防止策の説明に関して助言等を行っている状況がみられた。

ii) 実地調査した市町村の中には、トラブル等の未然防止等のため、再生可能エネルギー発電設備に関する条例（以下「条例」という。）を制定し、条例に基づき、発電事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業の内容等に関する地域住民への周知（以下「住民説明」という。）を義務化しているところがみられた。

住民説明を義務化している市町村からは、条例制定後、住民説明の未実施や住民説明時又は発電設備の設置後のトラブル等は、発生していない又は少ないと認識しているとの意見が聞かれた。少ないながら発生しているトラブル等としては、地域住民に直接説明すべき内容について郵便ポストに資料を入れるだけであったなどの住民説明の具体的な方法に関するものであり、市町村が助言等を行っている事例がみられた（下記第4の事例7参照）。

iii) 一方で、住民説明を義務化していない市町村の中には、発電事業者による住民説明が行われていないことでトラブル等となった事例のほか、住民説明を行ったものの、一部の地域住民にのみ実施したことや、地域住民からの質問に対して具体的な回答を行わなかったことでトラブル等となっている事例がみられた（下記第4の事例8参照）。

iv) こうしたトラブル等の未然防止や改善等のため、以下のように、住民説明の対象とする地域住民の範囲や説明の方法等について工夫している事例もみられた。

- ① 住民説明の対象とする地域住民の範囲について、発電事業者が市町村や自治会と協議して、説明が必要な地域住民の把握漏れがないようにしている事例（下記第4の事例8-1から8-3まで参照）
- ② 住民説明に、発電事業者のほか、設計業者や施工業者、保守点検責任者が参加することで、土地の開発工事や発電設備の維持管理に関する質疑応答に的確に対応できるようにしている事例（下記第4の事例9-1及び9-2参照）
- ③ 図面等を用いて、事業や造成工事の概要、維持管理の計画等を地域住民に説明したことで、説明内容と異なる発電設備の不適切な設置や維持管理が早期に発見され改善が図られた事例（下記第4の事例9-3及び9-4参照）

### (3) 法改正の内容

令和5年6月に公布された改正法において、説明会の開催等による事業計画の内容の地域住民に対する事前周知（以下「周辺地域への事前周知」という。）を認定要件とすること（いわゆる「認定要件化」）が措置され、今後、発電事業者は、事業計画の申請前に、周辺地域への事前周知を実施する必要がある。

### (4) 対策の検討と経済産業省への情報提供

i) 実地調査等で把握したトラブル等の事例をみると、事後に市町村が発電事業者に改善策や住民説明等に関して助言等を行って対応している状況にあり、今後、太陽光発電設備等の適正な導入を進めるに当たっては、トラブル等の未然防止や発生した場合の迅速な対応がどのように図られるかについて、地域住民に理解されるよう、発電事業者が事前に住民説明を行うことが重要であると考えます。

このため、トラブル等の解決に向け対応が行われた事例や事前に住民説明が行われた事例等から、トラブル等の未然防止や発生した場合の迅速な対応に資する事前の住民説明におけるポイントを以下のとおり整理した。

#### (住民説明におけるポイント)

- トラブル等の内容やその発生要因を踏まえると、
  - ① 泥水・土砂等の流出については、防災工事、排水対策、盛土・切土やのり面の保護対策、災害等があった場合の対応等の事項
  - ② 雑草の繁茂、柵塀の未設置や不適切な設置、騒音等については、除草の実施時期や、柵塀の設置方法、防音対策等の事項などについて、事業内容で明確にし、地域の状況をよく知る地域住民に対して事前に説明しておくことが重要
- 上記の事業内容の説明の対象とすべき地域住民の範囲や説明の方法については、地域の状況等に応じて設定するとともに、図面等を活用して説明するなどの



工夫をすることが重要

- 土地の開発工事等による泥水・土砂等の流出等は、小規模な低圧案件でも発生しており、地域住民への影響がある開発工事を伴う案件等については、低圧案件であっても丁寧な対応がなされることが重要

ii) 上記のポイントについては、経済産業省において、令和6年4月の改正法施行に向け、周辺地域への事前周知に関する具体的な措置を定める省令の改正等が検討されることとなったことを踏まえ、その検討に資するよう、本報告書の作成に先駆け、中間的な整理（「太陽光発電設備等の導入に関する調査～「住民説明」に関する中間整理～」（以下「中間整理」という。全文は資料3参照））として、令和5年8月4日に経済産業省に情報提供（参考通知）した。

## (5) 経済産業省における中間整理の活用

中間整理については、令和5年8月以降に開催されている経済産業省の再エネワーキング<sup>8</sup>における「説明会等の認定要件化に関する詳細設計」に係る事務局の説明資料の中に抜粋した内容が記載<sup>9</sup>されるとともに、再エネワーキングの第2次取りまとめ<sup>10</sup>の中で、当該ワーキングでの議論において中間整理も参考としている旨が記載されている。

具体的には、①住民説明の対象とすべき地域住民の範囲や説明の方法、②住民説明で説明すべき事項、③説明会の回数などについて、中間整理で提供した情報（市町村における実例と条例の内容）が活用され、経済産業省内部や再エネワーキングにおいて議論された。

第2次取りまとめでは、安全面、自然環境・生活環境等の観点から事業による影響と予防措置について説明が必要と整理されている（資料4参照）。

その後、第2次取りまとめに基づいて、令和6年2月20日に、再エネ特措法施行規則（省令）の改正及び説明会等ガイドラインの策定が行われた<sup>11</sup>。

<sup>8</sup> 総合資源エネルギー調査会（審議会）省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループを指す。

<sup>9</sup> ・令和5年8月7日（第9回再エネワーキング）

（資料1）説明会等の認定要件化に関する詳細設計の考え方（案）

・令和5年9月15日（第10回再エネワーキング）

（資料1）説明会等の認定要件化に関する詳細設計②などの再エネの長期電源化・地域共生に係る論点

<sup>10</sup> ・令和5年9月26日（第11回再エネワーキング）

（資料2）再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ第2次取りまとめ（案）

（参考資料1）第2次取りまとめ（案）【参考資料】

・令和5年9月29日 パブリックコメント（受付公示）、同年10月29日受付締切り

・令和5年11月28日 第2次取りまとめを決定（※）

（※）[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/saisei\\_kano/kyosei\\_wg/20231128\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/20231128_report.html)

<sup>11</sup> 令和6年2月20日 再エネ特措法施行規則が改正（令和6年経済産業省令第6号。令和6年4月1日施行）  
令和6年2月20日 説明会等ガイドラインが策定（公表）

## 2 トラブル等の未然防止対策

### (1) 事業計画の申請時（太陽光発電設備等設置前）における改善策

#### ア 制度等（法改正前）

FIT 又は FIP の制度を利用するために発電事業者が経済産業省に提出する事業計画について、再エネ特措法第 9 条第 4 項及び再エネ特措法施行規則に定められた認定基準のいずれにも適合すると認められるときは経済産業大臣が認定を行うものとされている。

また、事業計画では、発電事業者に以下の項目等について遵守することへの同意（該当項目をチェックする手法）を求めるなど、法令等の遵守を促している。

- ① 事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。
- ② 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。
- ③ 発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること（20kW 未満の太陽光発電設備を除く。）。
- ④ この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。

#### イ 調査結果

i) 実地調査した市町村の中には、条例に基づき、発電事業者に対し、設置工事や土地の開発工事の事業着手前に、再生可能エネルギー発電事業の内容等の住民説明を義務付けているほか、事業内容等を市町村に提出させ、許可の取得、届出の提出等を行うよう求めているところがみられた。

また、住民説明を義務化している市町村の中には、事業内容の市町村への提出等と合わせ、住民説明に関する報告書の提出を求めているところがあり、これらの中には、①事業内容等の地域住民に周知した内容、②地域住民からの主な意見、意見に対する回答、③地域住民の意見を踏まえて検討した事業内容となっているか等を確認している市町村もみられた。

ii) 事業着手前に住民説明が行われた事例の中には、以下のように、説明内容と異なる造成や維持管理がなされていたが、関係資料が地域住民に共有されていたことで、迅速な解決が図られている事例がみられた（下記第 4 の事例 9-3 及び 9-4 参照）。

- ① 事業や造成工事の概要等について図面等を用いて記載された資料の回覧が行われたことで、計画と異なる造成工事を地域住民が発見し、防災工事等が実施された事例
- ② 除草時期を説明していたことで、その時期に雑草が繁茂していることを地域住民が発見し、除草作業が実施された事例

## ウ 法改正の内容及び今後の経済産業省の対応

改正法による周辺地域への事前周知の認定要件化を踏まえ、経済産業省は、再エネ特措法施行規則を改正<sup>12</sup>し、事業計画の認定申請時<sup>13</sup>に、周辺地域への事前周知（安全面、自然環境・生活環境等の観点から事業による影響と予防措置についての説明等）を行ったことを証する資料の提出を求めることとしている。

## エ 改善策の検討

上記イ ii) の造成工事の概要や除草時期の住民説明がなされていたことで、迅速な解決が図られた事例を踏まえれば、改正後の再エネ特措法施行規則により求められる安全面、自然環境・生活環境等の観点での事業の影響と予防措置についての説明が地域住民に対して行われることにより、地域住民によるチェックが働き、トラブル等の未然防止等につながることから、周辺地域への事前周知が適切に実施されることが重要と考えられる。

このため、予防措置に関する説明、地域住民からの質問を踏まえた検討結果の説明などが、適切に実施されているかの確認が必要と考える。

一方で、上記イ ii) は説明内容と異なる造成や維持管理がなされていた事例でもあったことから、周辺地域への事前周知において同様の事例が生じた場合の対応について、経済産業省の見解を確認したところ、「周辺地域への事前周知の内容と実際の再生可能エネルギー発電事業とが異なる場合、認定取消しなどの厳格な対応を行う。」旨の回答があり、その後、説明会等ガイドラインに当該内容が反映されている。

### (所見)

経済産業省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- 周辺地域への事前周知を行ったことを証する資料に基づき、予防措置の説明、地域住民からの質問を踏まえた検討結果の説明などが適切に行われているかについて確認すること。

## (2) 太陽光発電設備等設置後における改善策

### ア 制度等

再エネ特措法施行規則では、

- ① 再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するため、柵又は塀の設置その他の必要な体制を整備し、実施するものであること（第5条第1項第3号）、

<sup>12</sup> 周辺地域への事前周知に係る再エネ特措法施行規則の改正では、以下の規定が追加されている。

- ① 事業計画の添付書類に、周辺地域への事前周知を実施したことを証するために必要な報告書その他の書類を追加
- ② 周辺地域への事前周知のための説明会や事前周知措置の条件等（対象範囲、説明事項等）
- ③ 事業計画認定情報公表用ウェブサイトにて公表されている情報に説明会や事前周知措置の実施に関する事項を追加

<sup>13</sup> 事業譲渡が行われた場合の変更認定申請等を含む。

② 再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること（第5条第1項第5号）、とともに、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること<sup>14</sup>等が認定基準として定められており、これらの規定に違反した場合は、改善命令や認定取消しといった措置が講じられる可能性がある。

保守点検及び維持管理計画の策定、体制の構築に当たっては、太陽光発電ガイドライン（資料5-①参照）等において、立地状況に基づき、柵塀、排水対策、雑草繁茂の状況確認の体制や時期などを記載することが求められている。

標識及び柵塀については、太陽光発電ガイドライン等において表2のとおり具体的な遵守事項が規定されている。

**表2 標識及び柵塀に係る太陽光発電ガイドラインの記載内容**

標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部から見えやすい場所に、標識を掲示（太陽光発電設備であって、20kW未満のもの又は屋根に設けるものは除く。）</li> <li>・ 記載内容については、発電設備の区分（この場合「太陽光発電設備」と記載）・名称・設備ID・設置場所・出力、認定事業者名・住所、保守点検責任者名、連絡先、運転開始年月日について、いずれの項目についても必ず記載し、連絡先については、発電設備の事故等緊急時対応について責任を有する者として、少なくとも、発電事業者又は保守点検責任者のいずれかの連絡先を記載</li> <li>・ 標識は、風雨により劣化・風化し文字が消えることがない素材を用いて、外部から見えやすい位置に設置</li> </ul>
柵塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置</li> <li>・ 第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。</li> </ul>

(注) 1 再エネ特措法施行規則及び太陽光発電ガイドライン（資料5-②参照）に基づき作成した。  
2 風力発電ガイドラインでも同じ内容となっている。

適切に保守点検及び維持管理をすること並びに標識及び柵塀を設置することについては、現状、認定申請時に提出する事業計画において、発電事業者から、自己申告で宣誓させている。また、再エネ特措法の認定基準（第9条第4項第1号）の一つとして再エネ特措法施行規則（第5条第1項第6号及び第7号）で提出が義務付けられている定期報告（設置費用報告・運転費用報告）（資料6参照）において、その状況を自己申告させている。

また、標識及び柵塀については、未設置の太陽光発電設備等が多くみられたこと

<sup>14</sup> 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる以下の法律に係る許可については、再エネ特措法施行規則が改正され（令和5年9月13日公布、同年10月1日施行）、FIT又はFIPの認定申請前に取得しなければならないよう認定手続が厳格化された。

① 森林法（昭和26年法律第249号）における林地開発許可

② 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の許可

③ 砂防三法（砂防法（明治30年法律第29号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号））における許可

から、経済産業省では令和3年4月に注意喚起の文書<sup>15</sup>を発出している。

なお、定期報告については未提出の発電事業者がみられるため、経済産業省ではより効果的な督促を行っていくとしている。

## イ 調査結果

i) 実地調査した市町村では、泥水・土砂等の流出や雑草の管理、生活環境への影響、標識や柵塀の未設置等に関するトラブル等が生じており、これらの中では、標識や柵塀の未設置等に関する事例が相当数みられたほか、表3のとおり、同一の発電事業者等が市町村や都道府県域を越え複数の太陽光発電設備において、不適切な維持管理や関係法令違反をしている状況がみられた。

表3 同一の発電事業者等における複数の太陽光発電設備での不適切な管理等

発電事業者等	設備所在地	トラブル等の内容
発電事業者 A	a 県	雑草の繁茂、標識及び柵塀の未設置
	b 県	柵塀の不適切な設置
発電事業者 B	c 県	計画を超える造成を実施（無許可の林地開発行為）
	d 県	排水対策が不十分であるため、複数回の土砂流出が発生
発電事業者 C	e 県 f 市	申請時の計画と異なる施工を行い、排水対策が未施工
※一方は保守点検責任者として関与	e 県 g 市	申請時の計画と異なる施工を行い、排水対策が未施工、雑草の繁茂

(注) 当省の調査結果による。

ii) 市町村の中には、トラブル等の未然防止のため、条例等に基づき、設置完了届等が提出された発電設備に対する現地確認を実施し、標識や柵塀の設置状況や排水対策の実施状況等を確認しているところ がみられた。

また、地域住民からトラブル等について相談を受けた場合には、ほとんどの市町村において、現地確認し、トラブル等による被害の現状やその発生要因、関係法令違反の有無について把握した上で、発電事業者等への連絡、改善策や住民説明等に関する助言など、発電事業者等と地域住民との間に立って調整を行い、トラブル等の解決や再発防止に向けて対応している状況がみられた。

iii) 市町村の対応により改善が図られた事例がみられた一方で、以下のような要因から対応に苦慮している市町村がみられ、中には、市町村が経済産業局等に通報し、経済産業局等が対応したことで改善が図られた事例もみられた（下記第4の事例10参照）。

① 複数回にわたり土砂等の流出が発生し、その都度助言等を行うが抜本的な改善が図られていない。

<sup>15</sup> 「FIT制度に基づく標識及び柵塀等の設置義務に関するお知らせ（注意喚起）」（令和3年4月1日付け資源エネルギー庁）

- ② 複数回にわたり電話等で標識や柵塀の設置等の依頼を行っても、改善が図られていない。
- ③ 標識がなく、土地の登記簿等で土地所有者等を探して連絡したが、改善が図られていない。

iv) 現地確認以外にも、以下のとおり、写真を活用して法令遵守状況等を確認している市町村や経済産業局がみられた。

- ① 条例等により、発電設備の設置完了後に現況写真等の提出を義務付けることで、標識や柵塀等の設置を確認している市町村（下記第4の事例11参照）
- ② 指導を行った標識や柵塀の設置状況など目視で確認可能な場合には、改善状況を写真で確認している経済産業局（詳細は下記5(2)カ参照）

また、市町村からは、写真の提出の義務化以降、標識や柵塀等が未設置の発電設備はないため、現況写真の提出の効果があったという意見も聞かれた。

## ウ 改善策の検討

トラブル等の未然防止や解決に向け、市町村では現地確認を実施している一方で、市町村が対応をしても改善が図られず、市町村から通報を受けた経済産業局が対応することで改善が図られた事例があることを踏まえると、関係法令違反等をしている発電事業者に対し指導権限を有する経済産業省において、トラブル等の未然防止に向け、現地の発電設備の法令遵守状況等を把握するための調査（以下、本項目で「現地調査」という。）の実施が重要と考える。

一方で、限られた職員数で対応を行っているため、頻繁には現地確認を実施できないとする経済産業局がみられたこと（下記5(2)エ参照）を踏まえると、効率的に運用していく必要があると考える。

このため、現地調査を効率的・効果的に運用していくに当たっては、同一の発電事業者等が複数の発電設備で不適切な維持管理等をしている状況や定期報告未提出の発電事業者がいる状況を踏まえれば、経済産業局に通報のあった発電事業者等の情報や定期報告の提出状況を活用し、現地調査の対象とする発電設備を選定したり、写真等により、標識及び柵塀の設置状況等を把握したりすることが考えられる。

### （所見）

経済産業省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- トラブル等の事後対応のみならず、未然防止に向け、発電設備への現地調査を強化し、発電設備の法令遵守を徹底させること。

現地調査の実施に当たっては、通報のあった発電事業者等の情報を活用した調査対象の選定や写真等を活用した設備の状況把握により効率的・効果的に行うこと。

### 3 稼働後における発電事業者等の最新の連絡先の的確な把握

#### (1) 制度等（法改正前）

発電事業者等の連絡先などの情報については、表4のとおり、標識のほか、事業計画認定情報公表用ウェブサイトにおいて公表されている事業計画認定情報や、「再生可能エネルギー電子申請」サイト上でログインIDを取得した地方公共団体が閲覧可能な認定設備情報等で確認することができる。

発電事業者等の連絡先（電話番号及びメールアドレス）については、事業計画の認定申請に当たり、「再生可能エネルギー電子申請」サイトから登録手続きを行い、変更があった際には、太陽光発電ガイドライン等に明確な記載はないが、連絡先の変更方法のマニュアル（同サイト内に掲載）に従って同サイトから発電事業者が変更手続きをすることとなる。

標識に記載する連絡先については、太陽光発電ガイドライン（資料5-②参照）等において、発電設備の事故等緊急時対応について責任を有する者（発電事業者又は保守点検責任者）の連絡先を記載することとなっている（上記2(2)ア表2参照）。

表4 発電事業者等の連絡先などの把握方法別記載情報（主なもの）

把握方法 記載情報	標識	事業計画認定情報公表用ウェブサイト	「再生可能エネルギー電子申請」サイトの認定設備情報等
発電設備の区分	○	○	○
設備ID	○	○	○
発電出力	○	○	○
発電設備の所在地	○	○	○
発電事業者名	○	○	○
発電事業者の住所	○	法人のみが記載	○
発電事業者の連絡先 (電話番号・メールアドレス)	電話番号のみ (保守点検責任者と少なくともどちらかを記載)	原則、法人のみが電話番号を記載	電話番号及びメールアドレス
保守点検責任者名	○	×	○
保守点検責任者の連絡先 (電話番号・メールアドレス)	電話番号のみ (発電事業者と少なくともどちらかを記載)	×	電話番号のみ
新規認定日	×	○	○
運転の開始日	運転開始日	運転開始報告日	運転開始日
廃棄費用の積立方法	×	○	○
運転の終了予定日	×	調達終了日	設備廃棄予定日

(注) 太陽光発電ガイドライン（資料5-②参照）、事業計画認定情報公表用ウェブサイト、認定設備情報等に基づき作成した。

#### (2) 調査結果

i) 実地調査した市町村では、標識や認定設備情報等の発電事業者等の連絡先が更新さ

れていない事例がみられ、更新されていないために市町村が発電事業者等と連絡がつかない事例もみられた。また、これらの中には、「積雪により発電設備が損壊しており危険性があるものの、連絡がつかないため放置されている」など、緊急に対応すべき事例もみられた（下記第4の事例12参照）。

実地調査した経済産業局でも、市町村が発電事業者等と連絡がつかず、経済産業局に通報があった太陽光発電設備等について、同局から発電事業者等へ連絡してもなお連絡がつかない発電事業者等がいるとする状況がみられた（下記5(2)参照）。

連絡がつかない要因としては、①発電事業者等に変更はないが連絡先が変更されている、②発電事業者等自体が変更されているにもかかわらず、標識の記載内容の変更がされていない、変更認定申請等がされていない、といったことが考えられる。

- ii) 標識に記載されている緊急時の連絡先の発電事業者に連絡したところ、連絡はついたが、発電設備に詳しくないと返答され、対応に苦慮している市町村もみられた。

### (3) 法改正の内容

改正法により、発電事業者の事業計画に従った再生可能エネルギー発電事業の実施義務（以下「事業計画遵守義務」という。）を明示するとともに、発電事業者から当該発電事業に係る業務の全部又は一部について委託された事業者など委託先に対する監督義務を創設し、発電事業者の責務が明確化された。

### (4) 改善策の検討

トラブル等の事例や改正法に基づく発電事業者の責務の明確化を踏まえ、発電事業者等について、連絡先（電話番号及びメールアドレス）の変更があった場合の標識に記載している連絡先の更新や「再生可能エネルギー電子申請」サイトからの登録情報の変更の手続、地域住民や市町村等から連絡があった場合の対応（保守点検責任者への指導を含む。）について徹底させることが重要と考える。

#### (所見)

経済産業省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 標識に記載された連絡先や「再生可能エネルギー電子申請」サイトに登録された連絡先に変更があった際の変更手続について、太陽光発電ガイドライン等で明確化した上で、定期的に注意喚起すること。
- ② 発電事業者に対し、標識の連絡先の意義や発電事業者の責任（保守点検責任者への指導を含む。）について自覚を持ち、住民等から連絡があった場合に、責任ある対応がなされるよう、これらを太陽光発電ガイドライン等に明記し、徹底させること。



## 4 地方公共団体との連携

### (1) 認定設備や発電事業者等に関する情報の共有

#### ア 制度等

経済産業省は、地方公共団体において、認定された再生可能エネルギー発電設備の特定や発電事業者の連絡先等の把握をするための手段として、以下の情報を提供している。

#### (ア) 事業計画認定情報公表用ウェブサイト

事業計画認定情報公表用ウェブサイトは、経済産業省（資源エネルギー庁）のホームページで公表されている、認定された事業計画（発電出力が 20kW 未満の太陽光発電設備に係るものを除く。）に係る設備 ID、発電設備の所在地のほか、発電事業者の名称、住所、電話番号等の情報（資料 7 参照）である（掲載情報の詳細については上記 3 (1)表 4 参照）。

#### (イ) 認定設備情報等

認定設備情報等は、経済産業省（資源エネルギー庁）の「再生可能エネルギー電子申請」サイト上で、ログイン ID を取得した地方公共団体等に提供されているもので、「設備申請情報」（申請手続中の発電設備の情報を掲載）と「認定設備情報」（既に認定を受けている発電設備の情報を掲載）がある。地方公共団体は承認された閲覧範囲の地域内の発電設備に係る情報が閲覧でき、「事業計画認定情報公表用ウェブサイト」（資料 7 参照）では公表されていない個人で発電事業者となっている者の住所や電話番号、保守点検責任者の氏名や電話番号等も掲載されている（掲載情報の詳細については上記 3 (1)表 4 参照）。

また、認定設備情報等には、地方公共団体がメール配信設定をすると、地方公共団体の閲覧範囲の地域に代表地番がある発電設備の新規認定申請又は変更認定申請が行われた場合、登録されている地方公共団体のメールアドレスに申請の状況が通知される機能がある。

#### イ 調査結果

- i) 基礎調査において、事業計画認定情報公表用ウェブサイト及び認定設備情報等の認知度を確認したところ、表 5 のとおり、知らないとした市町村が相当数みられ、これらの中にはトラブル等が発生している市町村もみられた。

表5 市町村における事業計画認定情報公表用ウェブサイト等の認知度

(単位：市町村)

	事業計画認定情報 公表用ウェブサイト			認定設備情報等		
	承知	不承知	合計	承知	不承知	合計
トラブルが発生している	220 (62.0%)	135 (38.0%)	355 (100%)	188 (53.0%)	167 (47.0%)	355 (100%)
トラブルは発生していない・不明	132 (26.1%)	374 (73.9%)	506 (100%)	109 (21.5%)	397 (78.5%)	506 (100%)
合計	352 (40.9%)	509 (59.1%)	861 (100%)	297 (34.5%)	564 (65.5%)	861 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 ( ) 内の数値は各欄における合計数に対する割合であり、小数第二位を四捨五入している。

ii) 実地調査した市町村では、事業計画認定情報公表用ウェブサイト等で公表されている情報がトラブル等の対応や発電事業者への指導において役に立っているという意見が聞かれ、同情報の活用により、これまでに発電事業者等を全て特定できているとする市町村があるなど、認定設備や発電事業者の特定に資するものとなっている状況がみられた。

これらの市町村からは、認定設備情報等の閲覧について、以下のような状況や要望がみられた。

- ① 地域住民から雑草繁茂についての相談があった際に、認定設備情報の保守点検及び維持管理計画欄を確認したところ「別紙 ○年に1回以上」と記載されているのみであり、認定申請時に添付されている同計画の詳細な内容を確認できなかった。
- ② 発電事業者の関係法令に基づく現状を確認するため、認定設備情報に認定申請時の添付書類（関係法令現状状況報告書等）を掲載し、閲覧できるようにしてほしい。

iii) 一方、これらの情報を知らなかったために活用できていなかった市町村からは、当省の調査で知り、その後活用している（活用していきたい）とした意見も聞かれた。

また、申請状況のメール配信設定機能について、ログインIDを取得している市町村における認知度及び設定状況を調査したところ、当該機能について知らなかったために設定していないとした市町村が相当数みられた。当省の調査で当該機能を知った市町村からは、便利な機能であると感じたことなどから、その後活用している（活用していきたい）という意見も聞かれた。

## (2) 関係法令違反等に関する情報の共有

### ア 制度等

再生可能エネルギー発電設備の関係法令違反等について経済産業省と地方公共団体間で情報共有する手段としては、以下の方法がある。

#### (ア) 情報提供フォーム

再生可能エネルギーが普及する一方で、各地域でトラブルが発生する事案が増えていることから、経済産業省（資源エネルギー庁）のホームページには「不適切案件に関する情報提供のためのフォーム」（以下「情報提供フォーム」という。資料 8 参照）が設けられ、地域住民や地方公共団体等からトラブル等の事案についての情報提供を求めている（提供された情報は、情報に係る発電設備の設備所在地を管轄する経済産業局に転送される。）。情報提供フォームには、情報提供者の情報に加え、発電設備の所在地、具体的なトラブル・懸念点の内容を必須の入力事項としているほか、現場写真を任意にアップロードできるようになっている。

#### (イ) 平成 30 年協力依頼

経済産業省（資源エネルギー庁）は、地方公共団体と連携して関係法令遵守違反の案件に適切に対応するため、地方公共団体宛てに「FIT 法の関係法令違反に係る情報の提供について（協力依頼）」（平成 30 年 2 月 2 日付け資源エネルギー庁新エネルギー課再生可能エネルギー推進室。以下「平成 30 年協力依頼」という。）を发出している。

なお、平成 30 年協力依頼に基づく地方公共団体からの情報提供は、公文書により経済産業局に通報することとされている。

#### (ウ) 関係法令違反通報機能（令和 5 年 3 月運用開始）

法令違反時に速やかに違反の解消を促すことを目的として、経済産業省（資源エネルギー庁）の「再生可能エネルギー電子申請」サイト上でログイン ID を取得した地方公共団体等と経済産業省（資源エネルギー庁及び経済産業局）が、簡単に情報共有（違反事例の登録・コメント）ができるツール（以下「関係法令違反通報機能」という。）が令和 5 年 3 月に運用開始されている。

### イ 調査結果

#### (ア) 情報提供フォーム

i) 基礎調査において、情報提供フォームの認知度を確認したところ、表 6 のとおり、知らないとした市町村が相当数みられ、これらの中にはトラブル等が発生している市町村もみられた。

表 6 市町村における情報提供フォームの認知度

(単位：市町村)

	承知	不承知	未回答	合計
トラブルが発生している	169 (47.6%)	186 (52.4%)	0 (0%)	355 (100%)
トラブルは発生していない・不明	85 (16.8%)	419 (82.8%)	2 (0.4%)	506 (100%)
合計	254 (29.5%)	605 (70.3%)	2 (0.2%)	861 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内の数値は各欄における合計数に対する割合であり、小数第二位を四捨五入している。

ii) 実地調査した市町村では、トラブル等の解決に向けた対応において、必要に応じ、直接経済産業局に通報したり、情報提供フォームにより通報している状況がみられた。また、地域住民から相談があった際に、情報提供フォームを紹介している市町村もみられた。

一方、市町村の指導に発電事業者が応じず、対応に苦慮しているが、情報提供フォームの存在を知らないなど、経済産業局に対して情報提供や相談できるという認識を有していない市町村がみられた。

#### (イ) 平成 30 年協力依頼

経済産業局は、平成 30 年協力依頼に基づき、毎年度一定数の情報提供を受け付けている（令和 4 年度に調査対象 6 経済産業局で 31 件）。一方、平成 30 年協力依頼について現担当者が認識していない市町村がみられた。

#### (ウ) 関係法令違反通報機能

関係法令違反通報機能を利用した通報については、経済産業省からログイン ID 取得済みの地方公共団体には周知されている。

### (3) 改善策の検討

トラブル等が発生した場合に、当該発電設備に係る発電事業者等の情報を迅速に収集できることが重要であり、認定された発電設備等の情報は、事業計画認定情報公表用ウェブサイト等で地方公共団体に共有され、活用されているが、認知度が低く、その向上や機能強化が重要と考える。また、地方公共団体からの関係法令違反等の通報についても、情報共有（通報）手段の認知度の向上が重要と考える。

#### (所見)

経済産業省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 地方公共団体が発電設備等に関する情報を収集しやすくなるよう、
  - i) 事業計画認定情報公表用ウェブサイト及び認定設備情報等（メール配信設定機

能を含む。)を周知すること。

ii) 認定申請時の添付書類を地方公共団体が閲覧できるよう措置を検討すること。

② 関係法令違反等の通報・改善が迅速に図られるよう、地方公共団体に対し、情報提供フォームや関係法令違反通報機能を周知すること。

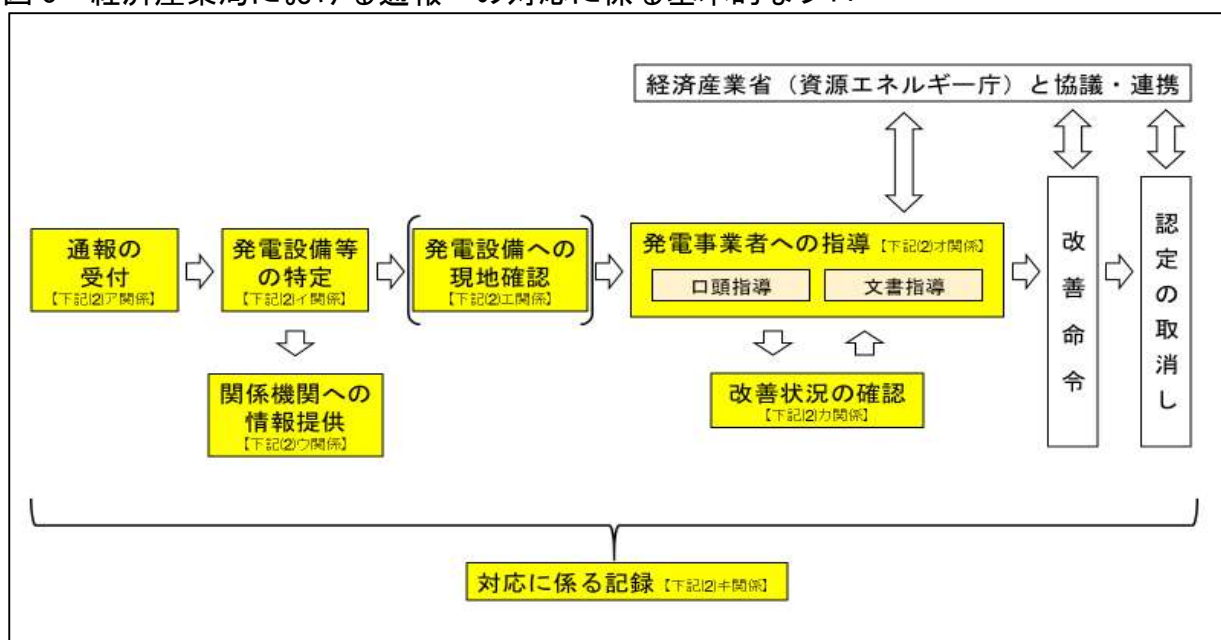
## 5 発電事業者への適切な指導等の実施

### (1) 制度等（法改正前）

再エネ特措法において、経済産業大臣は、発電事業者に対し、事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとするとしており（指導及び助言：第12条）、発電事業者が事業計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施していないと認めるときは、当該発電事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずること（改善命令：第13条）、発電事業者が改善命令に違反した等と認めるときは、認定を取り消すことができる（認定の取消し：第15条）とされている。

これらの経済産業大臣が実施する発電事業者への指導及び助言（以下「指導等」という。）、改善命令、認定の取消しについては、経済産業局と経済産業省（資源エネルギー庁）で連携しながら、対応を行っている（図3参照）。

図3 経済産業局における通報への対応に係る基本的なフロー



- (注) 1 調査結果に基づき、当省が作成した。  
2 黄色のマークは、調査結果に掲載した箇所である。

このほか、発電事業者が再生可能エネルギー発電事業を営むに当たって遵守すべき法令としては、森林法（昭和26年法律第249号）、農地法（昭和27年法律第229号）等の国の法令（遵守すべき主な国の法令については、資料5-①の付録参照）及び地方公共団体が制定している条例がある（本報告書では、発電事業者が再生可能エネルギー発電事業を営むに当たって遵守すべき関係法令のうち、再エネ特措法を除くものを「他法令」と称する。）。

他法令の中には、地方公共団体等の関係機関が、許可、届出の受付等を行うとともに、他法令に違反している発電事業者への対応を行うことを定めているものがある。

## (2) 調査結果

### ア トラブル等に係る通報の受付

再生可能エネルギー発電設備のトラブル等に係る通報（以下単に「通報」という。）の受付方法について、実地調査した 7 経済産業局のいずれも、電話、メール、郵便及び同局への来局により、通報を受け付けていた<sup>16</sup>。

また、以下の方法でも通報を受け付けていた。

- ① 経済産業省（資源エネルギー庁）が情報提供フォームで受け付けた通報について、およそ月に 1 度の頻度で、通報に係る発電設備の設備所在地を管轄する経済産業局に転送
- ② 地方公共団体が、発電事業者に対し、関係法令違反として文書にて勧告、命令等を行ったものについて、平成 30 年協力依頼に基づき、管轄する経済産業局に情報提供

なお、関係法令違反通報機能については、令和 5 年 3 月に運用が開始されたこともあり、実地調査の時点では、いずれの経済産業局も関係法令違反通報機能により受け付けた通報はないとしている。

さらに、中部経済産業局及び近畿経済産業局においては、「固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務」として、再エネ特措法に係る発電事業者の不適切案件の情報収集等を外部委託しており、委託事業者が通報の受付窓口を設置している<sup>17</sup>。

実地調査した 7 経済産業局における通報の受付件数については、多いところでは年間百数十件程度、少ないところでは年間数十件程度であるとしている。

### イ 通報に係る発電設備や発電事業者の特定

通報に係る発電設備や発電事業者の特定について、経済産業局では、通報者から提供された、発電設備が設置されている住所、設備 ID、発電事業者名等の情報を基に特定を行っているとしている。

特定する際には、どの経済産業局も、認定を受けた発電設備に付与されている設備 ID が分かれば速やかに特定できるとしている。

この設備 ID については、受け付けた通報の多くで設備 ID がないとした経済産業局（北海道、近畿及び九州経済産業局）がみられた一方、実地調査では、情報提供フォームで通報する際に、設備 ID を把握していても、設備 ID を入力する欄がないため、入力していないとする市町村がみられた。

また、経済産業局では、地番を基に民間企業の地図アプリを活用して発電設備を特定するなどしていた。

<sup>16</sup> 中部経済産業局及び近畿経済産業局では、委託事業者が通報の受付窓口を開設している時期があり、同時期においては、当該受付窓口（電話及びメール）で受け付けているとしている。

<sup>17</sup> 北海道経済産業局及び関東経済産業局においては、受付窓口の設置までは行われていないものの、「固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務」として、通報に係る情報収集等を外部委託している。なお、関東経済産業局では、令和 5 年度は委託事業者による受付窓口の設置が行われている。

## ウ 他法令違反及びその疑いがある通報に係る関係機関への情報提供

他法令違反及びその疑いがある通報を受け付けたとき<sup>18</sup>の対応について、通報内容の事実確認を兼ねて関係機関に情報提供を行っているとする経済産業局（関東及び中部経済産業局）がみられた一方、通報者に対して関係機関に連絡するよう促すなど、自らは関係機関に情報提供を行っていないとする経済産業局（北海道、近畿及び九州経済産業局）もみられた。

## エ 通報のあった発電設備に対する現地確認

通報のあった発電設備に対する現地確認について、認定の取消しに至る可能性がある通報や土砂災害等の周囲に危険が及ぶ可能性がある通報の場合に、必要に応じて実施しているとする経済産業局（北海道、関東及び近畿経済産業局）がみられ、現地確認では、目視により事業計画に基づいた管理の状況や周囲への危険性を確認している。

一方で、現地確認を自ら実施することはないとする経済産業局（東北、中部、中国及び九州経済産業局）がみられたほか、自ら実施しているとする経済産業局の中にも、限られた職員数で通報への対応を行っているため、頻繁には実施できず、実施できたとしても通報の受付から時間を要している場合が多いとする経済産業局（関東経済産業局）もみられた。

## オ 発電事業者に対する指導等

発電事業者に対する指導等について、実地調査した7経済産業局はいずれも、口頭での指導等（以下「口頭指導」という。）や文書による指導等（以下「文書指導」という。）を実施しており、まずは口頭指導を実施しているが、口頭指導の実施後も改善がみられない場合や、口頭指導の際に連絡がつかない場合には、文書指導を実施している。

i) 文書指導の実施に当たっては、いずれの経済産業局も、経済産業省（資源エネルギー庁）と情報共有や協議を行いながら対応することになっているが、以下のとおり、文書指導の実施基準や経済産業省（資源エネルギー庁）との協議基準について定めている経済産業局はみられなかった。

- ① 口頭指導を繰り返しても改善がみられない場合には、文書指導を実施することとなるが、文書指導の実施基準等は定めていない（東北経済産業局）。
- ② 口頭指導によって、発電事業者が改善に応じていることもあり、どのような場合に文書指導を実施するのかの想定はできておらず、その実施手順等も定めていない（中部経済産業局）。
- ③ 文書指導の実施時期を判断する基準等は定めておらず、発電事業者の対応を踏

---

<sup>18</sup> 平成30年協力依頼に基づいて都道府県から森林法違反の情報提供がなされた場合など、関係機関自体からの情報提供を受け付けた場合は除く。



まえ、個別に判断することとしている（九州経済産業局）。

- ii) 連絡がつかない発電事業者に対し、通報の受付から 10 か月ほど経過しているが、文書指導を実施していないとする経済産業局もみられた（中部経済産業局）。
- iii) 文書指導を行ったが、以下のとおり連絡がつかない発電事業者がいるとする経済産業局もみられた。
  - ① 市町村からの通報を受け、特定記録郵便にて連絡したものの、宛先不明で返送され、連絡がつかない発電事業者がいるが、その他の対応を行うことは困難であるため、特段の対応を行っていない（九州経済産業局）。
  - ② 郵送でも連絡がつかない場合は、保守点検責任者や設備所在地等の地方公共団体に照会して、発電事業者に連絡する方法を探るが、それでも発電事業者に連絡がつかないことが年に数件ある（関東経済産業局）。

#### カ 指導等を行った後の改善状況の確認

- i) 指導等を行った後の発電事業者の改善状況の確認について、実地調査した 7 経済産業局のうち、6 経済産業局では、発電事業者に対して改善報告を求め、当該報告により確認しているとする一方、発電事業者に対して、改善措置の実施予定時期の確認はしているが、改善状況の確認までは行っていないとする経済産業局（中国経済産業局）がみられた。

また、発電事業者からの改善報告により確認しているとする 6 経済産業局はいずれも、標識や柵塀の設置等の改善状況が目視で確認可能なものについては、改善状況が分かる写真の提出を求め、当該写真により改善状況を確認しているとするが、中には、発電事業者から写真の提出がない場合でも、口頭で改善した旨の報告があれば、改善措置が実施されたものと判断しているとする経済産業局（九州経済産業局）もみられた。

- ii) 一方、以下のとおり、着実に改善が図られていることを確認するために工夫している事例がみられた。
  - ① 発電事業者に提出を求める写真の要素を具体的に定めている（近畿経済産業局）。
  - ② 条例等に基づいた住民説明会の開催を指導等したものについて、発電事業者に対し、住民説明会の資料を提出させている（東北経済産業局）。
  - ③ 例えば、柵塀の設置の場合は、見積もりから設置までに要する期間を約 1 か月と想定し、実施期限を設けた上で確認している（中部経済産業局）。

#### キ 通報への対応に係る記録

通報への対応に係る記録について、実地調査した 7 経済産業局はいずれも、通報の

受付時や発電事業者への対応時などに、記録を作成するとしている。

しかし、様式を定めて対応案件一覧表を作成し、通報内容や発電事業者への連絡などの対応状況等を記録している経済産業局（東北、関東及び中国経済産業局）がみられた一方、記録は作成しているが、組織的に共有してはいないとする経済産業局（北海道、近畿及び九州経済産業局）や、平成 30 年協力依頼に基づく、地方公共団体からの情報提供については記録を作成していないものがあるとする経済産業局（中部経済産業局）もみられ、記録の作成や組織的な共有が徹底されていない状況がみられた。

### (3) 法改正の内容及び今後の経済産業省の対応

改正法により、発電事業者の事業計画遵守義務を明示するとともに、今後は、当該遵守義務に違反している場合には、発電事業者への積立命令<sup>19</sup>（以下「交付留保」という。）が行われることとなり、経済産業省の再エネワーキングの第 2 次取りまとめで、交付留保は、違反に係る客観的な措置（文書指導）がなされた段階において、実施することが可能と考えられるとされている。

また、交付留保、改善命令、認定の取消し等は書類を送達して行うこととなり（改正法第 52 条の 2 第 1 項）、送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所等が知れない場合等には、経済産業大臣は公示送達<sup>20</sup>をすることができることとなった（改正法第 52 条の 4）。

### (4) 改善策の検討

改正法により、事業計画遵守義務に違反している発電事業者に対しては、交付留保が実施されることとなるが、文書指導がなされた段階において、交付留保をすることが可能とされたことを踏まえると、経済産業局における文書指導の対応が区々とならないよう、交付留保の起点の一つとなる文書指導の実施に当たっての経済産業省（資源エネルギー庁）への協議基準（実施時期、対象等）を整理しておくことが必要と考える。その際、交付留保等の運用に当たり、公示送達が活用されることを踏まえると、発電事業者に連絡がつかなかった場合に、円滑に公示送達を実施できるよう、公示送達の実施基準等も併せて整理しておくことが重要と考える。

また、通報により把握したトラブル等の改善を着実に進めていくに当たっては、関係機関との情報共有・連携、発電事業者への口頭指導、改善状況の確認等の対応を適確に実施していくことが重要である。あわせて、発電事業者による改善がみられない場合には、文書指導等の次なる対応が実施される必要があるが、そのためには、それぞれの対応の内容や結果を適切に記録し、組織的に共有しておくことが必要と考える。

---

<sup>19</sup> 改正法では、発電事業者が事業計画遵守義務に違反している場合には、交付金相当額を積立金として積立てるべきことを命ずる（積立命令）ができるようになった。この積立命令により、交付金の一時停止が行われることとなる。

違反が改善された場合は、交付金相当額の取戻しを認めることで、発電事業者に早期の改善を促す一方で、違反が改善されなかった場合は、交付金の返還命令（一時停止された交付金の徴収）の対象となる。

<sup>20</sup> 相手方が所在不明で意思表示を到達させることができない場合に、その意思表示を到達させるための措置。経済産業省の掲示場に送達すべき書類を送達する旨を掲示し、掲示から 2 週間経過することによって、その効力が発生する。

発電設備の特定に当たっては、設備 ID を把握していても、情報提供フォームに入力欄がないことから提供していないとする市町村がみられたことを踏まえると、設備 ID が提供されるよう、情報提供フォームに入力欄を設けるほか、通報者が有している発電設備の特定に役立つ情報（標識の写真、写真の位置情報等）が提供されるよう、情報提供フォームの形式を充実することが重要と考える。

以上を踏まえ、今後、トラブル等の着実かつ迅速な改善に当たっては、経済産業省が指導等や交付留保などの必要な措置を適確に実施していくことが重要と考える。

#### （所見）

経済産業省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 経済産業局が指導等を行っても改善されない場合や、発電事業者と接触できなかった場合などについての経済産業局から経済産業省（資源エネルギー庁）への協議基準を整理すること。
- ② 改善状況の確認を適確に行うため、写真等を活用するとともに、指導等の経緯等を記録し、組織内で共有すること。
- ③ 他法令違反やその疑いのある通報を受け付けた場合、関係機関への連絡や確認を励行すること。
- ④ 設備 ID や発電設備の特定に役立つ情報が提供されるよう、情報提供フォームの形式を検討すること。
- ⑤ 上記の措置を踏まえた指導等を着実に実施するとともに、改善されない場合は交付留保などの必要な措置を適確に実施すること。

## 第4 事例集

### 1 実地調査で把握した主なトラブル等（トラブル等の類型別）

（事例1）泥水・土砂等の流出に関する事例（上記第2の2(2)及び第3の2(1)イ関連）

【事例1-1】～防災工事の完了前に造成工事に着手していた事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、地域住民から市に対し、造成工事の現場で土砂流出が発生しているとの相談があった。
- 市が現地確認したところ、原因は、調整池等の防災工事完了前に造成工事に着手していたためであり、市は、トラブル等の解決に向け、発電事業者に対し防災工事の実施について助言等を行い、防災対策が進められている。

【事例1-2】～防災工事の完了前に設備設置工事を進めたため雨水が流出した事例（開発工事段階）～

- 大雨の際に、太陽光発電設備（高圧案件）の設置予定地の斜面から、大量の雨水が流れ、付近の道路が冠水した。
- 防災工事の完了前に発電設備の設置工事を進めていたことが原因であることから、県は、防災工事の早期完了に向け、発電事業者に対して、変更した防災計画を県に提出した上で、変更計画に沿った対応を行うよう指導した。
- その後、県の指導に沿って排水路が整備された。

【事例1-3】～排水機能が不十分等の理由から泥水流出が発生した事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、地域住民から市に対し、造成工事の現場において、調整池から泥水が流出し、河川の汚濁が発生しているとの相談があった。
- 市が確認したところ、造成工事の施工途中であり、緑化による表土の浸食防止が行われていなかったことや調整池から土砂を除いて排水する機能が不十分であったことが泥水流出の原因であった。
- 市が、今後の発生防止等に向け、発電事業者と話し合いを行い、話し合いを踏まえた発電設備の保守点検・維持管理計画の市への提出を働き掛けた結果、発電事業者からの計画の提出に結び付いた。

【事例1-4】～排水対策が未実施であったが、市が工事施工業者に直接助言等したことと改善された事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、事前に説明がなく、いきなり造成工事が始まり、土地のかさ上げが行われ、設備敷地内に排水が流れる場所がないため、自宅前の市道に雨水がたまるような形状になっているとの相談があった。
- 市は、現地確認し、トラブル等の解決に向け、発電事業者及び工事施工業者に現場確認の結果を伝え、排水先を確保するよう助言等を行い、工事施工業者により水路の整備が行われた。また、市では、工事施工業者に直接連絡したことで迅速な解

<p>決が図られたとしている。</p>
<p><b>【事例 1-5】</b>～急傾斜地に設置されていたが、経済産業局等の指導等により平坦地に移設された事例（開発工事段階）～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 急傾斜地<sup>21</sup>に太陽光発電設備（低圧案件）が設置され、地域住民から市に対し、土砂崩れの危険があるとの相談があった。</li> <li>○ 市は、現地や森林伐採無届け等の状況を確認した上で、発電事業者に作業の中止を指導するとともに、経済産業局等に通報した。</li> <li>○ その後、経済産業局等から指導等が行われたこともあり、事業計画の変更により、設置された発電設備は撤去され、平坦地に移設された。</li> </ul>
<p><b>【事例 1-6】</b>～排水対策が不十分であったため、雨水が流出し市道の損壊等が発生した事例（稼働段階）～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽光発電設備（高圧案件）の敷地から雨水が流出し、市道の損壊や市道に隣接している農地に悪影響を与えたほか、発電設備自体も一部損壊した。</li> <li>○ 原因は、発電設備の近隣に埋設されているパイプよりも大幅に小さいパイプを埋設したことで、雨水がパイプから溢れたためであり、市が発電事業者に指導したところ、U字溝を埋設するなどの対応が図られた。</li> </ul>
<p><b>【事例 1-7】</b>～排水対策が不十分であったため雨水が流出した事例（稼働段階）～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、置いてある土のうが破れている等不適切な管理がなされており、雨が降った際には、発電設備の敷地から雨水が自宅の敷地に流れ込み困っているとの相談があった。</li> <li>○ 市が発電事業者に照会したところ、側溝の設置等の対策を行っているとのことであったが、市は現地確認の結果、現状の排水対策では不十分であると判断し、排水対策の適切な実施に向け、発電事業者に排水対策を複数提案し、提案を踏まえた対策が実施されている。</li> </ul>
<p><b>【事例 1-8】</b>～排水対策が不十分であったため、泥水が河川に流入した事例（稼働段階）～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽光発電設備（高圧案件（メガソーラー））について、地域住民から市に対し、発電設備の敷地から泥水が河川に流入しているとの相談があった。</li> <li>○ 市が現地確認したところ、調整池にたまった泥水がそのまま側溝に排出されていることなどが確認された。</li> <li>○ 発電事業者は、調整池を拡大する対策を検討していたが、この対策では、泥水の流出を防ぐことは難しいため、市は、フィルターを設置を提案し、状況を注視している。</li> </ul>
<p><b>【事例 1-9】</b>～盛土の崩壊防止対策が不十分であったため、泥水が流出した事例（稼働段階）～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽光発電設備（低圧集積案件）について、地域住民から市に対し、斜面に盛土を行って設置されており、泥水が下方に流出していたため、盛土の工法に不安があ</li> </ul>

<sup>21</sup> 土砂災害警戒区域等基礎調査予定箇所（急傾斜地の崩壊）

るとの相談があった。

- 市は、盛土の崩壊防止対策の実施に向け、発電事業者に助言等を行い、発電事業者が地域住民と調整した上で、盛土の斜面にコンクリートを吹き付ける工法が施工されている。

**【事例 1-10】**～盛土の崩壊防止対策が不十分であったため、のり面が崩壊した事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧集積案件）について、地域住民から市に対し、盛土ののり面が大雨により崩壊し、亀裂が発生したため、大規模崩落が懸念されるとの相談があった。
- 市は、盛土の崩壊防止対策の実施に向け、修繕方法や住民説明等について発電事業者に助言等を行い、修繕工事が実施されている。

**【事例 1-11】**～土砂対策が不十分であったため、地すべりが発生した事例（稼働段階）～

- 県条例に基づく許可条件を遵守せずに設置して運転開始した後に、事業譲渡が行われていた太陽光発電設備（高圧案件）において、地すべりが発生し、のり面表土が滑り落ちていることを地域住民からの相談により市が確認した。
- 市は、緊急事案と判断し、現在の発電事業者に応急処置を指示するとともに、県条例の対象となる地域であることから県へ報告した。これを受け、地すべり等の防止対策の実施に向け、のり面の復旧工事や排水施設の設置等について、県が中心となって、発電事業者、施工業者、測量会社、市等で複数回協議を行い、復旧工事が行われた。

(注) 上記の事例のほかにも、泥水・土砂等の流出に関する事例が複数みられた。

(事例 2) 雑草繁茂に関する事例（上記第 2 の 2(2)及び第 3 の 2(2)イ関連)

**【事例 2-1】**～雑草が繁茂し、地域住民の通行に支障が生じた事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、敷地内の雑草が繁茂し、隣接する市道の路側帯まで伸びているため、地域住民の通行に支障が生じ、危険であるとの相談があった。
- 市は現場確認し、保守点検責任者に除草を依頼したところ、遠方の保守点検責任者に代わり、地元在住の土地所有者により除草が行われている。

**【事例 2-2】**～雑草が繁茂していたが、市が発電事業者に依頼して除草が行われた事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧集積案件）について、地域住民から市に対し、設備敷地内に雑草や竹が繁茂しているとの相談があった。
- 市は現場確認し、除草の実施に向け、発電事業者に雑草等の伐採を依頼しようとしたが、標識が未設置であったため、「事業計画認定情報公表用ウェブサイト」を確認したところ、個人の発電事業者であり連絡先が掲載されていなかった。このため、設備近隣の地域住民に発電事業者の連絡先を尋ね回ったが、地域住民も連絡先を知らなかったことから、最終的に登記簿の情報を元に土地所有者 3 人に連絡し、除草

の依頼を行った。その結果、土地所有者の1人から、自身が発電事業者の代表であり、雑草等は伐採業者に依頼する旨の連絡があり、後日、除草が行われている。

【事例 2-3】～市の依頼では改善しなかったが、経済産業省に通報したことで除草が行われた事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、地域住民から市に対し、敷地内の除草が不十分で枯れ草が残っており、火災になった場合に近隣の住宅に延焼するおそれがあるとの相談があった。
- 市は現場確認し、発電事業者に除草を依頼したが、改善されなかったことから、情報提供フォームを利用し、経済産業省（資源エネルギー庁）に通報したところ、後日、除草が行われている。

【事例 2-4】～雑草が繁茂していたが、市が発電事業者に依頼して除草が行われた事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対して、雑草が繁茂しているため、除草してほしいが、標識がなく発電事業者の連絡先が分からないとの相談があった。
- 市が認定設備情報から発電事業者を特定し、対応を依頼したところ、標識が設置され、除草も適切に行われている。

【事例 2-5】～雑草が繁茂していたが、市が発電事業者に依頼して除草が行われた事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（発電出力不明）について、地域住民から市に対して、除草ができておらず、標識もないとの相談があった。
- 市は現地確認の上、認定設備情報から発電事業者を特定し、対応を依頼したところ、標識が設置され、除草も適切に行われている。

(注) 上記の事例のほかにも、雑草繁茂に関する事例が複数みられた。

（事例 3）生活環境等への影響や懸念に関する事例（太陽光発電設備）（上記第 2 の 2(2) 及び第 3 の 2(2)イ関連）

【事例 3-1】～景観が損なわれるとの地域住民の意見を踏まえ、パネルの設置位置を変更した事例（開発工事段階）～

- 営農型太陽光発電設備<sup>22</sup>（発電出力不明）について、発電設備を設置予定の土地に隣接する住民から市に対し、太陽光パネルの架台が刈取機が入れるようになり、高さになるため、急に背の高い太陽光パネルが見えるようになり、自宅からの眺めが悪くなってしまったとの相談があった。
- 市が、発電事業者に相談内容を連絡したところ、パネルを少し後ろにずらす対応が図られた。

<sup>22</sup> 農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて設置された太陽光発電設備（詳細は下記第 5 の 1 参照）

【事例 3-2】～太陽光パネルからの反射光への対策としてすだれを設置した事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（発電出力不明）について、地域住民から経済産業局に対し、太陽光パネルの反射光が強いため、発電事業者にすだれをかけてもらっていたが、すだれが破損していると通報があった。
- 経済産業局が通報者の地域住民に確認したところ、標識も未設置であったため、経済産業局は設備所在地から特定した発電事業者に指導等を行い、その後、発電事業者から改善状況の写真を添付した改善報告が提出され、経済産業局では、写真により改善状況を確認している。

(注) 上記の事例のほかにも、太陽光発電設備で、生活環境等への影響や懸念に関する事例が複数みられた。

(事例 4) 生活環境等への影響や懸念に関する事例（風力発電設備）（上記第 2 の 2(2)及び第 3 の 2(2)イ関連)

【事例 4-1】～低周波や騒音についての懸念に対し、対策が実施された事例（開発工事段階）～

- 風力発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、事前に住民説明がなく建設工事が行われており、低周波による健康被害や騒音被害等の不安から設置に反対であるとの相談があった。
- 市が、発電事業者に対し、住民の不安を解消し、理解が得られるよう努めてほしいと依頼したところ、発電事業者は、住民説明会を複数箇所で開催するとともに、低周波や騒音の測定器を設置する等の対応を行い、発電設備の整備が進められた。

【事例 4-2】～風車の回転に起因する騒音について、市の関与により対策が実施された事例（稼働段階）～

- 風力発電設備（高圧案件）について、地域住民から市に対し、風車の回転により生じている音について相談があった。
- 市が、発電事業者に対し、地域住民からの相談内容を伝え、対応するよう依頼したところ、発電事業者において、一定の時間帯は回転数を下げて運用する、隣接する民家には防音措置を講ずるなどの対応が行われている。

【事例 4-3】～風力発電設備の設置距離基準に違反しており、事故発生等の懸念がある事例（稼働段階）～

- 市内の小形風力発電設備の設置場所について、条例で定める道路や海岸からの距離基準に違反しているものが複数ある。
- 道路へのブレード（風車の羽根）の落下による事故や野鳥への被害（バードストライク）等の懸念があるものの、市は、条例施行以前に建設された発電設備の設置場所について指導権限がないため、実際にトラブルが発生した際に対応するしかないとしている。

(注) 1 上記の事例のほかにも、風力発電設備で、生活環境等への影響や懸念に関する事例が複数みられた。

2 このほか、風力発電設備は維持管理費用が高額であるため、故障した場合、市営の風量発電設備においては、修理するのではなく廃棄することが多いとの意見が聞かれた。



(事例5) 標識や柵が未設置である事例（上記第2の2(2)及び第3の2(2)イ関連）

【事例5-1】～標識が未設置である設備について、経済産業局に通報したところ改善された事例（稼働段階）～

- 地域住民から市に対し、太陽光発電設備（発電出力不明）の下に蜂の巣があり、通学路に隣接して危険なので、設備管理者に連絡してほしいとの相談があった。
- 市が現地確認したところ、蜂の巣があるほか、標識が設置されていなかったため、経済産業局に通報した。その後、蜂の巣は駆除され、標識が設置された。

【事例5-2】～付近に通学路があるにもかかわらず、柵が未設置であった事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、設備に柵が設置されていないが、付近にこどもの通学路があるので、危険防止のために柵を設置してほしいとの相談があった。
- 市は現場確認し、柵の設置に向け経済産業局に通報したところ、経済産業局から発電事業者へ指導等を行うとの連絡があり、その後、柵が設置されている。

【事例5-3】～発電事業者の認識不足により、柵が未設置であった事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧集積案件）について、発電設備の倒壊を受け、市が現地確認したところ、当該発電設備は柵の設置義務の対象外であると発電事業者が認識していたため、柵が設置されていない状況であった。
- 市は、柵の設置義務の対象か否かを経済産業局に照会したところ、経済産業局から、設置義務の対象であるため、発電事業者へ指導等を行うとの連絡があり、その後、設備敷地の外周に柵が設置されている。

【事例5-4】～設備が敷地の境界線に設置されているにもかかわらず、柵が未設置であった事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、境界線に設置されているにもかかわらず、柵がなく危険であり、標識も設置されていないとの相談があった。
- 市は、認定設備情報から発電事業者を特定し、相談内容を伝え、その後、保守点検責任者から相談者に直接連絡し調整が行われている。

【事例5-5】～標識が未設置である事例（稼働段階）～

- 風力発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、発電設備が倒壊<sup>23</sup>しているとの相談があった。
- 市が現地確認したところ、標識が設置されていなかったが、当該発電設備の発電事業者とは、それまでも地域住民からの相談を受け、断続的に連絡をとっていたことから、発電事業者の連絡先等が分からない状況にはならなかった。しかし、市は、断続的に連絡をとっていることがなければ、発電事業者の特定に苦労していたかもしれないとしている。

(注) 上記の事例のほかにも、標識や柵が未設置である事例が複数みられた。

<sup>23</sup> 本件は、その後、経済産業省への事故報告が行われ、再発防止対策が講じられている。

(事例6) 標識や柵が太陽光発電ガイドラインに従ったものとなっていない事例(上記第2の2(2)及び第3の2(2)イ関連)

<p><b>【事例6-1】</b>～標識の設置場所が分かりにくい事例(稼働段階)～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 太陽光発電設備(低圧集積案件)について、発電設備の倒壊を受け、市が現地確認したところ、柵が設置されていないこともあり、標識の設置場所が分からない状況であった。市が発電事業者に設置場所を確認すると、太陽光パネルの架台に直接設置しているとのことであった。</li><li>○ 市が経済産業局に通報したところ、同局から、発電事業者に指導等を行うとの連絡があった。その後、柵が設置されるとともに、標識の設置場所も変更された。</li></ul>
<p><b>【事例6-2】</b>～標識に発電事業者等の連絡先が記載されていない事例(稼働段階)～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 太陽光発電設備(低圧案件)について、地域住民から市に対し、発電設備に雑草が繁茂しているため除草してほしいが、標識に発電事業者及び保守点検責任者の連絡先の記載がないため、連絡できないとの相談があった。</li><li>○ 市は、認定設備情報から発電事業者を特定し、対応を依頼した。</li><li>○ その後、標識に発電事業者及び保守点検責任者の連絡先が記載され、除草も行われた。</li></ul>
<p><b>【事例6-3】</b>～柵が境界に隣接して設置してあり、通行に支障が生じていた事例(稼働段階)～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 太陽光発電設備(低圧案件)について、地域住民から市に対し、柵が境界に隣接して設置されているため、地域住民が自動車を運転する際、通行に支障が生じているとともに、その柵の上部が鋭利な構造となっているため、こどもに危険であるとの相談があった。</li><li>○ 柵の改修に向け、現地において3者(市、地域住民、発電事業者)で柵の設置位置を移動させることや、こどもに危険がないような柵を設置することを打ち合わせ、その結果、通行に支障がなく、こどもに危険がない場所に柵の移動が行われている。</li></ul>
<p><b>【事例6-4】</b>～柵が発電設備事業区域外に設置されていた事例(開発工事段階)～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 太陽光発電設備(高圧案件)について、里道まで囲うような形でフェンスが設置されていた。</li><li>○ 市(里道の管理者)は、発電事業者に対し、フェンスを移設するよう指導し、フェンスは発電設備事業区域内に設置された。</li></ul>
<p><b>【事例6-5】</b>～柵に隙間が空いている不適切な設置が行われていた事例(稼働段階)～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 太陽光発電設備(低圧案件)について、地域住民から市に対し、柵に隙間が空いており、草刈りも実施されていないため、標識に記載されている連絡先に電話したが出ないとの相談があった。</li><li>○ 市は、現地確認し、柵の適切な設置に向け、市のガイドラインに基づく届出に記載された発電事業者の連絡先に電話をして状況を説明した。発電事業者から現地写真を送付してほしいとの依頼があったため、メールで送付したところ、その後、発電事業者から対応する旨回答があった。</li></ul>

【事例 6-6】～設計図書と異なる施工を行い、複数箇所で柵が未設置であった事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧及び高圧の集積案件）について、市の条例に基づく工事完了の現地検査を行ったところ、事前審査で合格した設計図書と異なり、立入防止柵が複数箇所において未設置で、誰でも自由に発電設備に侵入できる状態を確認した。
- 市は、立入防止柵の設置に向け、発電事業者に対して是正を指導し、その後、発電事業者からの報告を受け現地検査を行い、是正されたことを確認している。

(注) 上記の事例のほかにも、標識や柵塀が太陽光発電ガイドラインに従ったものとなっていない事例が複数みられた。

## 2 周辺地域への事前周知に関する対策

(事例 7) 条例に基づく住民説明に関してトラブル等となった事例(上記第 3 の 1(2)関連)

【事例 7-1】～住民説明を不適切な方法で実施して市に届出がなされた事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、発電事業者から、個別に地域住民に事業内容を説明したとして、事業届出書の提出があったため、条例に基づく市と発電事業者との協議を検討していたところ、地域住民に直接説明すべき具体的な施工計画（事業区域、スケジュール等条例施行規則に定める事項）の内容について郵便ポストに資料を入れるだけなど不適切な説明方法を採用していたため、同意を保留した。
- しかし、市の同意を得ずに事業に着手したため、市は条例に基づき発電事業者に勧告を行い、その後、発電事業者により条例で対象となっている住民に事業内容等の説明が行われている。

【事例 7-2】～住民説明を不適切な方法で実施して市に届出がなされた事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、発電事業者から提出された住民説明の結果報告書において、住民説明を実施したとしていたが、実際は、土地の境界確定の立会い時の地権者による署名を利用したもので、住民説明を実施せずに工事に着手していたことが判明した。
- その後、地域住民から市に対し相談も寄せられたことから、市は発電事業者に住民説明を行うよう助言等を行い、その後、住民説明が行われている。

(事例 8) 説明すべき地域住民の範囲や説明方法等に関するトラブル等の事例(上記第 3 の 1(2)関連)

【事例 8-1】～説明すべき地域住民の範囲が分からず住民説明を実施していなかった事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、境界線に設置されているにもかかわらず、柵塀等がなく危険である旨相談があった。また、同設備には標識もなく、事前の住民説明もなかったとのことであった。
- 市は、認定設備情報から発電事業者を特定し、相談内容を伝え、その後、保守点

検責任者から相談者に直接連絡し調整が行われている。

- 住民説明を行っていなかったことについては、説明すべき地域住民の範囲が分からず、隣接地に住宅がなかったため行わなかったとのことであった。このため、市から、今後は隣接地の居住者だけでなく土地所有者にも説明することや、自治会にも相談し、説明する地域住民の範囲を協議するよう伝えた。

**【事例 8-2】** ～一部の自治会に対する住民説明を実施していなかった事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、発電事業者から市に事業計画書の提出がされたことを受け、市が設置予定地の現地確認及び住民への聴き取りを行ったところ、設置予定地に隣接している二つの自治会のうち、一つには住民説明を未実施である状況を確認した。
- 市が発電事業者を確認したところ、未実施の自治会は、設置予定地から道路を挟んだ位置関係であったことから、説明の対象にしなかったとのことであったため、同自治会にも説明するよう指導した。その後、事業者から同自治会の住民にも周知した旨の報告を受け、説明がされていることが確認できた。

**【事例 8-3】** ～一部の地域住民に対する住民説明を実施していなかった事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、設置予定地から水等が流れてきて被害が生じないか心配であり、設備に関する説明を聞いていないため不安であるとの相談があった。
- 同設備は小高い丘のような場所に設置予定であり、発電事業者は、設置予定地に隣接する地域住民に対しては説明を行っていたものの、下流域（丘の下方）の地域住民は対象にしていなかった。
- 市は、発電事業者と住民の双方の意見を聴取し、その結果、下流域の地域住民への影響も想定されると判断し、下流域の自治会を対象とした住民説明を行うよう発電事業者に助言等したところ、同事業者は元々下流への土砂等の流出防止措置等を講じていたため、その措置内容等について説明を行うこととなった。

**【事例 8-4】** ～地域住民からの質問に対して具体的な回答を行っていない事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）の造成工事の現場で、盛土の一部が崩れて土砂崩れが発生し、林地開発許可を行った県から指導を受けた発電事業者は、排水施設の再整備等の復旧工事を実施するとともに、住民説明会を実施した。
- しかし、住民説明会では、参加した住民に資料を一切渡さず、モニターでの説明のみに終始し、住民からの質問に対しても具体的な回答を行っておらず、市は、発電事業者の対応が不十分であったとしている。

(注) 上記の事例のほかにも、地域住民の範囲や説明方法等に関するトラブル等の事例が複数みられた。

(事例9) 地域住民の範囲や説明方法等に関して工夫している事例(上記第3の1(2)・2(1)イ関連)

【事例9-1】～住民説明に施工設計業者・施工業者などが参加し、地域住民からの質問等に回答した事例(開発工事段階)～

- 太陽光発電設備(高圧案件)について、工事着手前に、地域住民や地元の産業関係者から建設中止を求める動きがあったことを踏まえ、発電事業者が地域住民や地元の産業関係者向けの説明会を複数回開催した。
- 説明会には、発電事業者、施工設計業者・施工業者、保守管理を行う事業者などが参加し、地域住民からの質問事項について詳しい事業者が回答するなどした。
- 地域住民等からの反対が強いことから市も説明会に参加し、発電事業者に対し、泥水対策として沈砂池<sup>24</sup>の新設やフィルターを設置を提案した。その結果、発電事業者は、泥水対策のための沈砂池の設置、造成面積の縮小、緑地面積の大幅な拡大等、地域住民等の意見を取り入れた提案等を行い、事業を進めることとなった。

【事例9-2】～住民説明に発電設備の保守管理や造成等に関係する事業者も参加した事例(開発工事段階)～

- 太陽光発電設備(高圧案件)について、地域住民から市に対し、造成工事中の発電設備の敷地から流れ出た泥水が川や農地に流れ、道路に土砂がたまっているとの相談があった。
- 市は現地確認し、敷地内に雨水を流す水路や調整池が未整備となっているなど排水対策が不十分であると判断したことから、排水対策の実施に向け、発電事業者に対し住民説明の実施を求め、発電設備の保守管理や造成等に関係する事業者も参加する形で説明会が開催された。
- また、複数の事業者が関係することから、市は、発電事業者が責任者として対応することを明確にするよう求め、土砂が流入した場合の対応や災害等が発生した場合の対応等を含む協定書を発電事業者と自治会の間で締結した上で、排水対策が実施されている。

【事例9-3】～地域住民が住民説明の資料と異なる造成工事を発見した事例(開発工事段階)～

- 太陽光発電設備(高圧案件)について、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、発電事業者が事業区域の自治会と相談し、説明会ではなく、発電事業者から市に提出された図面等を用いて事業の概要や造成工事の概要等が記載された資料の回覧が行われた。
- 回覧により事業計画等を把握していた地域住民から市に、計画と異なる造成工事が行われているとの相談があり、市は、防災・安全対策を含めた是正の検討を行うよう発電事業者に助言等を行い、その後、防災工事等の対応が行われている。

<sup>24</sup> 流水中の土砂等を沈殿させて、流れから取り除くための池

【事例 9-4】～地域住民が住民説明と異なる維持管理の状況を発見した事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、草刈りが不十分であるとの相談があった。地域住民によると、発電事業者は住民説明で年に2回（毎年1月、7月前後）草刈りを行うと説明していたが、実際には秋になって草刈りが行われていることがあり、年に2回草刈りが行われているかも疑わしい状況であるとのことであった。
- 市は現地確認し、発電設備を覆い隠すほど草が生い茂っている状態であったことから、市の要綱に基づき、電話で除草するよう指導を行った。その後、除草が行われたものの不十分な状態であったが、現在は管理者が変更され、除草は適切に行われている。

【事例 9-5】～発電事業者に対し、住民説明に当たって必要な助言を行っている事例～

- 条例では、住民説明に当たって、事前に市に協議する規定は設けていないが、条例で定める住民説明の計画（周知計画書案）の確認と、発電事業者に対する住民説明に当たっての必要な助言（発電事業者に対し、実施予定地に隣接等する自治会等を明示し、自治会等と説明方法等について協議すること、説明資料に地域住民が関心を持つ「事業の図面」、「発電規模」、「太陽光パネルの設置枚数」等を盛り込むことなど）を行っており、住民説明の実施方法や説明内容に起因するトラブルは生じていないと認識している。

(注) 条例により設置事業許可や届出等を求めている市町村の中には、申請書や届出書の添付書類として、現況図、土地利用計画平面図（出入口、柵塀の位置・形状等）、造成計画平面図（盛土や切土、のり面の位置・形状等）、排水施設計画平面図（調整池、側溝、排水施設の位置・形状等）等の提出を求めているところがある。

### 3 トラブル等の未然防止対策

（事例 10）市町村が経済産業局等に通報し、経済産業局等が対応したことで改善が図られた事例（上記第3の2(2)イ関連）

【事例 10-1】～市の依頼では改善しなかったが、経済産業局からの指導等により改善が図られた事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、地域住民から市に対し、柵が途中までしか設置されておらず、こどもが発電設備の敷地内に入ってしまうか心配であるとの相談があった。
- 市は現地確認し、発電事業者に柵の設置を完了するよう何度も依頼したが、発電事業者は対応しなかった。
- そこで、市が経済産業局に通報したところ、同局から発電事業者に指導等を行うとの連絡があり、その後、柵の設置は完了された。

【事例 10-2】～市の依頼では改善しなかったが、経済産業局からの指導等により改善が図られた事例～（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、標識及び柵の未

設置について相談があった。

- 市は、認定設備情報に登録されている発電事業者に対して設置を依頼したが、一向に改善がみられなかった。
- そこで、市が経済産業局に通報したところ、同局から発電事業者に指導等が行われ、改善が図られた。

**【事例 10-3】**～市から対応を依頼するとともに、県にも指導を依頼することで改善が図られた事例～

- 大雨により、太陽光発電設備（高圧案件）の敷地から土砂や泥水等が流出し、国道の冠水や河川の汚濁が発生した。
- 市は、発電事業者に対し、流出した土砂の撤去等の復旧作業や再発防止対策を求めるとともに、林地開発許可を得て造成された敷地であったことから、県に対しても指導を依頼した結果、土砂の撤去や調整池の設置等の対応が行われた。

- (注) 1 上記の事例のほかにも、市町村が経済産業局や都道府県に相談を行っている事例が複数みられた。  
2 このほか、地域住民から相談があった発電設備の発電事業者等に対応を依頼するとともに、地域住民に対して、対応が図られない場合には経済産業局に通報するよう案内している市町村も複数みられた。

(事例 11) 写真を活用した標識や柵塀の設置確認に関する事例 (上記第 3 の 2(2)イ 関連)

**【事例 11-1】**～写真を活用し、標識や柵塀の設置状況を確認している事例～

- 市は、条例により、設置の完了について市長に届け出なければならないとしており、この際の添付書類として、標識や柵塀の設置が確認できる写真の提出を求めている。写真の提出の義務化以降に届出のあった設備において、標識や柵塀が未設置のものはないため、市は、現況写真の提出の効果があつたとしている。

**【事例 11-2】**～写真を活用し、標識や柵塀の設置状況を確認している事例～

- 市は、指導要綱により、設備設置後に完了届の提出を求めており、提出の際に、設備全体や標識、柵塀の写真の添付を求めている。
- 提出された写真で計画どおりに設備が設置されているかを確認し、標識の設置等が確認できない場合には、適切に設置するよう指導している。

**【事例 11-3】**～写真を活用し、工事完了後の設備の設置状況を確認している事例～

- 市は、条例により、太陽光発電設備の設置工事が完了した際に完了届の提出を義務付けており、提出の際には、周辺部を含む設備の写真や撮影位置図の添付を求めている。
- 市は、現地確認と工事完了写真の確認をしている。写真添付の目的は、設備の工事完了後の状態を画像で保存しておくこととしている。

- (注) 他にも標識の設置状況等が分かる写真の提出を条例等で規定している市町村が複数みられた。

#### 4 稼働後における発電事業者等の最新の連絡先の的確な把握

(事例 12) 標識や認定設備情報等の発電事業者等の連絡先が更新されていない事例（上記第 3 の 3(2)関連）

<p>【事例 12-1】～標識の記載内容が更新されておらず、発電事業者等に連絡がつかない事例（稼働段階）～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 太陽光発電設備（発電出力不明）について、地域住民から市に対し、発電設備が積雪により損壊しているため、漏電による火災や有害物質の流出による土壌汚染が心配であるとの相談があった。</li><li>○ 市が現地確認したところ、発電設備の足場が損壊し、太陽光パネルも破損していたため、標識に記載されていた保守点検責任者に電話で連絡したが、「今はうちの管理物ではない。」と回答があり、対応に苦慮している。</li></ul>
<p>【事例 12-2】～標識に記載されている住所に文書を送付したところ、宛先不明で返送され、連絡がつかない事例（稼働段階）～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、繁茂した雑草の対応を依頼するため、標識に記載されている発電事業者の住所に対応依頼文書を送付したが、宛先不明で返送されたとの相談があった。</li><li>○ 市は現地確認した上で、土地の登記簿から土地所有者を確認し、対応依頼文書を送付したが、宛先不明で返送され、対応に苦慮している。</li></ul>
<p>【事例 12-3】～標識に記載されている連絡先に連絡がつかない事例（稼働段階）～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 太陽光発電設備（低圧集積案件）について、地域住民から市に対し、発電設備の敷地から田畑に雨水が流出しているとの相談があった。</li><li>○ 市は、雨水の流出防止対策の実施に向け、標識に記載されている発電事業者に連絡したが、連絡がつかなかった。</li><li>○ 市が経済産業局に通報したところ、発電事業者が特定されたため、市から発電事業者に対応を依頼した結果、土のうが設置された。</li></ul>
<p>【事例 12-4】～標識の記載内容が更新されていない事例（稼働段階）～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 太陽光発電設備（低圧案件）について、標識に記載されている保守点検事業者の連絡先と認定設備情報等に掲載されている連絡先が異なっていた。</li><li>○ 保守点検事業者の変更の際に変更認定申請等をしたため、認定設備情報等は変更されているものの、標識の記載内容については変更しなかったと思われる。</li></ul>
<p>【事例 12-5】～標識の記載内容が更新されていない事例（稼働段階）～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 風力発電設備（低圧案件）について、発電設備設置後に転売されて発電事業者が変更されたが、標識に記載されている発電事業者と認定設備情報等に掲載されている発電事業者が異なっていた。</li><li>○ 転売された際に変更認定申請等をしたため、認定設備情報等は更新されているものの、標識の記載内容については更新しなかったと思われる。</li></ul>

(注) 上記の事例のほかにも、標識や認定設備情報等の発電事業者等の連絡先が更新されていない事例が複数みられた。



## 第5 その他（参考情報）

### 1 営農型太陽光発電

#### (1) 制度等

太陽光発電の中には、営農しながら太陽光発電を導入する「営農型太陽光発電（ソーラーシェアリングともいう。）」という取組がある。

営農型太陽光発電は、農地に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を立てて、発電設備（太陽光パネル）の下部の農地で営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するもので、農林水産省のホームページでは、「作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待」できるとされている。

下部の農地の利用に当たって、太陽光発電設備の支柱を設置するには、農地法に基づき、都道府県知事等（市町村に設置されている「農業委員会」に委任されている場合もある。）による一時転用許可（第4条第1項又は第5条第1項）が必要となる。一時転用許可に当たって、農林水産省は、平成30年通知<sup>25</sup>により技術的助言を行っており、同通知では、都道府県知事等が次の事項を確認するとともに、農業委員会が定期的に農作物の生育状況等を確認（営農の適切な継続が確保されていないと判断される場合には、必要な指導助言を行うとともに、都道府県知事等に報告）することとされている。

① 一時転用期間が一定期間内であること。

- ・ 担い手が自ら所有する農地等を利用する場合、荒廃農地を再生利用する場合、第2種農地<sup>26</sup>又は第3種農地<sup>27</sup>を利用する場合は10年以内
- ・ 上記以外の場合は3年以内

② 認定農業者<sup>28</sup>等の営農の適切な継続が確実に認められること。

- ・ 下部の農地で営農が行われていること。
- ・ 下部の農地の単収<sup>29</sup>が当該年の地域平均の8割超であること（荒廃農地以外）。
- ・ 生産された農作物の品質に著しい劣化がないこと。

#### (2) 調査結果

基礎調査では、回答を得られた861市町村のうち、令和元年度から3年度までの3年間の合計で、349市町村において2,933件の営農型太陽光発電に係る農地の一時転用許可が行われている。

実地調査で営農型太陽光発電について聴取できた市町村（表7参照）では、農地の所

<sup>25</sup> 支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）。ただし、平成30年以前は平成25年の通知（「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成25年3月31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知）による。

<sup>26</sup> 市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地等

<sup>27</sup> 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地

<sup>28</sup> 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者

<sup>29</sup> 10アール当たりの収穫量

有者である農家が下部の農地で営農をしながら上部に太陽光パネルを設置しているところもあるものの、多くは太陽光発電設備の設置者が下部の農地で営農しているところが多かった。これら市町村で発電を開始している発電設備の下部の農地で栽培（又は栽培を計画）されている作物は、榊（サカキ）、ブルーベリー、キクラゲ、ヨモギ、ツワブキ、イモ類、牧草、そば、ミョウガなどであるが、栽培開始から間もないこと、多くの作物で収穫までに数年を要すること、育成状況が良くないこと等から、収穫ができたところはあったものの、単収8割を確保できたところはほとんどみられなかった。中には、苗木のままである、一部の場所にまばらに作付けされている、そもそも作付けまでに至っていないところもみられた。

このような状況に対し、市町村（農業委員会）では、「営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告」等により、毎年1回、作付け作物、品質、収穫量等を報告させ、随時収穫に向けての指導を行っていた。その一方で、単年度でみて、8割の収穫がないからといって、直ちに農地転用許可を取り消すことはないが、営農していない状態が続けば取消しもあり得るとしている。しかし、市町村や発電事業者等において、8割の収穫が確保されるような抜本的対策はとれていないのが現状となっている。

表 7 実地調査した市町村における営農型太陽光発電の設置及び営農の状況

市	発電設備	作付作物	営農等の概要
A市	低圧集積案件	そば	単収9割以上（前年は3割程度）
B市	不明	茶	茶農家が設置。収穫はあるが、通常の花畑で収穫している茶葉と合算して収量の報告があったため、単収不明
C市	不明	ツワブキ	農家が設置。単収等不明
D市	低圧案件	フキ・ミョウガ	農家が設置。根を張らず段階。収穫はあったものの市場への出荷は未実施
E市	不明	ヨモギ	生育状況がよくなく、営農は停止の状況
F市	不明	ヨモギ	生育状況がよくなく、営農は停止の状況
G市	低圧集積案件	柿	収穫は2年後以降とし、現在も苗木のまま
H市	低圧案件	柿	収穫まで5～6年程度かかる見込み
I市	不明	柿	転用から間もなく、生育状況が回復しきっていないため、単収8割を未確保
J市	高圧案件	柿	単収3割未満（前年は0）
K市	不明	柿	収穫なし
L市	不明	柿	収穫・販売の報告なし
M市	低圧案件	キクラゲ	作付け未着手
N市	低圧案件	キクラゲ	新型コロナウイルス感染症拡大の影響やアルミニウムの価格高騰による資材不足で、作付け未着手
O市	低圧案件	キクラゲ	単収1割未満（前年は0）
P市	不明	キクラゲ	収穫なし
Q市	不明	キクラゲ	収穫・販売の報告なし
R市	不明	ブルーベリー	収穫まで数年かかるので、販売の報告なし
S市	不明	ブルーベリー	転用から間もなく、生育状況が回復しきっていないため、単収8割を未確保
T市	不明	サツマイモ	収穫なし
U市	不明	サツマイモ	収穫・販売の報告なし
V市	不明	ジャガイモ	収穫なし
W市	不明	栗	収穫なし
X市	不明	牧草	転用から間もなく、生育状況が回復しきっていないため、単収8割を未確保

(注) 当省の調査結果による。

### (3) 農林水産省の対応等

営農型太陽光発電については、農林水産省の有識者会議（農地法制の在り方に関する研究会）において、その課題や今後の方向性などに関して議論されていた。同省は、この議論を踏まえ、営農が適切に継続されない事例を排除し、農業生産と発電を両立するという営農型太陽光発電の本来あるべき姿とするため、これまで平成30年通知により規定してきた運用内容を農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）として規定し直すこととし、同規則は令和6年3月4日に改正され、同年4月1日に施行されることとなっている。

また、同規則に定められた内容等に係る具体的な考え方や取扱いについて、以下の内容等が新たに示されている「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」も策定され、同日に施行されることとなっている。

- ① 「営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告」を「栽培実績書」に改め、生育に時間を要する農作物のため収穫が行われていない場合には、栽培管理及び生育の状況を、それ以外の場合で収穫が行われていない場合には、その理由を記載させる欄を新設
- ② 「栽培実績書」において、下部の農地に係る営農に支障が生じていると判断されるものについては、都道府県知事等が、毎年度現地調査を実施
- ③ 「栽培実績書」の確認及び現地調査により、市町村の区域内の同一作物の単収より概ね2割以上減少している場合や、同一作物の生育段階と比較して生育状況に支障がみられる場合等営農の適切な継続が確保されなくなったとき又はこれが確保されないと見込まれるときには、都道府県知事等が、必要な改善措置を講ずるよう指導を実施し、一時転用許可を受けた者が当該指導に従わないときは、農地法第51条の原状回復等の措置を検討することを明確化

## 2 再エネ特措法に基づく調達期間を終了した発電設備の廃棄等

### (1) 制度等

FIT 制度の調達期間（20 年間）が終了した太陽光発電設備等（以下「卒 FIT 案件」という。）については、その後も継続的な事業の実施が期待されており、①自家消費、②相対・自由契約による売電などを行うこととなるが、事業終了後には、適切に撤去及び処分されることが求められる。

「廃棄等費用積立ガイドライン」（令和 3 年 9 月公表。資源エネルギー庁）では、太陽光発電設備については、「参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすいこと、また、太陽光パネルには、鉛・セレン等の有害物質が含まれていることなどから、発電事業の終了後、太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかと懸念ある」とされている。

このため、太陽光発電設備の廃棄については、廃棄等費用積立制度が設けられている（風力発電設備にはこのような制度はない。）。この積立制度は、事業用太陽光発電設備（発電出力が 10kW 以上のもの）について、調達期間の終了前 10 年間、想定される廃棄等費用の額を、源泉徴収的に電力広域的運営推進機関に対して外部積立て（発電事業者を支払われる調達価格（交付金）から控除）させるものである（改正法第 15 条の 12 第 2 項及び第 3 項）。

なお、①長期安定的な発電事業の実施に向けた計画等を作成し、公表すること、②金融機関等により廃棄等費用の確保が可能であることが定期的に確認されていること等の条件を満たす発電事業者には、例外的に内部積立てが許容されている（改正法第 15 条の 17）。

### (2) 調査結果

実地調査した多くの市町村では、卒 FIT 案件はほとんどなかったが、市町村の中には、以下のとおり、再エネ特措法に基づく調達期間が終了した後の廃棄に向けての不安や懸念があるとしており、一部の市町村では、既に、豪雨や積雪等の自然災害による発電設備の破損等により撤去が必要となっているにもかかわらず放置されているものが発生している。

- ① 廃棄後に適切に撤去されるか、撤去後に現状回復されるか懸念がある。
- ② 風力発電については、廃棄等費用積立制度がないので適切な廃棄が行われるか懸念がある。
- ③ 小形風力発電について、FIT 期間終了後、適切な維持管理や廃棄がなされない懸念がある。

一部の市町村では、上記の懸念を踏まえ、風力発電についても廃棄等費用積立ての制度化を求めるほか、条例や市のガイドラインを制定（又は改定）して発電事業者に損害賠償責任保険への加入や設備撤去費用の確保を求める動きも起こっている。

なお、市町村では、発電事業者等から廃棄に係る問合せを受けたことがほとんどないこともあり、太陽光発電設備等を適正に廃棄できる業者（産業廃棄物処理業者）の情報

を整理していないとすることが多い。また、一般社団法人太陽光発電協会がホームページで公表している「適正処理（リサイクル）の可能な産業廃棄物中間処理業者名一覧表」については、承知していないところもみられた。

### (3) 経済産業省及び環境省の対応等

再生可能エネルギー発電設備の廃棄に関する懸念については、経済産業省及び環境省の検討会（再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会）において、適正な廃棄・リサイクルの実現に向けた議論がされており、この議論について取りまとめた「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会中間取りまとめ」が令和6年1月30日に公表されている。同中間取りまとめでは、太陽光発電設備に対しては、製造段階から廃棄・リサイクルが完了するまでのトレーサビリティを確保し、太陽光パネルの含有物質情報など適正処理に必要な情報を把握する仕組み等について引き続き検討を深めるとされている。また、風力発電設備に対しては、小形風力発電設備に対する積立制度の適用の在り方を検討していく必要があること等を踏まえ、引き続き検討を進めていくとされている。

### 3 再エネ特措法の認定を受けていない発電設備

#### (1) 制度等

令和 32 年のカーボンニュートラルを目指した、企業等における再生可能エネルギー電気の需要の高まりに応じ、発電事業者と相対契約を結ぶ等により、FIT 又は FIP の制度によらずに電気を調達している小売電気事業者や、自己託送制度<sup>30</sup>を利用して電気を自家消費している需要家などが登場しており、これらを受け、再エネ特措法に基づく認定を受けず、FIT 又は FIP の制度によらない太陽光発電設備等（以下「非 FIT 案件」という。）の設置・稼働がされているところもある。

非 FIT 案件の太陽光発電設備の導入量（稼働を始めた発電設備の発電出力の合計量）について、経済産業省の資料<sup>31</sup>によると、一般送配電事業者から報告のあった系統接続済容量を基に導入量を推計し、令和 4 年度は、FIT 又は FIP の制度による導入量（10kW 未満の家庭用太陽光発電設備を含む。）が約 460 万 kW<sup>32</sup>であったのに対し、同制度によらない導入量は約 50 万 kW であったとされている<sup>33</sup>。

経済産業省（資源エネルギー庁）では、民間団体を通じて補助金を交付する「需要家主導太陽光発電導入促進事業」等により非 FIT 案件の導入を支援している。

非 FIT 案件は、FIT 又は FIP の制度によらないため、標識の設置等は必ずしも求められておらず、廃棄等費用積立制度による積立ての仕組みもないが、例えば、需要家主導太陽光発電導入促進事業の補助事業対象者には再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドライン（標識の設置等）を遵守することを求めている。

経済産業省の再エネワーキング<sup>34</sup>中間とりまとめ（令和 5 年 2 月 10 日）では、「再エネ特措法上の制度によらない、非 FIT・非 FIP の対応としては、現状その大半が補助金案件で占められているところ、適切な補助金採択基準を設け、再エネ特措法と同水準の規律を遵守することを求めている。引き続き、再エネに関して補助制度をもつ関係省庁と連携しながら、今回の再エネ特措法の規律強化に合わせた基準設定を各種補助事業についても設けていくべきである。」と整理されている。

#### (2) 調査結果

実地調査した市町村のうち、条例を制定している市町村では、FIT 又は FIP の認定を受けた発電設備だけでなく非 FIT 案件も対象としているところが多くみられた。一方

<sup>30</sup> 一般送配電事業者が保有する送配電ネットワークを使用して、工場等に自家用発電設備を保有する需要家が当該発電設備を用いて発電した電気を、別の場所にある当該需要家や当該需要家と密接な関係性を有する者の工場等の需要地に送電する制度

<sup>31</sup> 令和 5 年 6 月 21 日（第 52 回総合資源エネルギー調査会（審議会）省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会）  
（資料 1）今後の再生可能エネルギー政策について

<sup>32</sup> FIT の制度が開始されてから令和 4 年度末までの合計導入量は、6,513 万 kW（資料 1-②参照）

<sup>33</sup> 太陽光発電設備に係る系統接続済容量について、令和 4 年度における増加量から、FIT 又は FIP の制度による 4 年度の導入量を差し引くことで推計。なお、令和 4 年度の導入量（約 460 万 kW）は、資料作成時の速報値

<sup>34</sup> 総合資源エネルギー調査会（審議会）省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループを指す。

で、条例を制定していない市町村からは、非 FIT 案件の設置状況は把握していないとの意見が聞かれた。

また、市町村の中には、発電事業者からの条例に関する問合せ状況から、今後、非 FIT 案件が増加することが見込まれ、非 FIT 案件について、再エネ特措法と同等の規制を行うような制度設計を行ってほしいとの意見や、以下のような意見を有する市町村もみられた。

- ① 非 FIT 案件は、認定設備情報等で発電事業者の連絡先等を把握することができないため、地域住民から相談があった場合、対応が困難になることが考えられる。
- ② 非 FIT 案件には、廃棄等費用積立制度がないため、廃棄費用が確保されておらず、放置されてしまうのではないかと懸念している。

### (3) 経済産業省の対応等

非 FIT 案件については、経済産業省の審議会（総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会）において、非 FIT 案件についても、「導入状況・稼働状況を適切に把握した上で、地域との共生や再エネ発電設備の適正な廃棄・リサイクルを徹底することが重要となる。」、「具体的には、非 FIT・非 FIP の新規電源や卒 FIT・卒 FIP 電源の捕捉や、再エネ特措法の対象とならない非 FIT・非 FIP 電源に対する事業規律の強化や、廃棄等費用の確保・適正な廃棄等の担保といった論点がポイントではないか。」などの議論・検討が進められている。



## 第6 あとがき

今回の法改正により、周辺地域への事前周知の認定要件化や交付留保措置の新設など、地域と共生した再生可能エネルギー導入のための事業規律強化が図られた。

経済産業省は、省令や太陽光発電ガイドライン等の規定について改正を行うなど、改正法の施行に向けた準備を進めており、これらの規定を着実に運用していくことが、トラブル等の未然防止や迅速な解決につながり、地域との共生が図られると考えられる。

本調査では、改正法の運用に向けた経済産業省の詳細設計の動きに応じ、機動的に調査の途中段階でも経済産業省に情報提供を行うとともに、改正法の運用に向けた点以外についても、太陽光発電設備等の適正な導入を進めるに当たり、トラブル等の未然防止や迅速な対応のために必要な経済産業省による措置を整理した。

今後は、当省の勧告等を踏まえて経済産業省において適切に対応されていくことが望まれる。

当省では、勧告を踏まえた経済産業省の改善措置状況をフォローアップするとともに、当該フォローアップが、今後の経済産業省の政策評価の参考にもなるよう、評価方法等の検討や評価の実施について引き続き経済産業省と連携して行うものとする。



〔資料編〕



## 資料目次

資料 1-①	再生可能エネルギー電源別の設備認定件数及び導入件数 .....	49
資料 1-②	再生可能エネルギー電源別の設備認定容量及び導入容量 .....	49
資料 2-①	再エネ特措法に基づく太陽光発電設備（10kW 以上）の認定状況.....	50
資料 2-②	再エネ特措法に基づく太陽光発電設備（10kW 以上）の導入（稼働）状況 .....	50
資料 2-③	再エネ特措法に基づく風力発電設備の認定状況及び価格の推移 .....	51
資料 2-④	再エネ特措法に基づく風力発電設備の導入（稼働）状況 .....	51
資料 3	太陽光発電設備等の導入に関する調査～「住民説明」に関する中間整理～ （令和 5 年 8 月 4 日付け経済産業省宛て参考通知） .....	52
資料 4	説明会における説明事項等（第 2 次取りまとめから抜粋） .....	77
資料 5-①	太陽光発電ガイドライン ～保守点検及び維持管理に関する事項の抜粋～.....	78
資料 5-②	太陽光発電ガイドライン ～標識及び柵塀に関する事項の抜粋～ .....	81
資料 6	再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用定期報告（太陽光発電設備用（10kW 以上）） ＜抜粋＞.....	83
資料 7	事業計画認定情報公表用ウェブサイトの記載事項.....	84
資料 8	再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報提供フォーム＜抜粋＞ .....	85

資料 1-① 再生可能エネルギー電源別の設備認定件数及び導入件数

(単位：件)

	太陽光 発電設備	風力 発電設備	中小水力 発電設備	地熱 発電設備	バイオマス 発電設備	合計
認定 件数	2,753,573	7,794	1,167	122	1,024	2,763,680
導入 件数	2,653,054	2,154	788	82	605	2,656,683

- (注) 1 本表は令和 5 年 3 月末時点の数値であり、固定価格買取制度開始後（平成 24 年 7 月以降）の数値である。  
 2 第 87 回 調達価格等算定委員会（令和 5 年 10 月 5 日）の資料（資源エネルギー庁作成）に基づき、当省が作成した。  
 3 太陽光発電設備は、住宅と非住宅の設備を合わせた件数である。  
 4 「導入」とは、再エネ特措法の下で買取りが開始された状態をいう。

資料 1-② 再生可能エネルギー電源別の設備認定容量及び導入容量

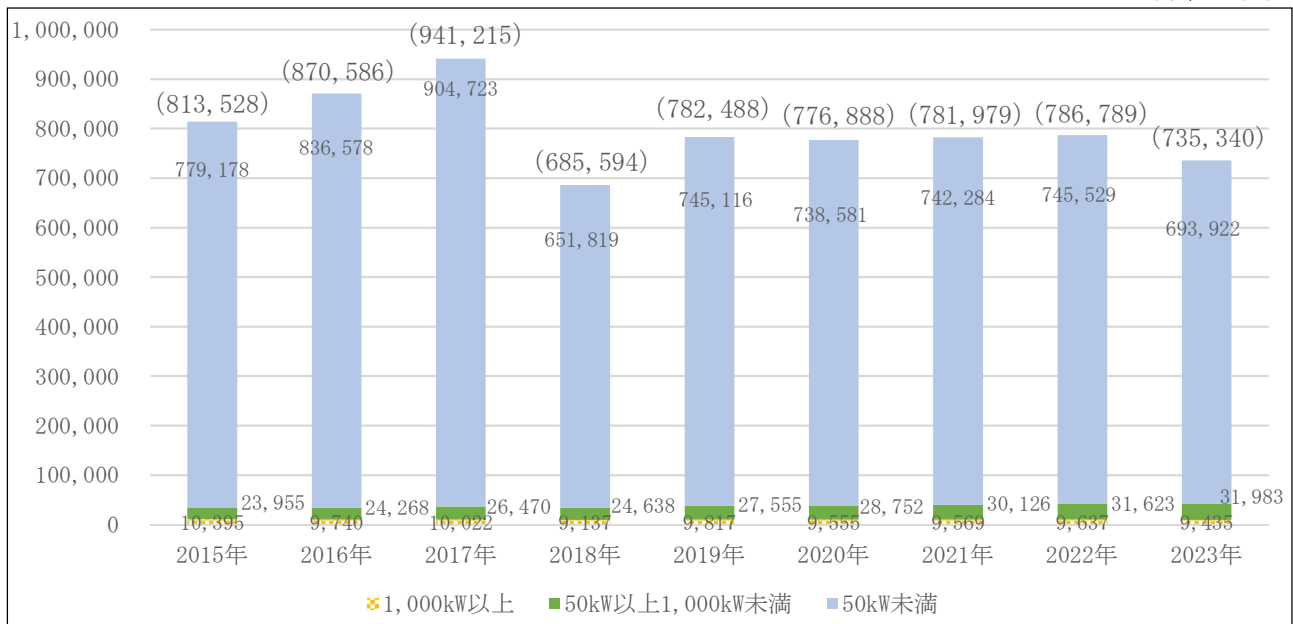
(単位：kW)

	太陽光 発電設備	風力 発電設備	中小水力 発電設備	地熱 発電設備	バイオマス 発電設備	合計
認定 容量	7,410.1 万	1,410.0 万	258.3 万	21.6 万	841.4 万	9,941.4 万
導入 容量	6,513.2 万	262.3 万	111.4 万	9.5 万	463.7 万	7,360.2 万

- (注) 1 本表は令和 5 年 3 月末時点の数値であり、固定価格買取制度開始後（平成 24 年 7 月以降）の数値である。  
 2 第 87 回 調達価格等算定委員会（令和 5 年 10 月 5 日）の資料（資源エネルギー庁作成）に基づき、当省が作成した。  
 3 太陽光発電設備は、住宅と非住宅の設備を合わせた容量である。  
 4 バイオマス発電設備は、認定時のバイオマス比率を乗じて得た推計値を集計している。  
 5 「導入」とは、再エネ特措法の下で買取りが開始された状態をいう。  
 6 「導入容量」は、四捨五入の関係で、各再生可能エネルギー発電設備の計と合計が一致しない。  
 7 固定価格買取制度開始前（平成 24 年 6 月末）までの導入量は、太陽光発電設備が約 560 万 kW、風力発電設備が約 260 万 kW、中小水力発電設備が約 960 万 kW、地熱発電設備が約 50 万 kW、バイオマス発電設備が約 230 万 kW であった。

## 資料 2-① 再エネ特措法に基づく太陽光発電設備（10kW 以上）の認定状況

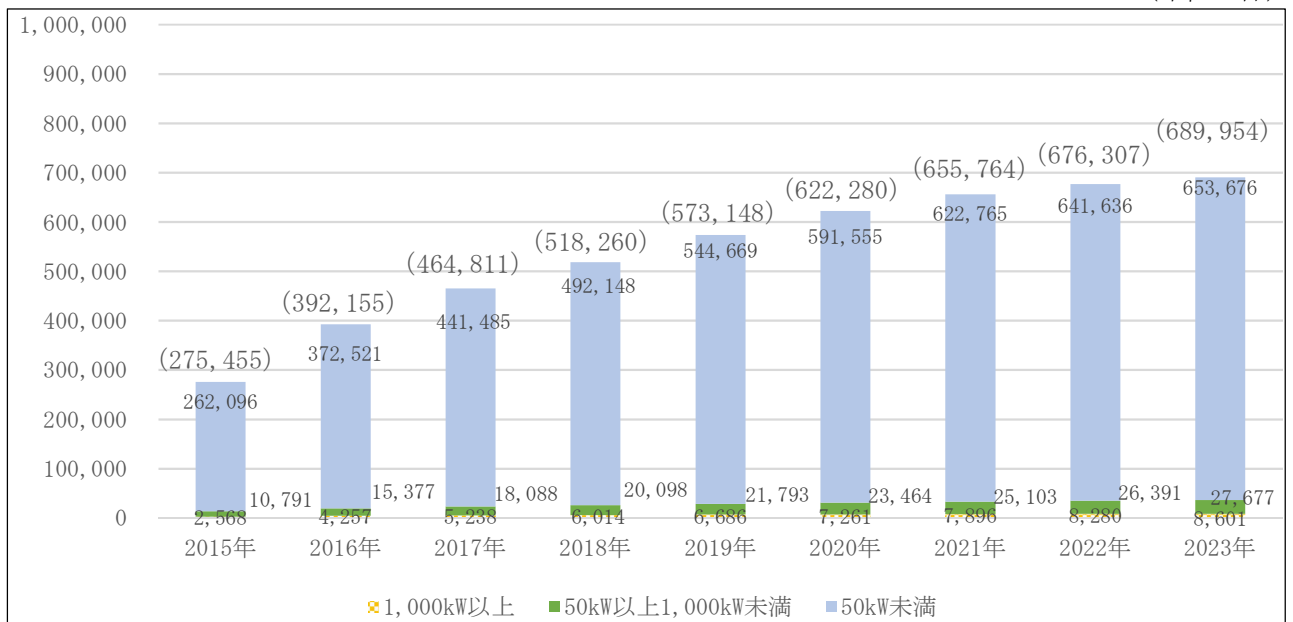
(単位：件)



- (注) 1 本表は新規認定分の各年3月末(年度末)の数値であり、( )内の数値は全体の件数である。  
 2 経済産業省ホームページ「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト」の資料に基づき、当省が作成した。  
 3 「認定」とは、再エネ特措法に基づき平成29年度までは設備認定されたものを、平成30年度(2018年度)からは事業計画認定されたものをいう。認定件数には、導入開始前のものを含むが、一定期間までに導入されない場合などには、認定が失効することとなる。

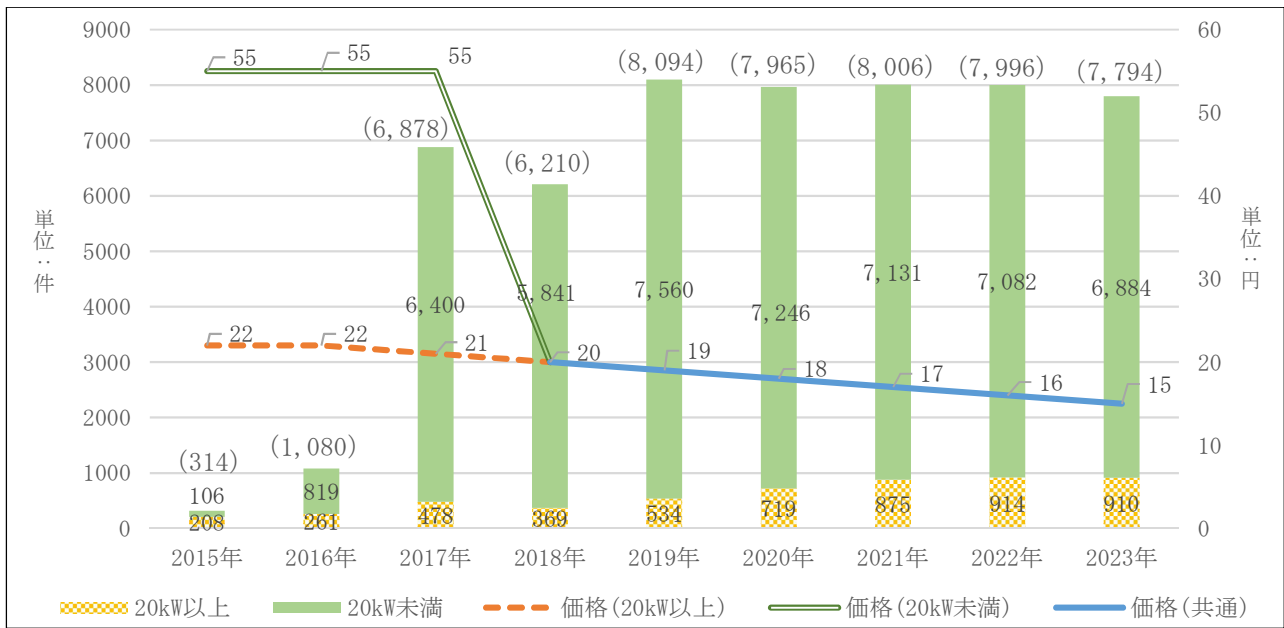
## 資料 2-② 再エネ特措法に基づく太陽光発電設備（10kW 以上）の導入（稼働）状況

(単位：件)



- (注) 1 本表は新規認定分の各年3月末(年度末)の数値であり、( )内の数値は全体の件数である。  
 2 経済産業省ホームページ「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト」の資料に基づき、当省が作成した。  
 3 「導入」とは、再エネ特措法の下で買取りが開始された状態をいう。

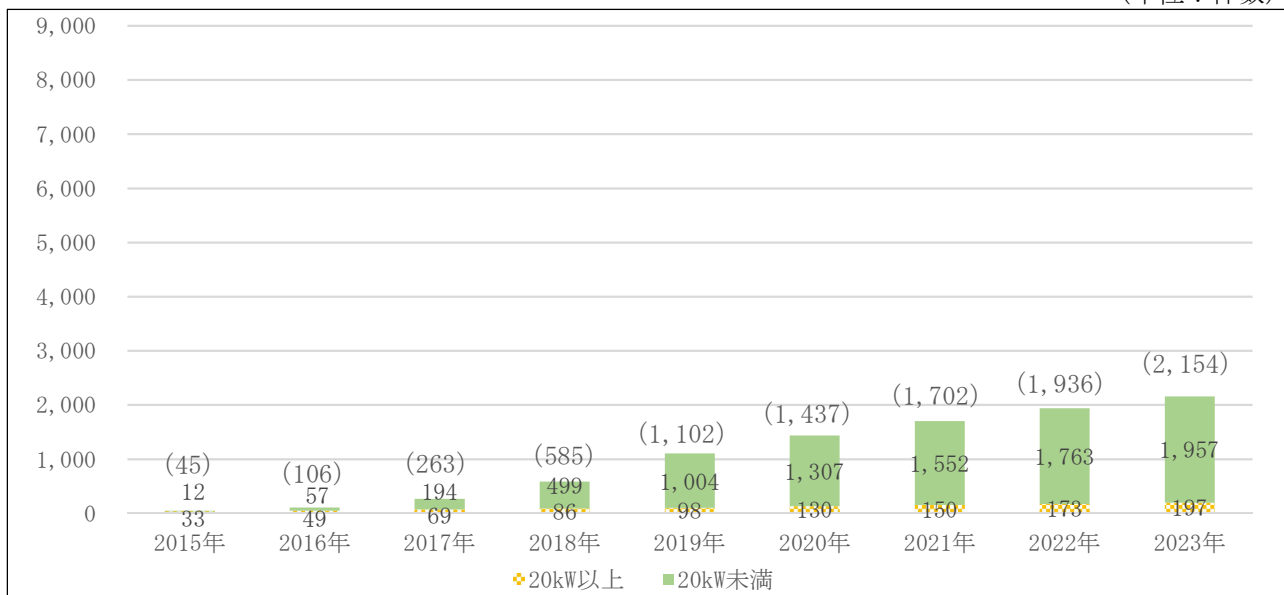
資料 2-③ 再エネ特措法に基づく風力発電設備の認定状況及び価格の推移



- (注) 1 本表は新規認定分の各年3月末(年度末)の数値であり、( )内の数値は全体の件数である。  
 2 経済産業省ホームページ「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト」及び「なっとく！再生可能エネルギー」の資料に基づき、当省が作成した。  
 3 平成30年度(2018年度)以降の買取価格は、低圧案件、高圧案件とも同額となっている。なお、令和3年度(2021年度)以降、一定出力以上は入札制が実施されており、表に記載の価格は入札上限価格を表している。  
 4 「認定」とは、再エネ特措法に基づき平成29年度(2017年度)までは設備認定されたものを、平成30年度(2018年度)からは事業計画認定されたものをいう。認定件数には、導入開始前のものを含むが、一定期間までに導入されない場合などには、認定が失効することとなる。

資料 2-④ 再エネ特措法に基づく風力発電設備の導入(稼働)状況

(単位：件数)



- (注) 1 本表は新規認定分の各年3月末(年度末)の数値であり、( )内の数値は全体の件数である。  
 2 経済産業省ホームページ「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト」の資料に基づき、当省が作成した。  
 3 「導入」とは、再エネ特措法の下で買取りが開始された状態をいう。



### 資料3 太陽光発電設備等の導入に関する調査～「住民説明」に関する中間整理～（令和5年8月4日付け経済産業省宛て参考通知）

#### 【全文】

#### 第1 中間整理の概要

当省は、現在、太陽光発電設備等（※1）に関するトラブル等の発生状況や市町村における対応状況などの現場の実態、トラブル等の防止・解決に向けた経済産業省の対応状況などを調査し、地域との共生を図りつつ、太陽光発電設備等の適正な導入が円滑に進められるための仕組みや運用の改善策、その進捗を把握するための方法を検討する「太陽光発電設備等の導入に関する調査」を実施している。

国では、今般、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）を改正し、令和6年4月から、再生可能エネルギー発電事業計画の認定要件に、事業内容を周辺地域の住民に対して事前周知することを追加するなど、地域と共生した再生可能エネルギー発電設備（※1）導入のための規律の強化等の措置を講ずることとしており、現在、経済産業省において、措置の具体化が検討されている。

今回の中間整理は、事業内容の事前周知に関する事項についての経済産業省における検討に資するよう、当省がこれまでに把握したトラブル等の事例、地域住民への周知（以下「住民説明」という。）の事例等の調査結果を整理し、経済産業省に参考通知するものである。

※1 再生可能エネルギー発電設備には、太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備等がある（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第3条）。本調査では、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定件数の多くを占める太陽光発電設備及び風力発電設備を「太陽光発電設備等」としている。

#### 第2 基礎調査及び実地調査の概要

本調査では、太陽光発電設備等に関するトラブル等の発生状況や市町村における対応状況などの現場の実態を把握するため、市町村を対象にヒアリング等による実地調査を行うこととした。

実地調査の対象市町村は、太陽光発電については、対象先選定のため、令和4年度中に、「太陽光発電に関する基礎調査」（太陽光発電設備の認定数上位24都道府県（※2）の全市町村が対象。以下「基礎調査」という。）を実施（※3）し、基礎調査において把握した発電出力が10kW以上の太陽光発電設備（建築物の屋根に設けられたものを除く。）に関するトラブル等の発生状況等を踏まえ選定した（※4）。また、風力発電については、小形風力発電条例の制定状況等を踏まえ選定した（※4）。

実地調査では、太陽光発電設備等の土地の開発工事段階や稼働段階において、泥水・土砂等の流出などにより、地域や地域住民に何らかの影響を及ぼしている、又は及ぼすおそれのある事例や、法令・条例違反等の事例をトラブル等の事例として把握している。

- ※2 経済産業省（資源エネルギー庁）が公開している「情報公表用ウェブサイト（\*）」に掲載された「A表 都道府県別認定・導入量（令和4年6月末時点）」における、10kW以上の太陽光発電設備の認定件数（新規認定分）による。 <\*<https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoSummary>>
- ※3 基礎調査は、24都道府県の943市町村で実施し、861市町村から回答
- ※4 現在、実地調査を実施しており、令和5年7月31日現在、74市町村で実施済み

### 第3 調査結果（中間整理の結果）

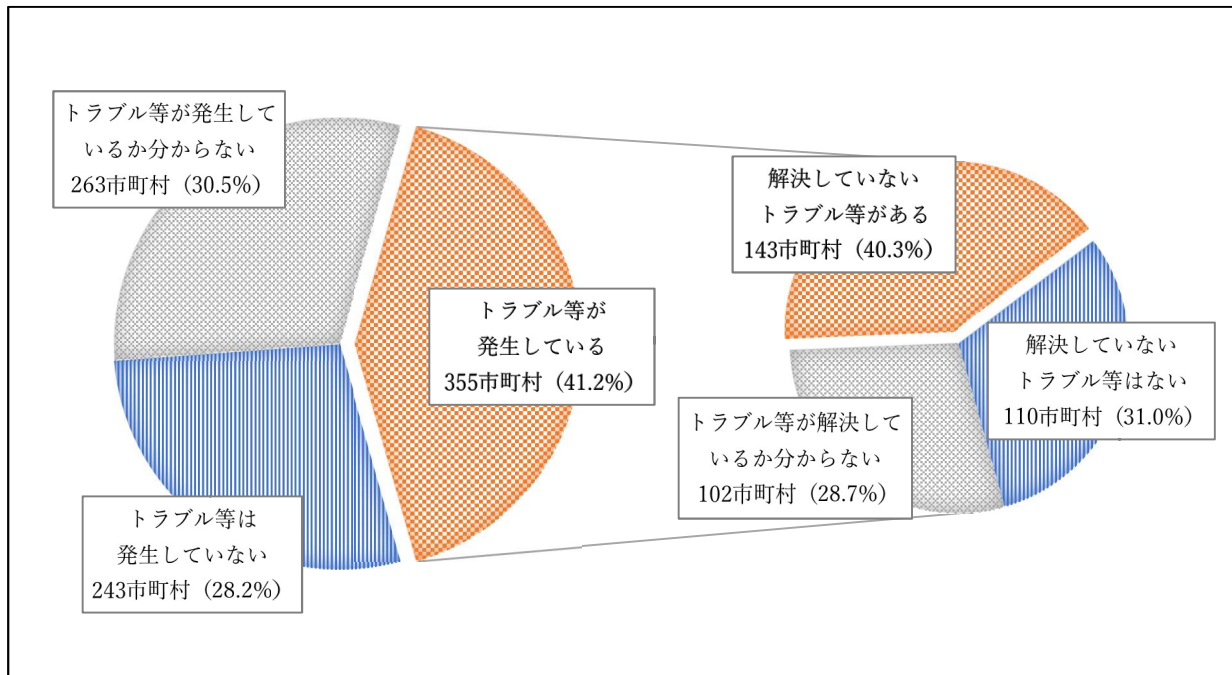
#### 1 調査結果の概要

##### (1) 基礎調査結果の概要

回答を得られた861市町村のうち、約4割に当たる355市町村が、太陽光発電設備に起因するトラブル等が発生していると回答している（下図参照）。

このうち、約4割に当たる143市町村が、トラブル等で解決していないものがあると回答しており、回答を得られた市町村全体のうち、2割弱の市町村（861市町村中143市町村）で未解決のトラブル等を抱えている状況がみられた。

図 太陽光発電設備に起因するトラブル等の発生状況等



- (注) 1 当省の基礎調査結果による。  
 2 括弧内の数字は市町村数に占める割合である。なお、小数第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

また、解決していないトラブル等の内容としては、「雑草等が繁茂するなど十分な管理がなされていない」と回答した市町村が最も多くみられ（69市町村）、次いで、「標識や柵、排水設備が未設置である」（44市町村）、「土砂災害発生の懸念がある」（19市町村）が多くみられた（下表参照）。

表 解決していないトラブル等の内容（複数回答）

解決していないトラブル等の内容	回答市町村数
土砂災害が復旧されていない	15
土砂災害発生の懸念がある	19
標識や柵、排水設備が未設置である	44
土地開発部局の許可を得ていない	17
条例で規制されている抑制区域等に設置されている	2
雑草等が繁茂するなど十分な管理がなされていない	69
損壊した発電設備が放置されている	4
発電設備が不法投棄されている	1
前所有者と契約内容をめぐってトラブルになっている	4
その他	66

（注） 当省の基礎調査結果による。

## (2) 実地調査した市町村の調査結果の概要

### ア 把握したトラブル等の内容

実地調査した市町村で把握した主なトラブル等の内容は以下のとおりである。

#### (ア) 土地の開発工事段階

##### a 開発工事や事業内容関係

- (a) 発電設備の設置に向け開発工事を行っている敷地や調整池から泥水や土砂が流出し、道路、河川、農地等に流入
- (b) 開発工事の施工内容が許可条件と相違
- (c) 発電事業者等による地域住民への説明不足

##### b 開発場所に関係する災害発生、騒音、景観、反射等の懸念

#### (イ) 発電設備の稼働段階における運営関係

- a 発電設備の敷地から泥水や雨水が流出し、道路や家屋の敷地、農地、水路等に流入、大雨等による発電設備の敷地ののり面の崩壊や発電設備自体の損壊
- b 発電設備の敷地の雑草の繁茂により通行の妨げや害虫の発生、火災発生の懸念
- c 発電設備における柵塀や標識の未設置又は不適切な設置
- d 発電設備からの騒音

### イ 事前周知におけるポイントの考察に向けたトラブル等の事例の整理

経済産業省（資源エネルギー庁）が策定している「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（平成29年3月策定。以下「太陽光発電ガイドライン」という。巻末の資料参照）では、「太陽光発電設備の設置に当たっては、関係法令及び条例を遵守し適切に土地開発等を実施した場合においても、事前周知なしの開発行為の実施や地域住民とのコミュニケーション不足等により、地域住民との関係が悪化することがある」ことなどから、「これらを未然に防ぎ、太陽光発電設備が地域と共生して長期安定的に電力を供給するため」、「地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること」と定められている（※5）。

※5 「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（平成 29 年 3 月策定）においても、同様の事項が定められている。

このように、太陽光発電ガイドライン等では、住民説明は、努力義務となっているが、今般の再エネ特措法の改正により、「再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が出力その他の事項に関する経済産業省令で定める要件に該当する場合においては」、再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請前に「発電設備の設置の場所の周辺地域の住民に対する説明会の開催その他の再生可能エネルギー発電事業の実施に関する事項の内容を周知させるための措置」の実施が義務化された。このことから、トラブル等の未然防止や発生した場合の迅速な解決のための地域住民への事前周知におけるポイント（再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請前に説明しておくべき事項、説明の方法や対象など留意すべき点）を考察するため、実地調査で把握したトラブル等の内容に応じ、その発生要因と解決や今後の未然防止に向けた市町村、発電事業者、地域住民等の対応について整理する（具体的な整理結果等は下記第 4 参照）。

#### (ア) トラブル等の発生要因と対応

土地の開発工事段階及び発電設備の稼働段階における泥水・土砂等の流出（上記ア(ア) a(a)及び(イ) a 関係）については、様々な発生要因が考えられるが、地域住民から相談を受けて現地確認を実施した市町村が判断した要因として、「防災工事完了前に造成工事に着手」、「調整池が未整備である等排水対策が不十分」、「設備の敷地からの雨水の排水先が確保されていない」、「盛土の工法が不十分」などがみられた。

また、雑草の繁茂、柵塀の未設置や不適切な設置、騒音等（上記ア(イ) b、c 及び d 関係）については、「雑草が隣接する市道の路側帯まで繁茂し、地域住民の通行に支障」、「柵が未設置で誰でも自由に発電設備の敷地内に侵入できる状態」、「柵が境界に隣接して設置されているため、自動車の通行に支障が生じているとともに、その柵の上部も鋭利な構造となっており、こどもに危険が及ぶおそれがある」、「低周波による健康被害や騒音被害等が不安」などの事例がみられた。

こうしたトラブル等の発生要因等を踏まえ、市町村において、①発電事業者等による排水対策、除草、防音対策等の実施や住民説明、②排水対策や災害時の対応等に関する発電事業者等と地域住民との調整等に関して、助言等を行うなど、トラブル等の解決と今後の発生防止に向けた対応が行われている事例がみられた。

#### (イ) 住民説明の対象とすべき地域住民の範囲や説明の方法等

発電事業者等による住民説明は行われているが、市町村からみると、説明を行った地域住民の範囲や説明の方法が十分でないと考えられる事例がみられた。

その一方で、以下のように地域住民の範囲や説明の方法等について工夫している事例がみられた。

a 住民説明の対象とすべき地域住民の範囲について、発電事業者と自治会が協

議し、説明が必要な地域住民の把握漏れがないようにしている事例

- b 住民説明に、発電事業者のほか、設計業者・施工業者や保守点検責任者が参加することで、土地の開発工事や発電設備の維持管理に関する質疑応答に的確に対応できるようにしている事例
- c 図面等を用いた事業概要や造成工事の概要、維持管理の計画等を地域住民に説明したことで、発電設備の不適切な設置や維持管理が早期に発見され改善が図られた事例

#### (ウ) 発電設備の規模

泥水・土砂等の流出、雑草の繁茂、柵塀の未設置や不適切な設置等のそれぞれのトラブル等については、太陽光発電設備の規模にかかわらず、高圧案件、低圧案件ともにみられた（※6）。

※6 太陽光発電設備等は、系統連系時の電圧要件等により、大まかには以下のように「低圧案件」や「高圧案件」等に分類することができ、電気事業法（昭和39年法律第170号）の改正（令和5年3月20日施行）により、従来、高圧案件に含まれる「事業用電気工作物」を対象としていた技術基準の適合維持義務や使用前自己確認等の安全規制について、低圧案件に含まれる「小規模事業用電気工作物」と呼ばれる10kW以上50kW未満の太陽光発電設備、20kW未満の風力発電設備も対象となった。また、再エネ特措法に基づく買取価格等にも差がある。

- ・「低圧案件」：発電設備の発電出力が、太陽光発電設備については50kW未満のもの、風力発電設備については20kW未満のものを指す。
- ・「高圧案件」：発電設備の発電出力が、太陽光発電設備については50kW以上のもの、風力発電設備については20kW以上のものを指す。このうち、発電出力2,000kW以上を「特別高圧」という（太陽光発電設備では、1,000kW（1MW）以上がいわゆる「メガソーラー」）。

#### (エ) 条例の制定による太陽光発電設備等の適正な設置等の促進

実地調査した市町村のうち太陽光発電設備等を含む再生可能エネルギー発電設備についての条例を制定しているところは57市町村あり、その内容をみると、ほとんどが、太陽光発電設備等の適正な設置や維持管理等に関し、発電事業者等による住民説明、市町村への事業計画等の届出、市町村による発電設備の確認などの事項を定めることにより、住環境への配慮と自然環境の保全や太陽光発電設備等との調和等を図ることを目的に制定されている。また、条例の対象とする設備規模については、高圧案件を対象としているものもあれば、低圧案件も対象としているものもある。

## 2 考察

今回、実地調査等で把握したトラブル等の事例をみると、事後に市町村が発電事業者等に改善策や住民説明等に関して助言等を行って対応している状況にあり、今後、太陽光発電設備等の適正な導入を進めるに当たっては、トラブル等の未然防止や発生した場合の迅速な対応がどのように図られることとなるかについて、地域住民に理解されるよう、発電事業者が事前に住民説明を行うことが重要であると考えられる。

このため、トラブル等の解決に向けた対応が行われた事例や事前に住民説明が行われた事例等から、トラブル等の未然防止や発生した場合の迅速な対応に資する事前の住民

説明におけるポイントを整理した。

- (1) 上記 1(2)イ(ア)に記載したトラブル等の内容や発生要因等を踏まえると、
  - ・ 泥水・土砂等の流出等については、「造成工事を始める前に防災工事を実施すること」、「調整池の設置等排水対策をどのように実施するか」、「盛土・切土やのり面の保護をどのように実施するか」、「土地の開発工事段階や発電設備の稼働段階において災害等があった場合、誰がどのような対応をするか（地域住民や市町村等との関係を含む。）」等の事項
  - ・ 雑草の繁茂、柵塀の未設置や不適切な設置、騒音等については、「除草を誰がどの時期に行うか」、「柵塀をどのように設置するか」、「防音対策はどうするか」等の事項などについて、事業計画の中で明確にし、事前の住民説明を行うことが望ましいと考える。
- (2) 上記 1(2)イ(イ)のとおり、住民説明の対象とすべき地域住民の範囲や説明の方法等に関するトラブル等の事例もみられたが、対象とする地域住民の範囲について自治会と協議している事例、設計業者等が住民説明に参加することで質疑応答に的確に対応できるようにしている事例、図面等を用いて説明することでトラブル等の迅速な発見につながっている事例もみられ、こうした地域の状況等に応じた説明や、上記(1)の事項については、図面等を活用して説明するなどの工夫をすることが望ましいと考える。
- (3) 住民説明に当たっては、説明会の開催や事業内容の個別（戸別）周知などの方法が採られているが、実地調査で把握したトラブル等の事例をみると、土地の開発工事等による泥水・土砂等の流出等は低圧案件や低圧集積案件（複数の低圧案件が隣接している案件）でも発生しており、地域住民への影響がある傾斜地に設置する案件や盛土・切土を伴う案件等については低圧案件であっても地域住民から要望があれば説明会の開催を検討するなど、特に丁寧な対応をすることが望ましいと考える。

以上のことも参考にして、太陽光発電設備等の適正な導入につながるよう、事業内容の周辺地域の住民に対する事前周知に関する具体的な仕組みの検討が進められることを期待する。

当省では、引き続き、実地調査を進め、トラブル等の未然防止や発生した場合の迅速な対応が図られるための方策等を検討していく。

## 第4 具体的な整理結果等

### 1 トラブル等の発生要因とその解決や今後の未然防止に向けた対応

#### (1) 泥水・土砂等の流出、雑草の繁茂、柵塀の未設置等のトラブル等への対応事例

地域住民から相談を受けた市町村において、現地確認、発電事業者等への連絡、発電事業者等に対する改善策や住民説明等に関する助言、発電事業者等と地域住民との間での調整の推進など、トラブル等の発生後にその解決や今後の未然防止に向けた対応

が行われている事例がみられた。

#### ア 泥水・土砂等の流出等（上記第3の1(2)ア(ア) a(a)及び(イ) a 関係）

地域住民から相談を受けた市町村が、現地確認を実施し、その結果、市町村が判断した泥水・土砂等の流出の発生要因として、以下の事例がみられた。

- (ア) 土地の開発工事段階では、「防災工事完了前に造成工事に着手」、「調整池が未整備である等排水対策が不十分」などとしている事例
- (イ) 発電設備の稼働段階では、「設備の敷地の排水設備が未整備又は不十分」、「設備の敷地からの雨水の排水先が確保されていない」、「盛土の工法が不十分」、「計画と異なる整備」などとしている事例

こうした発生要因を踏まえ、市町村において、発電事業者や工事施工業者による防災工事等の排水対策等の実施、発電事業者等による地域住民への説明、排水対策や災害時の対応等に関する発電事業者等と地域住民との調整、市町村への発電設備に係る保守点検・維持管理計画の提出等に関して助言等を行うなど、トラブル等の解決と今後の発生防止に向けた対応が行われている事例がみられた。また、対応に当たって都道府県や経済産業局（経済産業省の地方支分部局）と相談を行っている事例もみられた。

#### （事例1）泥水・土砂等の流出等に関する事例

【事例1-1】～防災工事の完了前に造成工事に着手していた事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、地域住民から市に対し、造成工事の現場で土砂流出が発生しているとの相談があった。
- 市が現地確認すると、原因は、防災工事完了前に造成工事に着手していたためであり、市は、トラブル等の解決に向け、発電事業者に対し防災工事の実施について助言等を行い、防災対策が進められている。

【事例1-2】～排水対策が未整備であったが、市が工事施工業者に直接助言等したことで改善された事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、事前に説明がなく、いきなり造成工事が始まり、土地のかさ上げが行われ、設備敷地内に排水が流れる場所がないため、自宅前の市道に雨水がたまるような形状になっているとの相談があった。
- 市は、現地確認し、トラブル等の解決に向け、発電事業者及び工事施工業者に現場確認の結果を伝え、排水先を確保するよう助言等を行い、工事施工業者により水路の整備が行われた。また、市では、工事施工業者に直接連絡したことで迅速な解決が図られたとしている。

【事例 1-3】～排水対策が未整備であったが、市の働き掛けで排水対策や災害時の対応について発電事業者と地域住民との調整が図られた事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、地域住民から市に対し、開発工事中の設備の敷地から流れ出た濁水が川や農地に流れ、道路に土砂がたまっているとの相談があった。
- 市が現地確認すると、設備が設置されている敷地内に雨水を流す水路や調整池が未整備となっているなど排水対策が不十分であると判断されたことから、市は、排水対策の実施に向け、発電事業者に対し住民説明の実施を求め、設備の保守管理や造成等に関係する事業者も参加する形で説明会が開催された。
- また、複数の事業者が関係することから、市は、発電事業者が責任者として対応することを明確にするよう求め、土砂が流入した場合の対応や災害等が発生した場合の対応等を含む協定書を発電事業者と自治会の間で締結した上で、排水対策が実施されている。

【事例 1-4】～排水対策が不十分であったが、市の働き掛けで発電事業者が濁水の流出の防止等のため保守点検・維持管理計画を市に提出している事例（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、地域住民から市に対し、開発工事の現場において、調整池から濁水が流出し、河川の汚濁が発生しているとの相談があった。
- 市が確認したところ、造成工事の施工途中であり、緑化が行われていなかったことや調整池から土砂を除いて排水する機能が不十分であったことが濁水流出の原因であった。
- 市は、今後の発生防止等に向け、発電事業者と話し合いを行い、話し合いを踏まえた発電設備の保守点検・維持管理計画の市への提出を働き掛け、提出に結び付けている。

【事例 1-5】～排水対策が不十分であったが、市が助言等して改善された事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、置いてある土のうが破れている等不適切な管理がなされており、雨が降った際には、設備の敷地から雨水が自宅の敷地に流れ込み困っているとの相談があった。
- 市が発電事業者に照会したところ、側溝の設置等の対策を行っているとのことであったが、市が現地確認すると、現状の排水対策では不十分であると判断されたことから、市は、排水対策の適切な実施に向け、発電事業者に排水対策を複数提案し、提案を踏まえた対策が実施されている。

【事例 1-6】～盛土の崩壊防止対策が不十分であったが、市が発電事業者に助言等して改善された事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧集積案件）について、地域住民から市に対し、設備の盛土ののり面が大雨により崩壊し、亀裂が発生したため、大規模崩落が懸念されるとの相談があった。



○ 市は、盛土の崩壊防止対策の実施に向け、修繕方法や住民説明等について発電事業者に助言等を行い、修繕工事が実施されている。

【事例 1-7】～盛土の崩壊防止対策が不十分であったが、市の助言等により盛土の崩壊防止対策の実施について発電事業者と地域住民が調整した事例（稼働段階）～

○ 太陽光発電設備（低圧集積案件）について、地域住民から市に対し、斜面に盛土を行って設置されており、泥水（盛土を侵食して流れ出た水）が下方に流出していたため、盛土の工法に不安があるとの相談があった。

○ 市は、盛土の崩壊防止対策の実施に向け、発電事業者に助言等を行い、発電事業者が地域住民と調整した上で、盛土の斜面にコンクリートを吹き付ける工法が施工されている。

【事例 1-8】～地すべり等の防止対策が不十分であったが、市が県に報告して対応を行った事例（稼働段階）～

○ 県条例に基づく許可条件を遵守せずに設置して運転開始した後に、事業譲渡が行われていた太陽光発電設備（高圧案件）において、地すべりが発生し、のり面表土が滑り落ちていることを地域住民からの相談により市が確認した。

○ 市は、緊急事案と判断し、現在の発電事業者に応急処置を指示するとともに、県条例の対象となる地域であることから県へ報告した。これを受け、地すべり等の防止対策の実施に向け、のり面の復旧工事や排水設備の設置等について、県が中心となって、発電事業者、施工業者、測量会社、市等で複数回協議を行い、復旧工事が行われた。

【事例 1-9】～雨水の流出防止対策が不十分であったが、市が経済産業局に通報して対応が行われた事例（稼働段階）～

○ 太陽光発電設備（低圧集積案件）について、地域住民から市に対し、発電設備の設置場所から田畑に雨水が流入しているとの相談があった。

○ 市は、雨水の流出防止対策の実施に向け、標識に記載されている発電事業者に連絡したが、連絡がつかなかったため、経済産業局に通報したところ、後日、発電事業者が特定され、市から発電事業者に対応を要請し、その後、土のうが設置されている。

#### イ 雑草の繁茂等（上記第3の1(2)ア(i) b 関係)

地域住民から雑草の繁茂等について相談を受けた市町村が、現地確認を実施し、以下のように、保守点検責任者、発電事業者、土地所有者に対し、除草を行うよう依頼している事例がみられた。

なお、対応に当たって「不適切案件に関する情報提供フォーム」（巻末の用語集参照）を利用した経済産業省（資源エネルギー庁）への通報を行っている事例もみられた。

## (事例 2) 雑草の繁茂等に関する事例

【事例 2-1】～雑草が繁茂していたが、市が保守点検責任者に依頼して除草が行われた事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、設備敷地内の雑草が繁茂し、隣接する市道の路側帯まで伸びているため、地域住民の通行に支障が生じ、危険であるとの相談があった。
- 市は現場確認し、除草の実施に向け、保守点検責任者に対し市の条例の趣旨を説明の上、除草するよう依頼を行い、遠方の保守点検責任者に代わり、地元在住の土地所有者により除草が行われている。

【事例 2-2】～雑草が繁茂していたが、市が発電事業者に依頼して除草が行われた事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧集積案件）について、地域住民から市に対し、設備敷地内に雑草や竹が繁茂しているとの相談があった。
- 市は現場確認し、除草の実施に向け、発電事業者雑草等の伐採を依頼しようとしたが、標識が未設置であったため、「事業計画認定情報公表用ウェブサイト」を確認したところ、個人の発電事業者であり連絡先が掲載されていなかった（※）。このため、設備近隣の地域住民に発電事業者の連絡先を尋ね回ったが、地域住民も連絡先を知らなかったことから、最終的に登記簿の情報を元に土地所有者 3 人に連絡し、除草の依頼を行った。その結果、土地所有者の 1 人から、自身が発電事業者の代表であり、雑草等は伐採業者に依頼する旨の連絡があり、後日、除草が行われている。

※ 「事業計画認定情報公表用ウェブサイト」では、認定された事業計画（発電出力が 20kW 未満の太陽光発電設備に係るものを除く。）に係る設備 ID、設備の所在地のほか、発電事業者の名称、住所、電話番号等の情報が公表されているが、個人で発電事業者となっている者については、住所及び電話番号は公表されていない。

【事例 2-3】～設備敷地内の除草が不十分で枯れ草が残っていたが、市が経済産業省に通報して改善された事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、地域住民から市に対し、設備敷地内の除草が不十分で枯れ草が残っており、火災になった場合に近隣の住宅に延焼するおそれがあるとの相談があった。
- 市は現場確認し、除草の実施に向け、発電事業者雑草を依頼したが、改善されなかったことから、「不適切案件に関する情報提供フォーム」を利用し、経済産業省（資源エネルギー庁）に通報したところ、後日、除草が行われている。

## ウ 柵塀の未設置等（上記第 3 の 1(2)ア(イ) c 関係）

柵塀の未設置や設置の位置・構造等について、地域住民の相談を受けた市町村が、現地確認を実施し、以下のように、発電事業者等に対し柵塀の設置や改善を行うよう依頼している事例がみられた。

なお、対応に当たって経済産業局と相談を行っている事例もみられた。

(事例3) 柵塀の未設置等に関する事例

【事例 3-1】～柵の設置が不適切であったが、市の関与により柵の改修が行われた事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、柵が境界に隣接して設置されているため、地域住民が自動車を運転する際、通行に支障が生じているとともに、その柵の上部が鋭利な構造となっているため、こどもに危険であるとの相談があった。
- 柵の改修に向け、現地において3者（市、地域住民、発電事業者）で柵の設置位置を移動させることや、こどもに危険がないような柵を設置することを打ち合わせ、その結果、通行に支障がなく、こどもに危険がない場所に柵の移動が行われている。

【事例 3-2】～柵が未設置であったが、市の指導により柵の設置が行われた事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧及び高圧の集積案件）について、市の条例に基づく工事完了の現地検査を行ったところ、事前審査で合格した設計図書と異なり、立入防止柵が複数箇所において未設置で、誰でも自由に発電設備に侵入できる状態を確認した。
- 市は、立入防止柵の設置に向け、発電事業者に対して是正を指導し、その後、発電事業者からの報告を受け現地検査を行い、是正されたことを確認している。

【事例 3-3】～柵が未設置であったが、市が経済産業局に通報して改善された事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、設備に柵が設置されていないが、付近にこどもの通学路があるので、危険防止のために柵を設置してほしいとの相談があった。
- 市は現場確認し、柵の設置に向け経済産業局に通報したところ、経済産業局から発電事業者を指導するとの連絡があり、その後、柵が設置されている。

【事例 3-4】～柵が未設置であったが、市が経済産業局に通報して改善された事例（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧集積案件）について、設備の倒壊を受け、市が現地確認したところ、当該設備は柵の設置義務の対象外であると発電事業者が認識していたため、柵が設置されていない状況であった。
- 市は、当該設備が柵の設置義務の対象か否かを経済産業局に照会したところ、経済産業局から、設置義務の対象であるため、発電事業者を指導するとの連絡があり、その後、設備敷地の外周に柵が設置されている。

**エ 風力発電設備の騒音等**（上記第3の1(2)ア(ア) b及び(イ) d 関係)

地域住民から騒音等について相談を受けた市町村が、以下のように、発電事業者等に対し相談内容を伝え、対応するよう依頼している事例がみられた。

#### (事例 4) 風力発電設備の騒音等に関する事例

【事例 4-1】～住民説明がないまま建設工事が行われていたが、市の関与により住民説明や騒音測定器の設置等が行われた事例（開発工事段階）～

- 風力発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、事前に住民説明がなく建設工事が行われており、低周波による健康被害や騒音被害等の不安から設置に反対であるとの相談があった。
- 市が、発電事業者に対し、住民の不安を解消し、理解が得られるよう努めてほしいと依頼したところ、発電事業者は、住民説明会を複数箇所で開催するとともに、低周波や騒音の測定器を設置する等の対応を行い、発電設備の整備が進められた。

【事例 4-2】～風車の回転に起因する騒音が発生していたが、市の関与により騒音対策が行われた事例（稼働段階）～

- 風力発電設備（高圧案件）について、地域住民から市に対し、風車の回転により生じている騒音について相談があった。
- 市が、発電事業者に対し、地域住民からの相談内容を伝え、対応するよう依頼したところ、発電事業者において、一定の時間帯は回転数を下げて運用する、隣接する民家には防音措置を講ずるなどの対応が行われている。

#### (2) 住民説明の対象範囲や方法等に関するトラブル等への対応事例

太陽光発電ガイドラインにおいては、「地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めること」と定められている（巻末の資料参照）。

実地調査においても、以下のように、住民説明を行う地域住民の範囲や説明会の開催や戸別訪問などの具体的な方法に関してトラブル等となり、市町村が、発電事業者や地域住民等に助言等を行っている事例がみられた。

#### (事例 5) 住民説明の対象範囲に関する事例

【事例 5-1】～住民説明の対象とすべき地域住民が分からず住民説明を未実施（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、境界線に設置されているにもかかわらず、柵等がなく危険である旨相談があった。また、同設備には標識もなく、事前の住民説明もなかったとのことであった。
- 市は、認定設備情報（巻末の用語集参照）から発電事業者を特定し、相談内容を伝え、その後、保守点検責任者から相談者に直接連絡し調整が行われている。
- 住民説明を行っていなかったことについては、説明する地域住民の範囲が分からず、隣接地に住宅がなかったため行わなかったとのことであった。このため、市から、今後は隣接地の居住者だけでなく土地所有者にも説明することや、自治会にも相談し、説明する地域住民の範囲を協議するよう伝えた。

**【事例 5-2】～住民説明が必要な自治会に対する説明を未実施（開発工事段階）～**

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、発電事業者から市に事業計画書の提出がされたことを受け、市が設置予定地の現地確認及び住民への聴き取りを行ったところ、設置予定地に隣接している二つの自治会のうち、一つには住民説明を未実施である状況を確認した。
- 市が発電事業者を確認したところ、未実施の自治会は、設置予定地から道路を挟んだ位置関係にあったことから、説明の対象にしなかったとのことであったため、同自治会にも説明するよう指導した。その後、事業者から同自治会の住民にも周知した旨の報告を受け、説明がされていることが確認できた。

**【事例 5-3】～住民説明が必要な地域住民に対する説明を未実施（開発工事段階）～**

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、設置予定地からの流水等による被害が心配であり、設備に関する説明を聞いていないため不安であるとの相談があった。
- 同設備は小高い丘のような場所に設置予定であり、発電事業者は、設置予定地に隣接する地域住民に対しては説明を行っていたものの、下流域（丘の下方）の地域住民は対象にしていなかった。
- 市は、発電事業者と住民の双方の意見を聴取し、その結果、下流域の地域住民への影響も想定されると判断し、下流域の自治会を対象とした住民説明を行うよう発電事業者に助言等したところ、同事業者は元々下流への土砂等の流出防止措置等を講じていたため、その措置内容等について説明を行うこととなった。

**（事例 6）住民説明の方法等に関する事例**

**【事例 6-1】～住民説明を不適切な方法で実施して市に届出（開発工事段階）～**

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、発電事業者から、個別に地域住民に事業内容を説明したとして、事業届出書の提出があったため、条例に基づく市と発電事業者との協議を検討していたところ、地域住民に直接説明すべき具体的な施工計画（事業区域、スケジュール等条例施行規則に定める事項）の内容について郵便ポストに資料を入れるだけなど不適切な説明方法を採用していたため、同意を保留した。
- しかし、市の同意を得ずに事業に着手したため、市は条例に基づき発電事業者に勧告を行い、その後、発電事業者により条例で対象となっている住民に事業内容等の説明が行われている。

**【事例 6-2】～住民説明を不適切な方法で実施して市に届出（開発工事段階）～**

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、発電事業者から提出された住民説明の結果報告書において、住民説明を実施したとしていたが、実際は、土地の境界確定の立会い時の地権者による署名を利用したもので、住民説明を実施せずに工事に着手していたことが判明した。
- その後、地域住民から市に対し相談も寄せられたことから、市は発電事業者に住民説明を行うよう助言等を行い、その後、住民説明が行われている。

### (3) 事前の住民説明によりトラブル等の未然防止や迅速な対応が図られている事例

事前に住民説明を行っている事例の中には、以下のような事例がみられた。

- ① 地域住民からの意見等を踏まえ、排水対策等に関する事業計画の見直しを行うなど、トラブル等の未然防止に資する取組が行われている事例
- ② 図面等を用いた事業概要や造成工事の概要、維持管理の計画等を地域住民に説明したことで、不適切な設置や維持管理が早期に発見され改善が図られた事例

#### (事例7) トラブル等の未然防止に資する取組事例

**【事例 7-1】** ～発電事業者が市と地域住民からの住民説明における提案を採用（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、工事着手前に、地域住民や地元の産業関係者から建設中止を求める動きがあったことを踏まえ、発電事業者が地域住民や地元の産業関係者向けの説明会を複数回開催した。
- 説明会には、発電事業者、施工設計業者・施工業者、保守管理を行う事業者などが参加し、地域住民からの質問事項について詳しい事業者が回答するなどした。
- 地域住民等からの反対が強いことから市も説明会に参加し、発電事業者に対し、濁水対策として沈砂池の新設やフィルターの設置を提案した。その結果、発電事業者は、濁水対策のための沈砂池の設置、造成面積の縮小、緑地面積の大幅な拡大等、地域住民等の意見を取り入れた提案等を行い、事業を進めることとなった。

**【事例 7-2】** ～住民説明での自治会の意見を踏まえた市の指導に沿って発電事業者が対応（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、防災工事完成後に発電事業者が説明会を実施し、自治会から、事業区域から法定外公共物の水路への雨水の排水方法について意見が出された。
- 自治会から意見があった水路への雨水の排水方法については、水路が市の管理物であることから市が発電事業者に対し指導し、指導に沿った対応が行われている。

#### (事例8) 不適切な設置や維持管理が早期に発見され改善が図られた事例

**【事例 8-1】** ～地域住民が住民説明の資料と異なる造成工事を発見（開発工事段階）～

- 太陽光発電設備（高圧案件）について、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、発電事業者が事業区域の自治会と相談し、説明会ではなく、発電事業者から市に提出された図面等を用いた事業の概要や造成工事の概要等を記載した資料の回覧が行われた。
- 回覧により事業計画等を把握していた地域住民から市に、計画と異なる造成工事が行われているとの相談があり、市は、防災・安全対策を含めた是正の検討を行うよう発電事業者に助言等を行い、その後、防災工事等の対応が行われている。

【事例 8-2】～地域住民が住民説明と異なる維持管理の状況を発見（稼働段階）～

- 太陽光発電設備（低圧案件）について、地域住民から市に対し、草刈りが不十分な設備があるとの相談があった。地域住民によると、発電事業者は住民説明で年に2回（毎年1月、7月前後）草刈りを行うと説明していたが、実際には秋になって草刈りが行われていることがあり、そもそも年に2回草刈りが行われているかも疑わしい状況であるとのことであった。
- 市が現地確認したところ、設備を覆い隠すほど草が生い茂っている状態であったことから、市の要綱に基づき、電話で草刈りを行うよう指導を行った。その後、草刈りが行われたものの不十分な状態であったが、現在は管理者が変更され、草刈りは適切に行われている。

## 2 住民説明への市町村の関与の状況

### (1) 条例に基づく住民説明の取組状況

市町村の中には、条例を制定し、太陽光発電設備等の適正な設置及び維持管理等に関し、発電事業者等による住民説明を義務化しているものもある。

住民説明に関して条例で定めている事項としては、住民説明の方法（説明会の開催、事業内容の周知等）、地域住民の範囲、住民説明の運営基準等（開催の要件・場所・頻度・日時、説明者、対象者の範囲、周知方法等）、説明すべき基本的な事項、住民説明結果の市町村への報告などがあり、中には、地域住民が住民説明に応じない場合等の取扱いについて定めている市町村もみられた（参考1の例6参照）。

実地調査を行った市町村のうち住民説明を条例で義務化している市町村についてみると、そのほとんどにおいて、条例制定後、住民説明の未実施や住民説明時又は発電設備の設置後のトラブル等は、発生していない又は少ないと認識している状況がみられた。

### (事例 9) 条例に基づく住民説明に関するトラブル等が条例制定後は未発生等の事例

- ① 条例では、住民説明に当たって、事前に市に協議する規定は設けていないが、条例で定める住民説明の計画（周知計画書案）の確認と、発電事業者に対する住民説明に当たっての必要な助言（発電事業者に対し、実施予定地に隣接等する自治会等を明示し、自治会等と説明方法等について協議すること、説明資料に地域住民が関心を持つ「事業の図面」、「発電規模」、「太陽光パネルの設置枚数」等を盛り込むことなど）を行っており、住民説明の実施方法や説明内容に起因するトラブルは生じていないと認識している。
- ② 条例により、発電事業者は、設備設置前に住民説明を実施することとされているため、住民説明が実施されていない例はないと認識しており、結果として、太陽光発電設備の設置後のトラブルは少ないと認識している。
- ③ 住民説明がないまま設備が設置されることを防ぐため、条例において住民説明の実施義務を規定した。条例制定以降は、発電事業者に対して住民説明を実施するよ

う指導しており、大きなトラブルはないと認識している。

- ④ 条例上、地域住民への説明及び地域住民と締結した協定書の提出を発電設備の設置許可の条件としており、本条件は遵守されていると認識している。

## (2) 市町村が積極的に住民説明会に参加して助言・調整を行っている事例

発電事業者による住民説明会が行われる場合の市町村の対応を実地調査したところ、住民説明会は、発電事業者と地域住民との間で行われるべきものとして、参加していないとする市町村が多くみられた。

一方で、地域住民から要望があった場合や同じ地区での住民説明会が既に複数回実施されている場合には、市町村が住民説明会に参加して助言等を行っている事例や、以下のように、市町村が積極的に住民説明会に参加して、助言や調整等を行っている事例もみられた。

また、市町村が自治会に対し、条例の内容を説明した上で住民説明会の実施に協力を要請するなど、住民説明会の実施に向けて市町村が工夫している事例もみられた(参考2参照)。

### (事例10) 市町村が積極的に住民説明会に参加して助言・調整を行っている事例

- 市では、関係各課が連携し、発電事業者主催の住民説明会に出席したり、事業を開始した発電事業者と環境保全協定を締結したりするなどの対応を行っている。地域住民から発電事業者への意見や要望があった場合には、その内容を発電事業者に伝えるとともに、これらの意見や要望に対しての取組状況を確認するなどの対応を行っている。
- 具体的な事例として、太陽光発電設備（高圧案件）について、地域住民から、発電設備の設置によって大雨の際に河川流入水量が増加することを危惧する意見や要望があったことから、地域との共生を図るため、市が積極的に調整を行い、次の取組が実施されるよう促している。
  - i) 市と事業を開始した発電事業者との環境保全協定に基づく発電事業者の対応
    - ・ 建設工事による下流域への土砂の流出防止計画書の提出
    - ・ 土砂流入の有無や水質等に係る定期的な調査及び報告
    - ・ 地域住民との協議会の設置
  - ii) 調整池への定点カメラの設置
  - iii) 発電事業者が設置した私道の地域住民への開放
  - iv) 農薬の不使用と、調整池の水質調査の実施及び報告
  - v) 市と事業を開始した発電事業者との意見交換会の実施 等



## 【参考1】条例の住民説明に係る記載例

### (例1) 住民説明の方法

条例における住民説明の方法に係る規定内容をみると、i) 説明会開催を義務付けている市町村、ii) 説明(周知)の実施を義務付け、地域住民の要求があれば説明会開催も求めている市町村、iii) 周知の方法として説明会開催のほか、戸別訪問等も容認している市町村などがみられた。

#### (条例記載例 1-1)

事業者は、事業を施行しようとするときは、(市への)届出を行う前に、自治会の住民及び近隣関係者に対し、事業内容等に関する説明会を開催しなければならない。

#### (条例記載例 1-2)

① 事業者は、発電設備設置事業を実施する前に町内会及び近隣関係者に対して事業の内容、工事の施工方法及び安全対策並びに発電事業を終了した後の対応その他周知すべき事項(次項においてこれらを「周知事項」という。)について説明を行い、十分な理解を得るように努めなければならない。

② 事業者は、町内会から周知事項について説明を求められたときは、説明会を開催するものとする。

#### (条例記載例 1-3)

① 事業者は、市への新規届出又は事業承継による届出をする前に、あらかじめ近隣関係者に対し、事業計画の内容について周知を図らなければならない。

② 事業者は、前項の周知を行うに当たっては、当該事業計画の内容について理解が得られるよう努めなければならない。

(規則) 近隣関係者への周知は、変更しようとする内容が軽微なものであり、市長が認める場合は、省略することができる。

(規則) 住民説明の結果報告の様式(抜粋)

周知の方法(説明会・戸別訪問・その他の別)

#### (条例記載例 1-4)

事業者は、事業を実施しようとするときは、住民等に対し、事業の内容等に関する説明会を開催しなければならない。ただし、発電出力が200kW未満の事業に限り、市長が説明会を開催することが困難であると認めるときは、戸別訪問その他適当な方法をもって住民等に事業の内容等を周知することにより、説明会の開催に代えることができる。

(注) 実地調査対象市町村から入手した条例等に基づき当省が作成した。

### (例2) 地域住民の範囲(隣接住民、事業区域を含む自治会(隣接自治会)等)

条例における住民説明の実施が必要な地域住民の範囲に係る規定内容をみると、i) 事業区域(設備設置場所)の隣接地の住民(近隣関係者)、ii) 同区域から一定距離の範囲の住民、iii) 同区域を含む自治会とその住民、iv) 同区域を含む自治会に隣接する自治会とその住民、v) 設備設置により影響を受ける住民(例えば、下流域に居住する住民)などとなっている。

#### (条例記載例 2-1)

##### ○ 地域住民等

ア 事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者、占有者又は管理者

イ 事業区域の周辺地域に存する自治会

<p>(条例記載例 2-2)</p> <p>○ 地域住民</p> <p>事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者、事業区域が活動範囲に含まれる自治会、発電設備設置事業により、これらの者と同程度の生活環境上の影響を受けると認められる者並びに設置事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業の事業を営む者で組織する団体をいう。</p>
<p>(条例記載例 2-3)</p> <p>○ 地域住民等</p> <p>ア 事業区域に隣接する土地の所有者、占有者又は土地管理者</p> <p>イ 事業区域の境界からおおむね 300 メートル以内の区域に居住する住民又は当該区域で事業を営む者</p> <p>ウ 事業区域の境界からおおむね 300 メートル以内の区域に居住する住民が所属する自治会の会長（同様の職務を担当するものを含む。）</p> <p>エ その他市長が必要と認める者</p>
<p>(条例記載例 2-4)</p> <p>○ 近隣関係者の範囲</p> <p>条例に規定する特定施設の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則で定める者（近隣関係者）は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者</p> <p>(2) 前号に定める土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者</p> <p>(3) 地元自治会等（事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む町又は字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）に所属する関係住民</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者</p>
<p>(条例記載例 2-5)</p> <p>○ 近隣関係者</p> <p>ア 事業区域に隣接する土地について、所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者</p> <p>イ 事業区域に隣接する土地に存する建築物について、所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者</p> <p>ウ 事業区域の全部又は一部を含む自治会</p> <p>エ 再生可能エネルギー発電事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業その他の事業を営む者で組織する団体</p> <p>オ その他これらの者と同程度の影響を受けると市長が認めるもの</p>
<p>(条例記載例 2-6)</p> <p>○ 地元関係者 発電設備の設置に関し、その理解を得る必要がある次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 土地所有者並びに事業区域に隣接する土地の所有者、占有者及び土地管理者</p> <p>イ 事業区域の境界からおおむね 100 メートル以内に居住する者又は事業を営む者</p> <p>ウ 事業区域及びこれに隣接する土地の町会長並びに同様の職務を担当する者</p> <p>エ 風力発電設備からの水平距離が当該発電設備の高さの 2 倍に相当する範囲内に居住する者又は事業を営む者</p> <p>オ その他市長が必要と認める者</p>
<p>(条例記載例 2-7)</p> <p>○ 近隣住民等</p>

小形風力発電設備にあつては当該小形風力発電設備の風車を支持する工作物の中心から 200 メートル、マイクロ風力発電設備にあつては当該マイクロ風力発電設備の風車を支持する工作物の中心から 100 メートル以内の区域に居住する者並びに事業所及び学校等を利用する者をいう。

(注) 実地調査対象市町村から入手した条例等に基づき当省が作成した。

(例 3) 住民説明の運営基準等 (開催の要件・場所・頻度・日時、対象者の範囲、周知方法等)  
条例や条例施行規則において、住民説明の運営基準や運営方法等を規定している市町村はないが、条例に係る手引やガイドラインを策定し、その中で、住民説明の運営基準等を定めている市町村があった。

(例 4) 説明すべき基本的な事項

条例における、住民説明で説明すべき事項に係る規定内容をみると、事業 (計画) の内容、設置工事の施工期間や工事内容、設備設置による影響とその対策、雨水排水経路、トラブルへの対応のほか、図面を配布するとしている市町村もみられた。

(条例記載例 4-1)

説明会の内容については、次に掲げる事項を地域住民等に対し説明するものとする。

- (1) 事業区域の範囲
- (2) 再生可能エネルギー発電事業の内容
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の設置に係る施工期間及び工事内容
- (4) 再生可能エネルギー発電事業により自然環境及び生活環境に与える影響
- (5) 前号の影響から自然環境及び生活環境を保全するための措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業区域及び周辺地域における自然環境及び生活環境の実情に応じて、市長が必要と認める事項

(条例記載例 4-2)

発電事業者は、説明会を開催する場合は、次の各号に掲げる事項について、説明を行わなければならない。

- (1) 敷地境界
- (2) 敷地境界から建築物又は工作物までの距離 (建築行為がある場合)
- (3) 建築物又は工作物の高さ (建築行為がある場合)
- (4) 雨水排水経路 (事業区域内及び放流先)
- (5) 施設等の管理方法
- (6) 地域住民とのトラブルへの対応 (工事完了後も含む。)
- (7) その他発電事業者と地域住民相互が必要と認める事項

(条例記載例 4-3)

説明会を開催する場合は、説明資料として次に掲げる書類を書面にて参加者等に対し配布しなければならない。

- (1) 次第、日時、概要等を記載した書類
- (2) 位置図 (縮尺 2,500 分の 1 以上)
- (3) 平面図又は土地利用計画図 (地番記載のもので縮尺 500 分の 1 以上)
- (4) 工事車両等進入経路図 (縮尺 2,500 分の 1 以上)
- (5) 排水計画図及び断面図 (縮尺 500 分の 1 以上)
- (6) 太陽光パネル等仕様書
- (7) 架台断面図及び構造図 (構造計算書を含む。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業区域における地域住民と協議のうえ、必要と

## する書類

(注) 実地調査対象市町村から入手した条例等に基づき当省が作成した。

### (例5) 住民説明結果の市町村への報告（報告方法、報告事項等）

条例における、住民説明の実施結果の市町村への報告に係る規定内容をみると、発電事業の届出・許可等の申請書に、地域住民説明報告書の添付を求めている市町村が多くみられた。同報告書は、多くの市町村の条例施行規則において様式が定められており、同報告書に住民説明に使用した資料や議事録、周知した地域住民の名簿等を添付させている市町村もみられた。

また、市町村に提出する地域住民説明報告書の作成に当たっては、発電事業者の氏名を明記した上で、署名や押印を求めている市町村もみられた。くわえて、同報告書の内容を確認するため、地域住民や自治会の代表者の氏名（署名）と押印を求めている市町村もみられた。ただし、地域住民や自治会代表者の中には、内容確認のための署名や押印について、同意と認識されることを恐れて消極的な者もいるとする市町村もみられた。

#### (条例記載例 5-1)

- 条例の規定による届出及び協議は、発電設備設置事業届出・協議書に、次に掲げる書類等を添えて提出することにより行うものとする。
    - ・ 地域住民への周知及び説明実施報告書（様式）＜※地域住民ごとに作成＞
  - (様式)
    - ・ 事業名
    - ・ 地域住民の住所、氏名
    - ・ 事業区域との隣接等状況
    - ・ 周知方法
    - ・ 周知の際の意見・要望等
    - ・ 説明要請の有無
    - ・ 説明の状況：説明日時、説明場所、意見・要望等、意見・要望等への回答
- ※ 記載内容の確認：事業者の氏名、押印

#### (条例記載例 5-2)

- 条例の規定による届出は、発電事業届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。
    - ・ 地域住民等説明報告書（様式）
  - (様式)
    - ・ 開催日時、開催場所
    - ・ 説明者名、参加者名
    - ・ 説明会の状況（内容）
    - ・ 地域住民等の意見・要望、地域住民等の意見・要望への回答
- ※1（添付）説明会の資料を添付  
※2 記載内容の確認（事業者側）：年月日、事業者の氏名、署名又は押印  
記載内容の確認（地域住民側）：年月日、自治会等名及び代表者氏名、署名又は押印

#### (条例記載例 5-2)

- 条例第9条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- ・ 地域住民説明会報告書（様式）
- （様式）
  - ・ 事業区域の所在地
  - ・ 開催日、開催回数、開催場所
  - ・ 説明者名、参加者名
  - ・ 説明の状況（内容）
  - ・ 地域住民の意見・要望、地域住民の意見・要望への回答
  - ※ 記載内容の確認（事業者側）：年月日、事業者の住所、氏名（押印等不要）、電話
  - 記載内容の確認（地域住民側）：年月日、地域住民の住所、氏名（押印等不要）、電話

（注） 実地調査対象市町村から入手した条例等に基づき当省が作成した。

（例6） 地域住民が住民説明に応じない場合や説明しても納得しない場合の取扱い

条例において、地域住民が住民説明に応じない場合や説明しても納得しない場合の取扱いを規定している市町村がみられた。

（条例記載例 6-1）

事業者は、住民等の理解が得られるように努めるものとする。ただし、住民等が事業者の説明に応じないことその他規則(※)で定める理解が得られない理由があるときは、この限りでない。

（条例施行規則）

条例に規定する住民等の理解が得られない理由とは、次に掲げるものとする。

- (1) 住民等が事業者の説明又は協議に応じないとき。
- (2) 住民等が理解が得られない理由を明らかにしないとき。
- (3) その他市長がやむを得ないと認めるとき。

（条例記載例 6-2）

- 事業者は、地域住民等が説明会の開催に応じないときは、説明書を個別に配布するなど事業の周知に努めるものとする。
- 事業者は、前項の場合において、その対応した状況について、対応状況報告書により、市長に報告するものとする。

（条例記載例 6-3）

申請予定事業者は、地域住民に対し事業計画の周知を図るため、地域住民に対して当該事業計画についての説明会を開催しなければならない。ただし、説明会を開催することが困難であると市長が特に認めるときは、この限りでない。

（注） 実地調査対象市町村から入手した条例等に基づき当省が作成した。

## 【参考2】市町村による住民説明の実施に向けての工夫

市町村では、①自治会等に対して条例の内容を説明して協力を要請、②住民説明の実施に当たっての発電事業者への指導・助言の実施、③住民説明や協定締結に向けて地域住民への助言等、④条例で発電事業者・土地所有者・市民の責務の明記など、地域と共生した太陽光発電設備等の導入推進等のため、住民説明の実施等に向けて様々な工夫を行っている。

**【参考 2-①-1】 ～市が自治会に対して条例に基づく説明会開催等の協力を要請～**

市は、毎年度当初、自治会長に対して、i) 条例の趣旨（自然環境、景観及び居住環境と太陽光発電設備設置事業との調和、市民、事業者及び行政の情報共有・共通理解を前提とした立地の適正化）、ii) 条例手続の流れ（事前相談→届出・協議→完了確認）、iii) 自治会に協力を依頼する内容（地域住民への条例の周知、説明会開催の要請）を説明した資料を配布し、条例の周知の協力を求めるとともに、当該資料を解説した動画を公開

**【参考 2-①-2】 ～市が自治会に対して条例に基づく説明会開催の協力を要請～**

市は、条例で義務付けている地域住民への説明会の開催を円滑に行えるよう、自治会長から太陽光発電設備設置に関する問合せがあった場合には、条例の趣旨を説明し、住民説明会の開催に協力してもらうよう依頼をしている。

**【参考 2-①-3】 ～市が自治会に対して条例に基づく説明会開催等の協力を要請～**

市は、自治会長が一堂に会する会議（総会）を毎年度開催しており、市の各課から地域住民に必要な事項について案内をしている。昨年度は、条例の内容や太陽光発電に係る事業において自治会長に依頼する手続等（説明会等開催の協力、同意書への署名）について案内

**【参考 2-②-1】 ～市が発電事業者等に対して住民説明等の実施について助言～**

市は、条例において、住民説明に当たって事前に市に協議する規定は設けていないが、事前に発電事業者から太陽光発電設備の設置に係る連絡や相談があった際は、条例に基づく手続（市への事前届出、事業計画の地域住民への周知、市経由で提出される地域住民の意見に対する事業者による見解の提出、市による事業の同意等）について説明するとともに、条例で定める住民説明（地域住民への事業計画の周知計画）の案段階の内容を確認し、周知する地域住民の範囲、説明の方法、説明に使用する資料等について必要な助言を実施

**【参考 2-②-2】 ～市が発電事業者等に対して住民説明等の実施について指導～**

市は、条例に基づき発電事業者による住民説明を求めており、住民説明の実施に当たっては、県の運用マニュアル（太陽光発電設備の安全な導入の促進を目的に制定）を参考にして、戸別説明や自治会の回覧等、地域事情に十分に留意しながら、適切な手法により実施するよう指導

**【参考 2-③-1】 ～市が地域住民から協定締結に係る照会に対して助言～**

住民説明については、合意が得られたとする事業者と、十分な説明を受けていないとする地域住民との見解の相違によりトラブルとなる場合があるので、合意内容を協定として締結することがある。市は、地域住民から発電事業者との協定に関する照会があった場合、発電事業者との協定書の様式例を紹介。この様式例では、目的、防災設備、排水、水質維持、権利義務の継承等を例示（様式例の出典は不詳）

**【参考 2-③-2】 ～市が住民説明について地域住民に対して助言等～**

太陽光発電設備（高圧案件）の設置に当たり、市としては、地域住民に対し、ただ反対するのではなく、不安が解消されるような施工方法を実施してもらえよう、何が不安かを発電事業者に伝える必要があると説明している。

なお、本案件については、市が早い段階で地域住民の反対運動を耳にしていたため、

発電事業者に対し、丁寧な住民説明をするよう助言していた。発電事業者も、早い段階で回覧板により要望・意見を聴き、許認可関係を確認した上で回答するなど丁寧な説明を行っているが、実際には、地域住民の中には、ただ反対している者や、設備や施工等に詳しくないため発電事業者にどう要望すればよいか分からないという者もいる。

【参考 2-④-1】～条例で事業者、土地所有者等及び市民の責務を規定～

(事業者の責務)

発電事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、市民の安全安心を確保し、地域社会の発展に寄与し、並びに自然環境及び生活環境の保全に努め、災害が発生することがないように、事業区域及び対象設備を適正に管理するとともに、地域住民等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

発電事業者は、地域住民等から再生可能エネルギー発電事業に関する苦情等があった場合は、地域住民等の理解を得るため、誠実な対応をするように努めなければならない。

(土地所有者の責務)

土地の所有者、占有者又は管理者は、再生可能エネルギー発電事業により、自然環境及び生活環境の保全上支障が生じ、又は災害が発生することがないように、その所有、占有又は管理に係る事業区域の土地を適正に管理しなければならない。

(市民の責務)

市民は、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

【参考 2-④-2】～条例で事業者、土地所有者等及び市民の責務を規定～

(事業者の責務)

① 設置事業者及び発電事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境等に十分配慮するとともに、災害等が発生する事態が生ずることのないよう必要な措置を講じなければならない。

② 設置事業者及び発電事業者は、関係住民等の意見を聴き、その意見を尊重し、常に関係住民等と良好な関係を保つよう努めなければならない。

(土地所有者の責務)

土地の所有者、占有者又は管理者は、設置事業及び発電事業により、自然環境等を損ない、又は災害等が発生する事態が生ずることのないよう事業区域を適正に管理しなければならない。

(市民の責務)

市民は、この条例の基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に基づく手続の実施に協力するよう努めなければならない。

【参考 2-④-3】～条例で事業者の責務及び市民の協力を規定～

(事業者の責務)

① 事業者は、設置事業を実施するとき又は設置事業の実施により設置した太陽光発電設備を用い発電する事業を実施するときは、この条例及び関係法令を遵守し、災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護に十分配慮するとともに、地区及び近隣関係者との良好な関係の保持に努めなければならない。

② 事業者は、その事業に必要な公共施設及び公共的施設を自らの負担と責任において整備するよう努めなければならない。

③ 事業者は、太陽光発電設備及び事業区域の万全な管理を行うよう努めなければならない。

(市民の協力)

市民は、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(注) 参考 2-①-1 から 2-③-2 までは、当省の調査結果による。また、参考 2-④-1 から 2-④-3 までは、実地調査対象市町村から入手した条例等に基づき当省が作成した。

**【参考 3】市町村が条例の対象としている太陽光発電設備等の範囲**

市町村では、太陽光発電設備等や再生可能エネルギー発電設備に係る条例の制定に当たり、その対象となる発電設備の範囲について、参考 3-1（太陽光発電設備）及び参考 3-2（風力発電設備）のとおり、太陽光発電設備では発電出力、事業面積（事業区域の面積）、風力発電設備では設備の高さや羽の受風面積等により定めている。

（参考 3-1）市町村が条例の対象としている主な太陽光発電設備の範囲

（単位：延べ市町村数）

範囲		条例の対象の設定状況
発電出力	1,000kW 以上	2 (2)
	500kW 以上	1 (-)
	50kW 以上	12 (7)
	30kW 以上	1 (1)
	20kW 以上	3 (1)
	10kW 以上	15 (6)
事業面積	50,000㎡ 以上	1 (-)
	10,000㎡ 以上	1 (-)
	5,000㎡ 超	1 (1)
	3,000㎡ 以上	2 (1)
	1,000㎡ 超	2 (1)
	1,000㎡ 以上	13 (4)
	500㎡ 超	2 (-)
	500㎡ 以上	2 (1)
	400㎡ 以上	1 (-)
	300㎡ 以上	2 (1)
	100㎡ 以上	1 (1)
計		62 (27)

(注) 1 実地調査対象市町村から入手した条例等に基づき当省が作成した。

2 市町村の中には、発電出力と事業面積の両方を範囲としてところなどがあり、重複計上している。

3 括弧内は、集積を含んでいる市町村数で内数である。

なお、条例では、集積について、以下のような定義をしている市町村が多い。

- ・ 事業者が、同時期若しくは近接した時期又は既に施工されている事業の事業区域に隣接し、又は近接する区域で、当該事業と一体的に事業を行う場合
- ・ 実質的に同一と認められる事業者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に分割して設置する太陽光発電設備
- ・ 当該事業区域に近接した場所に設置され、又は設置される予定の太陽光発電設備であって当該太陽光発電設備と一体性を有すると市長が認めるものがあるとき
- ・ 同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備

（参考 3-2）市町村が条例の対象としている主な小形風力発電設備の範囲

○小形風力発電：①発電出力 50kW 未満かつ受風面積 25 ㎡以上

②発電出力 20kW 未満かつ受風面積 200 ㎡未満



【用語集（本中間整理で使用した用語）】

- 「市」：個別の市町村名は記載せず、「市」に統一
- 「県」：個別の都道府県名は記載せず、「県」に統一
- 「自治会」：地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体（自治会、町内会、町会、区会、区など）
- 「発電事業者」：太陽光発電設備等の維持、運営を行おうとする、又は行っている事業者で、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けると認定事業者となる事業者
- 「不適切案件に関する情報提供フォーム」：再生可能エネルギーが普及する一方で、各地域でトラブルが発生する事案が増えていることから、経済産業省（資源エネルギー庁）のHPに「不適切案件に関する情報提供のためのフォーム」を掲載し、このフォームに記入する方法により地域住民や地方公共団体等からトラブル等の事案についての情報提供を求めている。
- 「認定設備情報」：経済産業省（資源エネルギー庁）の「再生可能エネルギー電子申請」サイト上で、ログインIDを取得した地方公共団体等に提供されている、認定を受けた再生可能エネルギー事業計画の情報で、「事業計画認定情報公表用ウェブサイト」では公表されていない個人で発電事業者となっている者の住所及び電話番号等も掲載されている。

資料 太陽光発電ガイドライン<抜粋>

<p>第2章 適切な事業実施のために必要な措置</p> <p>第1節 企画立案</p> <p>2. 地域との関係構築</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>① 事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。</p><p>② 地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めること。環境アセスメント手続の必要がない規模の発電設備の設置計画についても、自治体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること。</p></div> <p>【解説】</p> <p>太陽光発電設備の設置に当たっては、関係法令及び条例を遵守し適切に土地開発等を実施した場合においても、事前周知なしの開発行為の実施や地域住民とのコミュニケーション不足等により、地域住民との関係が悪化することがある。地域住民の理解が得られず、反対運動を受けて計画の修正・撤回を余儀なくされる事態や、訴訟問題に発展した事例も存在する。</p> <p>これらを未然に防ぎ、太陽光発電設備が地域と共生して長期安定的に電力を供給するため、①について、事業計画作成の初期段階から太陽光発電事業者からの一方的な説明だけでなく、自治体や地域住民の意見を聴き適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施し、誠実に対応することが必要である。</p> <p>(略)</p>
---

(注) 下線は当省が付した。

資料4 説明会における説明事項等（第2次取りまとめから抜粋）

	説明の観点	太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス	電源の規模	対象となるエリア
安全面	斜面への設置	○	○	○	○	○	規模を問わない	エリアを問わない
	盛土・切土	○	○	○	○	○		
	地盤強度	○	○	○	○	○		
	排水対策	○	○	○	○	○		
	法面保護・斜面崩落防止策	○	○	○	○	○		
	防災施設の先行設置	○	○	○	○	○		
	設備設計	○	○	○	○	○		
	施行後の管理の継続性	○	○	○	○	○		
	事業終了後の措置	○	○	○	○	○		
景観	景観への影響	○	○	○	○	○	規模を問わない	自然環境・景観の保護を目的として条例で設定された保護エリア
自然環境 生活環境	騒音	○	○	○	○	○	環境アセスメント 対象規模	エリアを問わない
	振動	○	○	○	○	○		
	排水の汚れ／濁り	○	○	○	○	○		
	反射光	○						
	雑草の繁茂	○						
	風車の影による日照障害		○					
	温泉への影響			○				
	蒸気の噴出			○				
	流量等への影響				○			
	燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響 (交通/ばい塵・粉じん/臭気等)					○		
	その他の大気環境（大気質）への影響	○	○	○	○	○		
その他の水環境への影響	○	○	○	○	○			
その他の生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全への影響（動物、植物、生態系）	○	○	○	○	○	動植物・生態系への影響を踏まえ、法律・条例で設定されたエリア		
廃棄等	廃棄等費用の総額等	○	○	○	○	○	規模を問わない	エリアを問わない
	太陽光パネルの含有物質等	○						
	工事時に発生する産業廃棄物・残土	○	○	○	○	○		

## 資料 5-① 太陽光発電ガイドライン ～保守点検及び維持管理に関する事項の抜粋～

### 第2章 適切な事業実施のために必要な措置

#### 第1節 企画立案

##### 1. 土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続

(略)

- ④ 土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全の観点から適切な土地の選定、開発計画の策定を行うように努めること。

(略)

#### 【解説】

太陽光発電事業者による土地開発行為は、適切な措置を行わない場合、周辺への雨水や土砂の流出、地すべり等を発生させるおそれがある。(略) そのため、土地及び周辺環境の調査・土地の選定に当たっては、土砂災害の防止、土砂流出の防止、水害の防止、水資源の保護、植生の保護、希少野生動植物の個体及び生息・生育環境の保全、周辺の景観との調和などに配慮するとともに、反射光等による地域住民の住環境への影響がないように考慮することが必要である。

(略)

#### 第2節 設計・施工

発電設備の運転開始後、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電し供給するためには、土地開発を含め長期的な安全の確保及び発電の継続に留意した設計を行うことが基本であり、防災、環境保全、景観保全の観点から策定した計画に基づいた設計及び施工が適切に実施されることが極めて重要である。

(略)

##### 1. 土地開発の設計

- ① 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発の設計を行うこと。巻末の付録1の付表2に記載の関係法令に基づく許可等が必要である場合は、事業計画の認定の申請を行う前に当該許可等を取得していること。

[再エネ特措法施行規則第5条の2第3号、第4号]

- ② 上記に加え、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全のための適切な土地開発の設計を行うように努めること。

#### 【解説】

①について、土地開発の設計が適切に行われない場合、前述(第1節1. 土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続)のとおり、周辺への雨水や土砂の流出、地すべり等を発生させるおそれがあり、事業が継続困難となることもある。

(略)

②について、関係法令及び条例がない又は適用されない場所においても、設置する土地によっては、同様に土砂災害や景観等に配慮した設計が必要な場合がある。

(略)

##### 3. 施工

(略)

- ② 防災、環境保全、景観保全を考慮し土地開発の施工を行うように努めること。また、施工の際は、周辺地域の安全を損なわないように努めること。

(略)

##### 4. 周辺環境への配慮

- ① 設計・施工に当たり、発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずるように努めること。また、発電設備からの電磁波や電線を通じた電磁波が周辺の電波環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずるように努めること。また、太陽電池モジュールからの反射光が周辺環境を害することのないよう、適切な措置を講ずるように努めること。

(略)

#### 【解説】

長期的な地域との共生の観点から、周辺環境への影響を考慮した設計を実施することが必要である。(略)

#### 第3節 運用・管理

(略)

再生可能エネルギー発電事業を安定的に行うためには、発電設備の性能低下や運転停止といった設備の不具合、発電設備の破損等に起因する第三者への被害を未然に防ぐため、発電設備の定期的な巡視や点検の実施が重要である。また、運転開始後に適切な対応を確実に実施するためにも、事業の計画段階において、保守点検及び維持管理に係る適切な実施計画の策定及び実施体制の構築が必要である。

(略)

#### 1. 保守点検及び維持管理に関する計画の策定及び体制の構築

① 保守点検及び維持管理に係る実施計画（点検項目及び実施スケジュールを含む。以下「保守点検及び維持管理計画」という。）を策定すること。その際、関係法令及び条例の規定に従い、保守点検及び維持管理計画の策定及び体制の構築を行うこと。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号、第14号〕

(略)

③ 策定した保守点検及び維持管理計画に基づき、適切に保守点検及び維持管理を実施する体制を構築すること。電気事業法の規定により選任した電気主任技術者（小規模事業用電気工作物の場合は保守管理担当者）が必要な場合、その者を含めた体制とすること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号、第14号〕

④ 発電設備の事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生した時の対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制を構築すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号〕

(略)

#### 【解説】

事業計画の段階において、保守点検及び維持管理計画や体制を検討していなかったため、運転開始後に発電電力量の低下や不具合が発生しているにもかかわらず、発見や対処が遅れる、あるいは放置されたままになっているという事例が報告されている。その原因の一つとして、太陽光発電事業者保守点検及び維持管理の必要性に関する知識や、実際の保守点検及び維持管理のノウハウが不足しており、適切な計画の策定や体制の構築がなされていないという点が挙げられている。

①について、上記の背景を踏まえ、長期安定的に太陽光発電事業を実施できるよう、事業の計画段階において、適切な保守点検及び維持管理計画を策定し、またその実施体制の構築が必要である。具体的に定めるべき事項としては、以下のような例が挙げられる。

- ・ 保守点検及び維持管理スケジュール
- ・ 保守点検及び維持管理の人員配置・体制計画
- ・ 保守点検及び維持管理の範囲
- ・ 保守点検及び維持管理の方法
- ・ 保守点検及び維持管理時の安全対策
- ・ 保守点検及び維持管理結果の記録方法 等

(略)

④について、特に事故発生時などは、速やかに対応ができるように体制を整えておくことが重要である。

(略)

#### 4. 周辺環境への配慮

① 事業地の管理において、防災や設備安全、環境保全、景観保全などに関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを随時確認するように努めること。

② 発電設備の周囲に地域住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めること。

(略)

④ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うように努めること。

#### 【解説】

太陽光発電事業を継続的かつ適切に実施するためには、発電設備の安全確保、発電性能維持のみでなく、周辺環境や地域住民に対しても危険が及んだり生活環境を損なったりするおそれがないようにすることが必要である。これまで、土砂災害の危険性を高めるような斜面への太陽光発電設備の設置や排水計画が不十分なことに伴う土砂の流出などが報告されている。また、景観破壊や日照障害により、太陽光発電事業者と地域住民との関係が悪化した事例も報告されている。

①について、このような事態は、太陽光発電設備の運転開始後に発生する場合も多いため、太陽光発電事業者は、このような事態を招かないような企画立案をするとともに（第1節参照）、運転開始後も適切に発電設備の設置場所を管理し、地域へ配慮することが求められる。計画及び設計時に検討した排水計画や土砂流出の防止対策など、防災、設備安全、環境保全、景観保全、その他の項目に関して、適切に実施されている

かを随時確認することが必要である。(略)

②について、周辺に地域住民の生活の場がある場合は、発電設備の安全や発電効率に影響がない事象であっても、周囲環境への影響を与えるおそれがある事象については、適切に対応することが望ましい。  
(略)

付録

1. 主な関係法令リスト

付表1 太陽光発電事業に係る主な土地関係法令

法令	関係手続の例	所管
海岸法	海岸保全区域等内の占用許可 海岸保全区域等内の行為許可	国土交通省 農林水産省
河川法	河川区域等内の占用許可 河川区域等内の工作物新築等許可 河川区域等内の土地掘削許可	国土交通省
環境影響評価法	環境影響評価手続	環境省 経済産業省
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	国土交通省
景観法	景観計画区域・景観地区内の行為届出	国土交通省
港湾法	臨港地区内の行為届出 港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用許可	国土交通省
国土計画利用法	土地売買等の届出	国土交通省
砂防法	砂防指定地内の行為許可 砂防設備の占有許可	国土交通省
地すべり等防止法	地すべり防止区域内の行為許可 ぼた山崩壊防止区域における行為許可	国土交通省 農林水産省
自然環境保全法	自然環境保全地域内の行為許可	環境省
自然公園法	特別地域・特別保護地区内の行為許可	環境省
消防法	危険物取扱所設置許可	総務省
振動規制法	指定地域内の特定施設設置届出	環境省
森林法	林地開発許可 保安林指定解除手続 伐採及び伐採後の造林の届出	農林水産省
絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区の管理地区等内の行為許可	環境省
騒音規制法	指定地域内の特定施設設置届出	環境省
宅地造成等規制法	宅地造成に関する工事の許可申請手続	国土交通省
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域内の工事許可 特定盛土等規制区域内の工事許可	国土交通省 農林水産省
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区の区域内の行為許可	環境省
道路法	道路の占用許可 特殊車両通行許可	国土交通省
都市計画法	開発許可	国土交通省
土壤汚染対策法	土地の形質変更に係る届出	環境省
農業振興地域の整備に関する法律	市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	農林水産省
農地法	農地転用許可	農林水産省
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	土地形質変更届出	環境省
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出 史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更の許可	文部科学省

※1 掲載した関係法令以外にも、「工場立地法」、「土地区画整理法」、「農村地域工業等導入促進法」、「水産資源保護法」、「都市公園法」、「国有林の管理経営に関する法律」、「国有財産法」、「都市緑地法」、「生産緑地法」、「航空法」、「港則法」、「漁港漁場整備法」、「水質汚濁防止法」、「道路交通法」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「外国為替及び外国貿易法」等の遵守が必要となる場合がある。

※2 掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、太陽光発電事業者の責任において、法令を所管する行政機関に照会する等により、最終的な確認・判断を行うこと。

※3 (略)

※4 (略)

(注) 1 下線は当省が付した。

2 太陽光発電ガイドラインの全文は経済産業省（資源エネルギー庁）のホームページに掲載されている。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/legal/guideline\\_solar.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf)

3 風力発電ガイドラインにも同様の内容が定められている。

## 資料 5-② 太陽光発電ガイドライン ～標識及び柵塀に関する事項の抜粋～

### 第2章 適切な事業実施のために必要な措置

#### 第2節 設計・施行

#### 4. 周辺環境への配慮

(略)

② 出力 20kW 以上の太陽光発電事業者は、発電設備の外部から見えやすい場所に、事業計画における以下の項目について記載した標識を掲示すること。いずれの項目についても必ず記載し、事業計画の記載内容と一致するように記載すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第5号〕

- ・ 発電設備の区分  
「太陽光発電設備」と記載。
- ・ 発電設備の名称
- ・ 設備 ID
- ・ 発電設備の設置場所
- ・ 発電設備の出力
- ・ 認定事業者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※））、住所
- ・ 保守点検責任者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※））  
（※）法人の場合の代表者氏名については任意。
- ・ 連絡先  
設備の事故等緊急の事態が生じた場合に、緊急時対応について責任を有する者として、少なくとも、認定事業者又は保守点検責任者いずれかの連絡先（電話番号）を記載すること。
- ・ 運転開始年月日  
運転開始前においては、「(西暦) ○○○○年○月○日（予定）」と記載すること。運転開始予定日が変更された場合には、その都度、標識中の当該項目について修正すること。運転開始後においては、実際に運転を開始した年月を「(西暦) ○○○○年○月○日」と記載すること。ただし、2017年度以前に標識を設置した場合は、平成表記でも構わない。

標識は、土地の開発・造成の工事開始後（土地の開発・造成を行わない場合には発電設備の設置工事の開始後）速やかに掲示すること。風雨により劣化・風化し文字が消えることがないよう適切な材料を使用することとし、発電設備の外部から見えやすい位置に取り付けること。また、強風等で標識が外れることがないように設置すること。

(略)

④ 設置形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。柵塀等については、第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講ずること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項3号〕

(略)

#### 【解説】

(略)

②について、太陽光発電設備が地域における公衆安全や生活環境を損なうおそれがある場合、発電設備についての管理責任を負う者が不明であると危険な状態への速やかな対応ができないおそれがある。このため、当該事業に係る情報を掲示しその管理責任を負うべき太陽光発電事業者の所在を明らかにし、地域住民や自治体が緊急時に速やかに連絡を取れるようにすることが求められる。

再エネ特措法では、再生可能エネルギー発電事業者（出力 20kW 未満の太陽光発電事業者を除く。）に対して、発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側から見えやすい場所に標識を掲示することを求めており、以下の図「標識のイメージ」に準じた標識を設置することが必要である

(略)

また、緊急時に太陽光発電事業者又は保守点検責任者に連絡が取れるよう、「再生可能エネルギー発電事業者」又は「保守点検責任者」のいずれかの項目において、連絡先（電話番号）を記載すること。

図 標識のイメージ

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	霞ヶ関発電所
	設備ID	D×××××××15
	設置場所	東京都千代田区霞が関△番地
再生可能エネルギー 発電事業者	出力	150.0 kW
	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区霞が関○番地
保守点検責任者	連絡先	××-××××-××××
	氏名	霞ヶ関メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
	連絡先	××-××××-××××
運転開始年月日		(西暦)○○○○年X月○日

25cm以上

35cm以上

少なくともどちらかを記載すること

必要に応じて修正すること

(略)

発電設備が健全な状態であれば、発電設備に触っただけでは感電することはないが、外観から異常を判断することは容易ではないため、発電設備が地絡などの異常状態にある場合には、第三者が感電等により被害を受けるおそれや、安定的な発電が阻害される可能性がある。そのため、再エネ特措法において、この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずることが認定基準となっている。これらの危険を防止するためには、発電設備の周囲に柵や塀などを設置し、容易に第三者が発電設備に近づくことがないよう適切な措置を講ずることが必要である。

具体的には、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と十分な距離を確保した上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置することが求められる。柵塀等の使用材料については、ロープ等の簡易なものではなく、金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。

(略)

- (注)
- 1 下線は当省が付した。
  - 2 太陽光発電ガイドラインの全文は経済産業省（資源エネルギー庁）のホームページに掲載されている。  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/legal/guideline\\_solar.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf)
  - 3 風力発電ガイドラインにも同様の内容が定められている。





資料7 事業計画認定情報公表用ウェブサイトの記載事項

設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の電話番号	発電設備区分	発電出力(kW)	発電設備の所在地		新規認定日	運転開始報告年月	事業用太陽光 地域活用要件の 該当の有無	廃棄費用の積立方法	廃棄費用の積立状況	調達期間終了年月
							代表住所	他の筆数						

- (注) 1 事業計画認定情報公表用ウェブサイト (<https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo>) に基づき、当省が作成した。  
 2 「発電設備の所在地」については、本資料のとおり、代表地番のみ記載されているものと、全ての地番が記載されているものと、2種類の資料がある。

## 資料 8 再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報提供フォーム〈抜粋〉

### 再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報提供フォーム

入力
入力内容確認
完了

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入により、急速に再生可能エネルギーが普及する一方で、各地域でトラブルが発生する事案が増えています。そこで、経済産業省では、そのような事案に対しては、関係行政機関と連携しながら、再エネ特措法や関係法令等に基づいて、事実関係を把握した上で、過度に不適切な案件については、必要に応じて発電事業者に指導等を行うべく、事案についての情報提供を求めています。ご懸念の発電設備がございます場合は、以下のフォームにより情報提供をお願いします。

なお、情報をご提供いただく際は、下記の点にご留意ください。

(略)

<b>所属団体名</b> <span style="float: right; font-size: small;">*必須</span>	例：株式会社○○○○ <small>※個人の方は、「個人」と記載ください。</small>
<b>お名前</b> <span style="float: right; font-size: small;">*必須</span>	例：山田 太郎
<b>フリガナ</b> <span style="float: right; font-size: small;">*必須</span>	例：ヤマダ タロウ
<b>Eメールアドレス</b> <span style="float: right; font-size: small;">*必須</span>	例：example@example.co.jp <small>(確認用)</small> 例：example@example.co.jp
<b>電話番号</b> <span style="float: right; font-size: small;">*必須</span>	例：03 - 1111 - 2222
<b>■ 情報提供フォーム</b>	
<b>電源の種類</b> <span style="float: right; font-size: small;">*必須</span>	<input type="radio"/> 太陽光発電 <input type="radio"/> 風力発電 <input type="radio"/> バイオマス発電 <input type="radio"/> 中小水力発電 <input type="radio"/> 地熱発電 <small>※1つご選択ください</small>
<b>郵便番号</b> <span style="float: right; font-size: small;">*必須</span>	100 - 8501
<b>都道府県</b> <span style="float: right; font-size: small;">*必須</span>	----- 選択してください -----
<b>設備所在地</b> <span style="float: right; font-size: small;">*必須</span>	例：××市△△町○○丁目◆番地 <small>※設備所在地は、地番までご記入ください</small>
<b>トラブル・懸念項目</b> <span style="float: right; font-size: small;">*必須</span>	<small>トラブルや懸念についてあてはまる項目を選択してください。(複数選択可)</small> <input type="checkbox"/> 感電や設備飛散等の発電所設備に係る危険性 <input type="checkbox"/> 土砂崩れ、土砂流出等の土砂災害の危険性 <input type="checkbox"/> 景観破壊 <input type="checkbox"/> 自然環境の破壊 <input type="checkbox"/> 無許可、無届け <input type="checkbox"/> その他
<b>現場写真</b>	<small>現場写真をアップロードしてください</small> <small>※アップロード可能な画像は1ファイル10MB未満です</small> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; font-size: small;">[ファイルの選択] ファイルが選択されていません</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; font-size: small;">[ファイルの選択] ファイルが選択されていません</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; font-size: small;">[ファイルの選択] ファイルが選択されていません</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; font-size: small;">[ファイルの選択] ファイルが選択されています</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; font-size: small;">[ファイルの選択] ファイルが選択されていません</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; font-size: small;">[ファイルの選択] ファイルが選択されています</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; font-size: small;">[ファイルの選択] ファイルが選択されています</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; font-size: small;">[ファイルの選択] ファイルが選択されています</div> </div>
<b>具体的なトラブル・懸念点</b> <span style="float: right; font-size: small;">*必須</span>	<small>具体的なトラブルや懸念点についてご記入ください (全角3000文字以内)</small> <small>※案件の確認には現場写真が必要です。</small>